

2017 年度
最近の北朝鮮経済に関する調査

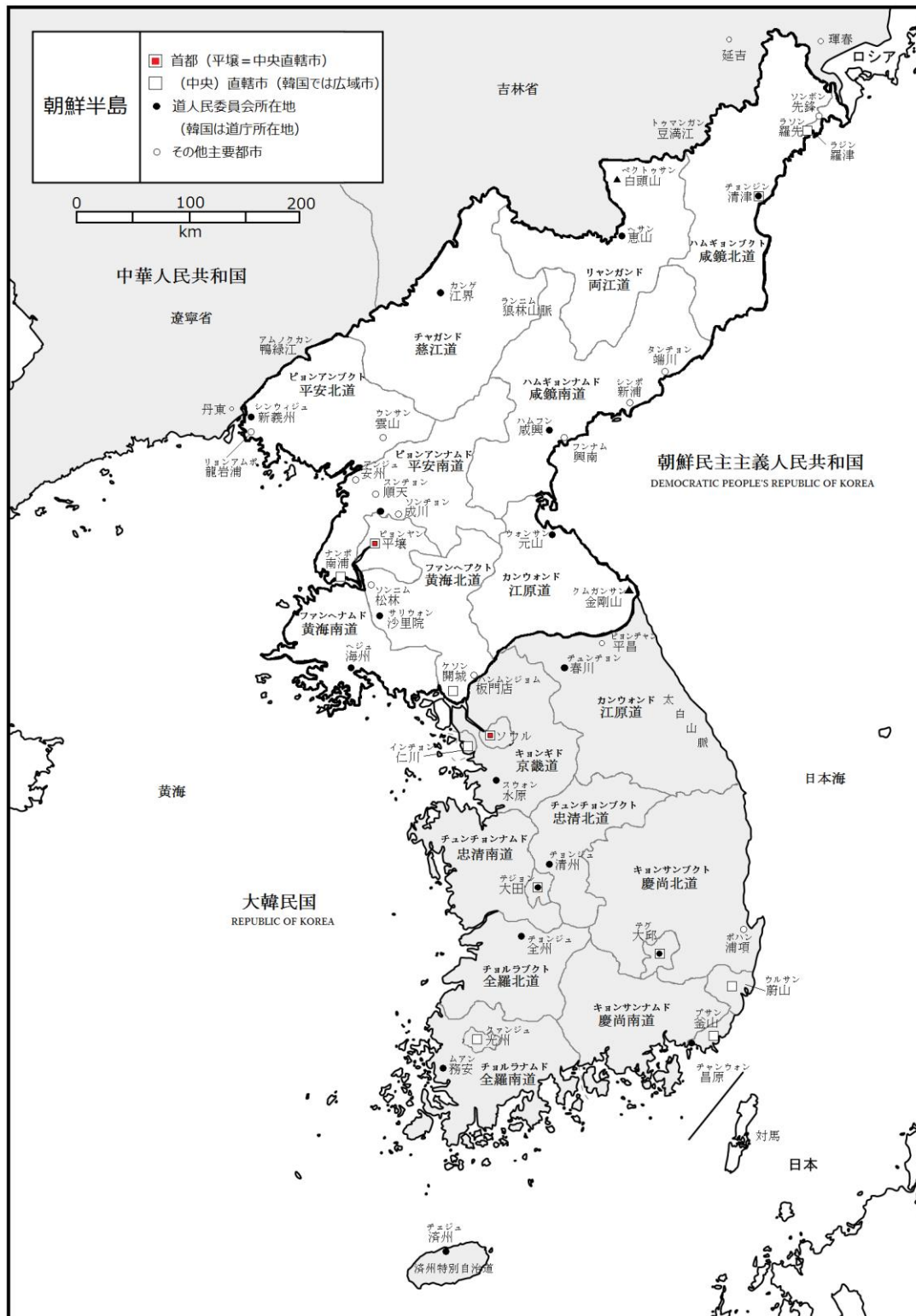
2018 年 3 月

日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部 中国北アジア課
委託先: 東アジア貿易研究会

【免責条項】

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した
内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一
切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載



【2017 年度 最近の北朝鮮経済に関する調査】

要 約

第 1 章 北朝鮮経済の現状

1. 金正恩政権の経済政策

- ・ 本報告書は、まず 2012～16 年までの金正恩政権下の 5 年間の経済政策の形成過程を振り返り検証している。北朝鮮は情報統制しているので、数字の裏付けを取ることはまず不可能に近く、年次が過ぎてから過去の事実が公表されたり、後付けて確認されることがあり、本報告書で確認されたことも多い。
- ・ 経済制裁下で進む「金正恩式経済改革」の特徴は工業部門の「社会主義企業責任管理制」と農業部門の「農場責任管理制」に集約され、企業所法、水産法、農場法など幾多の法律が制定され、実践に移されていることを報告している。

2. 2017 年北朝鮮経済の現状—経済制裁下の北朝鮮経済

- ・ 2012 年から始まった北朝鮮の経済改革は 4 年間の助走期間を経て、2016 年の朝鮮労働党第 7 回大会で本格的なスタートを切ったが、そこで発表した「経済発展 5 カ年戦略」で北朝鮮経済の各部門が直面する諸課題を指摘し、果敢な取り組みを促した。しかし、いまだ課題の克服が達成されていない部門があることを金委員長が 2018 年の「新年の辞」で率直に総括している。
- ・ 同時に厳しい経済制裁下で輸入代替産業の育成を進めている状況を、C1 化学工業、チュチュ鉄、軽工業などの事例などを挙げ、紹介している。また、外貨不足への対応策として国内民間資金の活用（動員）に着目し、北朝鮮でも商業銀行が民間遊休資金を吸い上げ、インフラやビル建設に投資している新たな動向を紹介している。
- ・ 2018 年の「新年の辞」で金委員長が韓国で開催される平昌オリンピックへの参加を表明したことを契機に、朝鮮半島情勢は一気に対決から南北融和へと動き出した。そこで、北朝鮮経済の今後の見通しについて、日中韓の半島ウォッチャー／研究者 6 人に事態の急展開の評価や今後の見通しを聞いた。

第2章 2017年の国連・主要国の対北朝鮮制裁の内容と影響

- ・ 国連安保理は2017年に4度にわたり（6月、8月、9月、12月）北朝鮮に対する制裁決議を可決した。各決議の内容を解説した。
- ・ 国別には米国、EU、韓国、中国を取り上げそれぞれの制裁への取り組みを解説した。
- ・ 制裁の影響について、全般的効果、国家指導部への影響、経済・生産活動への影響、軍事部門への影響を見たが、今のところ深刻な影響はみられないものの、経済封鎖レベルの制裁が本格稼働すればその影響は小さくないと見ている。

第3章 北朝鮮の貿易動向

- ・ Global Trade Atlas の貿易データによると、2016年に北朝鮮と輸出入取引があった国・地域は92カ国・地域であった。これに韓国と北朝鮮の南北交易額（韓国統一部発表）を加えた93カ国・地域の対北朝鮮輸出入合計額は、輸出33億1,267万ドル、輸入30億1,689万ドル、貿易総額63億2,956万ドルであった。
- ・ 本調査では、2015～17年の輸出入動向について、2016年の貿易シェア上位10カ国（中国、韓国、インド、フィリピン、ロシア、タイ、パキスタン、ベネズエラ、スリランカ、シンガポール）の輸出入動向を概観している。
- ・ 中国については、国連安保理制裁決議に基づき、中国商務部は北朝鮮との貿易取引禁止品目を定めた公告を発表し、対北制裁の戦列に加わった。その詳細を報告し、2017年の月別統計を参考に掲載した。

目 次

第1章 北朝鮮経済の現状.....	1
1. 金正恩政権の経済政策	1
(1) 金正恩政権の経済政策の理念.....	1
－「金正恩式経済改革」の背景.....	1
－経済と核の「並進路線」について	2
(2) 「金正恩式経済改革」5年間の軌跡.....	3
－政策措置の実施内容	3
－国営企業および協同農場における経済改革の内容	4
－工業、商業部門の「社会主義企業責任管理制」	5
－農業部門の「農場責任管理制」	6
－内閣による経済の統一的指導と戦略的管理.....	8
－経済における党の役割.....	10
－政策措置の立案と推進体制.....	11
－「5.30 労作」の発表と法制化	12
－「経済発展5カ年戦略」の発表	15
2. 2017年北朝鮮経済の現状－経済制裁下の北朝鮮経済.....	17
(1) 厳しい経済制裁を覚悟したうえでの「5カ年戦略」	17
－2017年の北朝鮮経済の現状.....	21
(2) 経済制裁に対する北朝鮮の対応策.....	23
－輸入代替政策.....	24
－C1化学工業の確立への動き	24
－チュチュ鉄	25
－軽工業部門	25
－機械工業部門.....	26
－外貨不足への対応－国内民間資金の活用	27
(3) これからの対応.....	28
3. 北朝鮮経済の今後の見通し－日中韓の半島ウォッチャー6人の見解.....	30
質問1. 北朝鮮のオリンピック参加と「南北融和」について	31
質問2. 北朝鮮に対する経済制裁の効果と限界について	35

質問 3. 北朝鮮の「核とミサイル」問題に対する国際社会の取り組みについて	39
第 2 章 2017 年の国連・主要国の対北朝鮮制裁の内容と影響	44
1. 2017 年の国連による対北朝鮮制裁の内容	44
(1) 決議第 2356 号 (2017 年 6 月 2 日採択)	44
(2) 決議第 2371 号 (8 月 5 日採択)	45
(3) 決議第 2375 号 (9 月 11 日採択)	47
(4) 決議第 2397 号 (12 月 22 日採択)	48
2. 2017 年の主要国の対北朝鮮制裁の内容	50
(1) 米国	50
① 法律	50
② 大統領令	51
③ 行政府の命令	52
(2) EU	52
① 理事会規則	52
② 理事会決定	53
③ その他細則	53
(3) 韓国	53
(4) 中国	54
(5) ロシア	54
3. 国連・主要国の対北朝鮮制裁が北朝鮮経済におよぼす影響	55
(1) 制裁の全般的効果	55
(2) 国家指導部への影響	58
(3) 経済・生産活動への影響	59
(4) 軍事部門への影響	59
第 3 章 北朝鮮の貿易動向	61
1. 2015～17 年の輸出入動向	63
(1) 中国	63
(2) 韓国	77
(3) インド	78
(4) フィリピン	78

(5) ロシア	79
(6) タイ	80
(7) パキスタン	81
(8) ベネズエラ	81
(9) スリランカ	82
(10) シンガポール	82
(11) その他注目される国・地域（台湾、ドイツ）	83

図 表 目 次

図表 1	北朝鮮経済再建の段階別・年代別区分	1
図表 2	北朝鮮の国家予算における費用別支出比率の推移	3
図表 3	社会主義企業責任管理制概念図	5
図表 4	北朝鮮の歴代長期経済計画	9
図表 5	新しい経済管理の概念図	11
図表 6	2012 年以降新たに制定された経済関連法	14
図表 7	2012 年以降改正された経済関連法	14
図表 8	朝鮮式経済管理方法の確立の動き	15
図表 9	国家開発 5 カ年戦略―部門別課題	17
図表 10	2006 年以降北朝鮮を対象とした国連安保理制裁決議	20
図表 11	安保理制裁の貿易制限的措置	23
図表 12	中国の国連制裁および独自制裁のための国内法的措置	54
図表 13	北朝鮮の中朝国境付近における各種商品価格および人民元とのレートの推移	58
図表 14	主要国／地域の対北朝鮮輸出入額の推移（93 カ国／地域）	62
図表 15	中国の対北朝鮮貿易額の推移	63
図表 16	中国の対北朝鮮輸出、総額と上位 20 品目	64
図表 17	中国の対北朝鮮輸入、総額と上位 20 品目	64
図表 18	中国が輸入禁止対象に指定（2017 年 8 月）した品目の対北朝鮮輸入動向	66
図表 19	中国が輸出禁止対象に指定（2017 年 9 月）した品目の対北朝鮮輸出動向	67
図表 20	中国が輸入禁止対象に指定（2017 年 9 月）した繊維製品の対北朝鮮輸出入動向	67
図表 21	中国が輸入禁止対象に指定（2018 年 1 月）した品目の対北朝鮮輸入動向	68
図表 22	中国が輸出禁止対象に指定（2018 年 1 月）した品目の対北朝鮮輸出動向	68
図表 23	中国の対北朝鮮石油製品輸出の推移	69
図表 24	中国の対北朝鮮穀物輸出量の推移	70
図表 25	2017 年の平壤におけるコメの市場取引価格（1 キロ当たり）	70
図表 26	中国の対北朝鮮二輪車輸出量の推移	71
図表 27	中国の対北朝鮮貨物自動車輸出量の推移	71
図表 28	中国の対北朝鮮フェロアロイ輸入額・量の推移	72

図表 29	中国の対北朝鮮電力輸入額・量の推移	72
図表 30	中国の対北朝鮮紡織用繊維・製品取引額の推移	73
図表 31	中国の対北制裁品目別輸出入動向（月別 2017 年 1～12 月）	74
図表 32	韓国の対北朝鮮搬出入	77
図表 33	インドの対北朝鮮輸出入.....	78
図表 34	フィリピンの対北朝鮮輸出入.....	79
図表 35	ロシアの対北朝鮮輸出入.....	80
図表 36	タイの対北朝鮮輸出入	80
図表 37	パキスタンの対北朝鮮輸出入.....	81
図表 38	ベネズエラの対北朝鮮輸出入.....	82
図表 39	スリランカの対北朝鮮輸出入.....	82
図表 40	シンガポールの対北朝鮮輸出入.....	83

第1章 北朝鮮経済の現状

1. 金正恩政権の経済政策

(1) 金正恩政権の経済政策の理念

－「金正恩式経済改革」の背景

1990年代後半からの「苦難の行軍」と呼ばれる、北朝鮮が陥った経済危機は、2000年代に入り少しずつ回復の兆しが現れてきていた。「先軍政治」を掲げた金正日総書記であったが、それと同時に国内経済システムの改編も行われた。それは、社会主義計画経済の原則は維持しながらも、不採算企業の整理、労働者賃金の引き上げ、企業へ権限委譲、市場（いちば）の拡大など経済システムを改革するものであった。

このような経済政策は、2007年には故金日成主席の生誕100周年を迎える2012年に「強盛大国の大門を開く」という目標を掲げるに至った。この目標に向かい、2010年と11年には「人民生活の向上」が前面に掲げられ、そのために軽工業と農業に総力を傾けることが強調された。しかし金総書記は2011年12月に死去し、息子の金正恩が後を継ぐこととなった。

図表 1 北朝鮮経済再建の段階別・年代別区分

年代	時期区分	政策および重点内容
1995～00年	「苦難の行軍」・強行軍—経済再建への地ならし	論説「自立的民族経済建設路線を最後まで堅持しよう」（1998.9） 社会主義憲法改正（1998.9） 中央および地方行政機関の整備＝内閣発足（1998.9） 国家予算発表（1999.4、5年ぶり） 「人民経済計画法」制定（1999.4） 連合企業所統廃合（～2001年）
2001～06年	経済再建への動き顕在化—システム改革着手	「強盛大国建設の要求にそって社会主義经济管理を改善、強化することについて」発表（2001.10） 「经济管理改善措置（価格および生活費引上）」（2002.7） 「農民市場」の「地域市場」への転換（2003.5） 食糧配給の一部復活（2005） 核実験（2006.10）
2007～11年	人民生活での実感の伴う「経済強国」の建設	経済強国建設により2012年に強盛大国の大門を開く（2007） 人民生活第一主義スローガン（2008） 人民経済すべての分野で最高生産水準突破、技術集約型経済への転換（2009） 貨幣交換措置（2009.11） 人民生活向上に全党的、全国的に力を集中、最先端技術で経済的飛躍（2010） 軽工業部門を優先し総力を集中（2011） 金正日総書記逝去（2011.12）

一経済と核の「並進路線」について

金正恩委員長は執権後の演説で、「人民が二度とベルトを締め上げずに済むように」と述べ、2012 年から始まる金正恩体制の最大の課題が、北朝鮮の経済的発展と安定であるとの認識をもっていたことが分かる。

金正恩委員長は、現在自らが置かれている経済的困難の原因について、①1950 年の朝鮮戦争以来続く米国との軍事的敵対関係、②国内での社会主義経済システム運営における諸問題であると診断した。

この二つの問題を解決する戦略として金正恩委員長が打ち出したのが「経済建設と核武力建設の並進路線」であった¹。

この「並進路線」は、核を保有している米国との軍事的対峙の中で、米国本土への核攻撃能力を保有することで米国の圧力からの体制安全を保障しながら経済活性化を進める戦略であった。

「並進路線」は、米国からの核攻撃に対抗するための軍事費支出が大きな財政的負担となっていた北朝鮮にとって、通常兵器による対応に比べ相対的に安価なコストで確実な核抑止力を得ることができるという論理であった²。

すなわち、核およびミサイル開発を積極的に進め米国に対する核抑止力を保持することで、短期的には、米国に軍事的行動を取れなくさせて経済建設に注力できる「平和的」環境を構築し、中長期には、それを米国の対北朝鮮政策を転換させるための圧力として利用し、米国を対話へと誘導するというものであった³。

「並進路線」はどのような結果をもたらしているのだろうか。

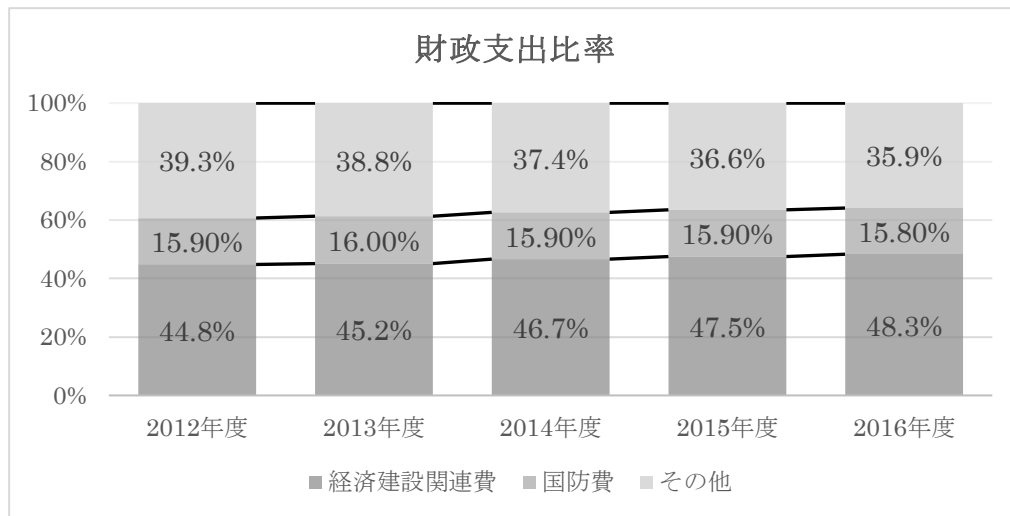
一部では「経済建設と核武力建設を並進させる」とは言うものの、核・ミサイル開発費用がかさみ、経済建設への負担が増大するのではという見方もあった。実際に軍事費支出の財政的負担が減少したのかどうかを確認してみよう。

¹ 金正恩『朝鮮労働党中央委員会 2013 年 3 月総会における報告』2013 年 3 月 31 日

² 軍拡競争による経済的負担の増大についての指摘もあるが、米国からの核脅威に対する抑止力である以上、相手を戦力で圧倒する必要はなく、従って冷戦時代に米ソ間で繰り広げられた際限のない軍拡競争へと進むことはないというのが北朝鮮の見方である。

³ このような論理の核心は北朝鮮の米国に対する認識であろう。北朝鮮にとって米国は、自らの利益のために民族を分断した元凶であり、現在も北朝鮮の崩壊を虎視眈々と狙っている敵国であるという認識が前提となっており、米国に対する根強い不信感から抜け出せていない。

図表 2 北朝鮮の国家予算における費用別支出比率の推移



出所：最高人民会議における各年度財政報告

上記の図表 2 は北朝鮮の国家予算から支出された国防費と経済建設関連費の割合（決算値）の推移を示したものである。

これによると、並進路線がとられた 2013 年以降、国家予算に占める国防費支出の割合は 2013 年度の 16.0%から 2016 年度は 15.8%と 0.2 ポイント下がっている一方で、経済建設関連支出割合は 2013 年度 45.2%から 2016 年度 48.3%と 3.1 ポイントの増加を示している。この統計には実金額が出ていないので国防費支出額の変化を確認できない弱点はあるものの、一つの推移として参考になると考えられる。

（２）「金正恩式経済改革」５年間の軌跡

金正恩委員長は政権に就くと直ちに、経済の活性化と安定的成長を最優先課題として掲げ、新たな経済政策を次々と打ち出し実施に移してきた。その中でも特に注目に値するのが、社会主義経済システム運営の改革措置であり、北朝鮮経済は大きく変貌してきた。

本項では、金正恩委員長執権後 2016 年までの 5 年間の「金正恩式経済改革」の内容とそれがどのような形で推し進められてきたのかについて概観する。

－政策措置の実施内容

北朝鮮で行われている経済改革は、社会主義経済システムの枠組みの中で行われている

る。社会主義経済の特徴は、(1) 生産手段（機械設備や原料、資材、土地、建物等）の社会主義的所有（国家的所有および協同的所有）、(2) 唯一の国家計画に基づく経済運営に集約される。具体的には、国营企業や協同農場（国家や協同組合が所有）が国家的に策定された経済計画に従って生産を行う経済である⁴。

北朝鮮において行われている経済改革は、①国家や協同組合によって所有されている国营企業や協同農場において、生産を活性化するための企業の管理運営方法の改革、②国营企業や協同農場が効率的に活動できるようにする国家の経済運営方法の改革という二つの内容を持つ。言い換えれば、企業レベル＝現場レベルでの改革と国家レベルにおける改革ということになる。

一 国营企業および協同農場における経済改革の内容

まず、経済の実際のプレーヤーである、国营企業（工業、商業等）、協同農場⁵（農業）における生産活性化のための管理運営方法の改革について見よう。

北朝鮮では、工場・企業所、協同団体を総じて企業体と呼ぶが、これらの企業所に大きな権限を与え、自らの責任下で経営活動を主導的に行うようにするための制度として、「社会主義企業責任管理制」を導入、実施するようにした。

「社会主義企業責任管理制」とは、工場、企業所および協同団体などが、生産手段に対する社会主義的所有に基づき、実質的な経営権を持って企業活動を創造的に繰り広げることによって、勤労者（従業員）たちが生産と管理の業務を主人としての（主体的に）責任と役割を果たすようにする企業管理方法である⁶、とされる。

北朝鮮における新たな企業体運営方法である「社会主義企業責任管理制」は、部門別の企業体運営方法の違いから、工業、商業など農業部門以外の企業体においては「社会主義企業責任管理制」として、農業部門の企業体（協同農場や国营農場）では「農場責任管理制」⁷として実施されている。

⁴ 社会主義国における経済改革とは一般的に、計画経済を放棄し市場経済を導入するという意味で使われるが、北朝鮮経済における一連の動きは、それとは区別されるものである。ただし、北朝鮮で使われている「经济管理（方法）の改善」という言葉が日本ではあまり一般的ではないことから、本稿では一部で「経済改革」という表現も使用する。なお北朝鮮では自らの取り組みを「経済改革」とは呼ばない。

⁵ 北朝鮮には協同組合企業も、国营農場も存在するが、全体から見るとその割合は多くない。よってここでは、国营企業、協同農場と表現する。

⁶ 金正恩「現実発展の要求に即して朝鮮式经济管理方法を確立することについて」2014年5月30日

⁷ 企業所法（2010年制定、2014年11月5日修正補充）第4条「...国家は、企業所が経営戦略、企業戦略を正確に立案し社会主義企業責任管理制を正しく実施し、経営活動で社会主義原則を守りながらも最大限の実利を出すようにする」、農場法（2014年12月23日修正補充）第4条「...国家は農場責任管理制を実施し、農場の経営活動を実利主義原則で科学化、合理化する」

「社会主義企業責任管理制」の特徴は一言で言うと、これまで国家が握っていた生産および分配に関する多くの権限を現場の企業体へ大幅に移譲し、企業経営の裁量を各事業体に与えることで、生産活動を活性化させるということである。

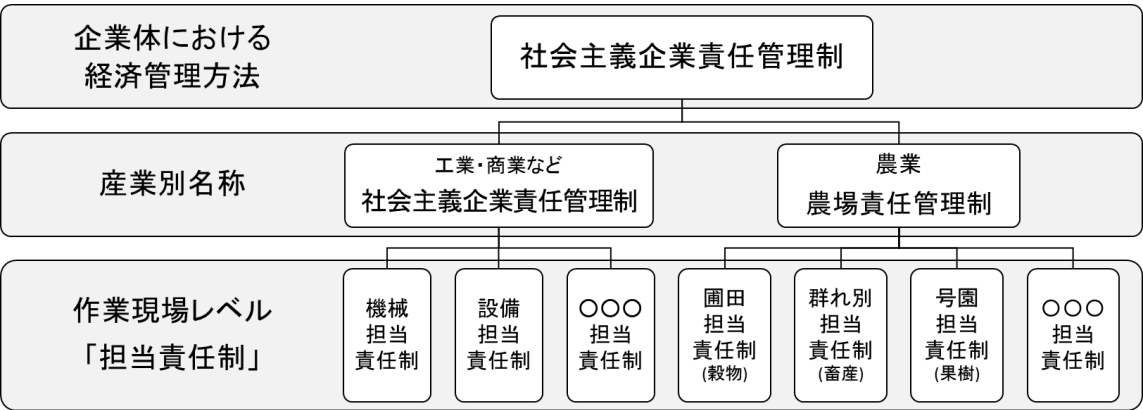
企業体は移譲された権限を積極的に利用し、経営戦略を立て生産活動を積極的に行うことで企業経営の主人としての「責任」を果たすようにするということである。

企業の経営に携わる経営陣だけでなく、現場で働く労働者にも主人としての責任と役割を果たすような枠組みも作った。それが「担当責任制」である。

「担当責任制」とは、生産と関連する機械設備や土地、施設などの資産（生産手段）の利用率と生産性を高めるために、それぞれの部門や企業体の実情に合わせて、少人数の労働グループや個人にそれらの資産についての管理運営を担当させるというものである。（図表 3 参照）

以下、産業別にもう少し具体的に見よう。

図表 3 社会主義企業責任管理制概念図



ー工業、商業部門の「社会主義企業責任管理制」

「社会主義企業責任管理制」により、当該部門企業に対して、①計画権、②生産組織権、③労力調整権、④製品開発権、⑤品質管理権、⑥人材管理権、⑦貿易および合併合作権、⑧財政管理権、⑨価格制定権、⑩販売権の 10 の権限が移譲された⁸。

社会主義計画経済を採用する北朝鮮では、計画権や価格決定権は計画経済の根幹をなすものであり、これらはこれまで国家による一元的な統制下にあった権限であった。

しかし「社会主義企業責任管理制」においては、これらの権限のすべて、または一部

⁸ 企業所法（2010 年制定、2014 年 11 月 5 日修正補充）第 31 条～39 条

を現場の企業が行使できるようにして、企業が「実地的な経営権をもって」「経営戦略、企業戦略を正しく策定してそれに従い」⁹経済活動を行えるようにした。

例えば、企業は、国家が制定した計画である「国家指標」とは別に、独自の生産計画に基づいた「企業所指標」を策定して経営活動を行えることになった。企業は独自生産計画による「企業所指標」を他企業と注文契約を締結する方法で計画化して実行する。

しかし北朝鮮における経済改革は、社会主義計画経済の枠組みを前提とするものなので、国家計画に基づく「国家指標」が廃止されたのではなく、それを優先的に遂行することが前提とされる。

ただし実際には、企業に割り当てられる「国家指標」はできるだけ少なくする傾向にある。これには部門別に差異を持たせているようで、重工業部門の企業と軽工業部門の企業ではその割合が違う。例えば重工業部門の大規模企業は全体生産の 70%以上が国家計画に従ったものである一方、軽工業の小規模企業における国家計画分は 10%にすぎず、90%が企業独自の計画による「企業所指標」であるという¹⁰。

その結果、与えられた裁量を利用して企業活動を活発に行い、利益を上げる企業が現れてきており、それは労働者に対する労働報酬の増額という形に表れてきている。例えば、元山製靴工場においては、生活費（月給）とは別に、現金か現物で増産分の報酬を支給しているし、平壤の食料品工場では生活費として月に 45 万～60 万ウォン（実勢レートで約 5,900～7,800 円）を支給しているという¹¹。

このような権限の拡大は自ずと、それに相応する企業努力が求められることを意味する。独自に策定した「企業所指標」を達成するためには、生産のための資金の確保、原材料の調達などを自ら解決しなければならない。与えられた状況の下で、それらの権限をどのように駆使し、企業経営を上手くするかは現場の経営陣の手腕に大きくゆだねられることになる。これまでの上位下達の指令型生産ではない新しい生産の形が生まれてきている。

一農業部門の「農場責任管理制」

農業部門においても工業でのそれと同様に、より多くの権限が農場に委譲され、農場が独自の経営活動を行えるようになった。これは「農場法」として法制化された。

⁹ 企業所法（2010 年制定、2014 年 11 月 5 日修正補充）第 29 条、第 30 条

¹⁰ 柳学洙「現地報告：经济管理改善措置と消費生活の向上」『季刊朝鮮経済資料』2016 年 4 号

¹¹ 福田恵介「北朝鮮経済が『社会主義』にこだわるワケー経済制裁下でも広がる『企業責任管理制』とは」東洋経済オンライン 2016 年 11 月 2 日

例えば、農場独自の権限で農場員の収入増加のために様々な副業生産単位を作ることができたり（生産組織権、23 条）、農場での生産や経営に必要な物資を国家買い入れ計画遂行後残った農業生産物を利用し交換、販売できたり、計画とは別に生産した農業生産物や副業生産物は自ら価格を制定し販売できる（販売権、価格制定権、第 50 条）¹²など、生産や分配に関するさまざまな権限が農場に付与された。

「農場責任管理制」を実施するために導入されたのが「圃田担当責任制」である。

金正恩委員長は 2014 年 2 月に開かれた「全国農業部門分組長大会」宛てに送った書簡で「分組管理制を実施するうえで、分配を徹底的に社会主義分配原則にのっとって行うことが重要」であるとしながら、「分配における平均主義は社会主義分配原則とは縁がなく、農場員の生産意欲を低下させる有害な作用を」するとし、労働の量と質に応じて分配を行うことを強調した。また、分組で生産した穀物のうち、国が定めた一定の部分を除いた残りは、農場員が稼いだ労力日に応じて現物を基本に分配するようにしなければならないことを強調した。

金委員長が述べている通り「圃田担当責任制」とは、それまでの協同農場における末端の生産単位（グループ）であった分組（20～30 人で構成）の下に、より少人数（1～5 人）のグループを置き、そのグループごとに担当する田畑を割り当て、彼らに面倒を見させるというものであった。これは、作業単位と担当する田畑を細分化することで、当該田畑での農作の責任の所在を明らかにするとともに、最終的には労働の量と質に応じた報酬を計算する基準（＝労力日）¹³をはっきりさせるものでもあった。

労働の責任を明確にすると同時に、労働の結果として得られる労働報酬を農場員たちが実感できる形で与えるようにした。

これまでは、生産された農産物は国家資産（農薬、肥料、農機具、土地など）使用料の納付と農民への食糧分をまず確保した後、残った分に関しては全量を国家が買い上げ（義務的な買い上げ）、現金を農民に分配する形の現金分配を行っていた。しかし、国家の買い上げ価格は国で定めた価格（国定価格）を基準とするもので、それを市場（いちば）へ持ち出し販売する際の価格（市場価格）に比べ著しく安いものであったことから、農民たちにとっては非常に不利なものであった。農民にとっては一生懸命働いても、

¹² 2014 年 12 月 23 日最高人民会議常任委員会政令第 296 号で修正補充された「農場法」

¹³ 労力日とは、「協同農場において労力者（農場員：筆者注）の共同労働に支出された労働の質と量を評価し、彼らの個人分配分を規定する尺度」（朝鮮社会科学院チュチェ経済学研究所編『経済辞典』科学百科事典出版社、1985 年）である。労力日は労働の量と質により評価されるが、協同農場では作業を 6 等級に分け、等級間差を 0.2 とし、一番高い「6 級作業」は 1.6 労力日として計算される。

それに見合う収入は得ることができないことから、生産意欲は上がらない一方、収穫した生産物の市場などへの横流しなども起こるようになっていた。

新たに導入された「圃田担当責任制」では、収穫された生産物から土地使用料、灌漑使用料、肥料、農薬などの営農物資、農村支援労力分などを各々の基準に従って国家に納付し¹⁴、余った分から次年度に必要な種子や飼料などの分を除いたもの（協同農場への備蓄）を、労力日に従って現物で分配するという形にした¹⁵のである。

現物で分配された穀物はそれを国家買い取り価格より 60～90 倍高い市場価格¹⁶で販売することで、以前に比べて格段の収入を得ることができるようになったのである。

「圃田担当責任制」の導入により、農民の労働意欲は格段に向上したといわれる。

『労働新聞』は「圃田担当責任制」が導入された結果、黄海北道西興郡巨文協同農場の第 1 作業班において、トウモロコシ生産量がこれまでの 2 倍に達したという例を報じている¹⁷。同農場では「圃田担当責任制」の導入により、農民間の競争意識が高まり、より多くの収穫を得るための研究と努力が行われ、その結果として生産量が 2 倍になったという。この事例のように、自らの労働により実際に働いた分だけ自らの報酬として戻ってくるという制度的な裏付けは、農民たちの生産意欲を向上させることに寄与していると思われる。

－内閣による経済の統一的指導と戦略的管理

北朝鮮では、国家による経済運営方法の改革について、「国家経済全般に対する国家の統一的指導と戦略的管理を正しく実現する」¹⁸ことが強調された。

ここで注目すべきは、「戦略的経済管理」という新たな概念である。

北朝鮮は従来、長期経済計画を策定し、それに基づいた経済運営を行ってきた。

¹⁴ これは土地やその他の営農物資は国家所有あるいは国家からの提供によるものであるので、その利用料を国家へ支払うということである。

¹⁵ 農場法では国家の買い取りについて次のように定めている。

「国家計画機関は土地と灌漑用水、電力、営農物資をはじめとする国家の生産手段利用分について、該当する農業生産物を科学的に計算し買取計画として示達しなければならない。...

農場は農業生産物買取計画を間違いなく遂行しなくてはならない。

買取計画を遂行し残った農業生産物は、農場員総会で討議決定し、農場員に対する分配、種子と家畜飼料の造成、農場の拡大再生産などに利用できる」（農場法第 48 条、2015 年 6 月 25 日最高人民会議常任委員会政令第 555 号）

¹⁶ 国定価格は 44 ウォン／キロ、市場での価格はおよそ 3,000～4,000 ウォン／キロ。

¹⁷ 「圃田担当責任制と競争心」『労働新聞』2016 年 2 月 6 日付

¹⁸ 金正恩「現実発展の要求にそくして朝鮮式経済管理方法を確立することについて」（2014 年 5 月 30 日）

図表 4 北朝鮮の歴代長期経済計画

名称	期間	討議、発表
人民経済 2 カ年計画	1949-50	内閣第 10 回全体会議で討議結論
人民経済復旧発展 3 カ年計画	1954-56	朝鮮労働党中央委員会第 6 回全体会議（1953.8.5）で構想
第 1 次 5 カ年人民経済計画	1957-61	朝鮮労働党第 3 回大会で発表（1956.4.23）
人民経済発展 7 カ年計画	1961-67	朝鮮労働党第 4 回大会で発表（1961.9.11）
人民経済発展 6 カ年計画	1971-76	朝鮮労働党第 5 回大会で発表（1970.11.2）
人民経済発展第 2 次 7 カ年計画	1978-84	最高人民会議第 6 期第 1 回会議で採択（1977.12.17）
人民経済発展第 3 次 7 カ年計画	1987-93	最高人民会議第 8 期第 1 回会議で採択（1986.12.30）

しかし、1987 年に第 3 次 7 カ年計画が発表されて以降、新たな長期経済計画は発表されていない。

北朝鮮は今回経済改革を行うにあたり、国家による経済運営方法として、長期経済計画に基づく経済運営という旧来の方法とは別の方法で、国家的な経済運営を行うようにした。それが「戦略的経済管理」である。

北朝鮮の研究者によると、国家の戦略的経済管理方法とは、①国家、党が掲げる政策と科学的な根拠に基づき人民経済発展の総体的な戦略を作成し、②企業体が国の資源を最大限に動員し効果的に使用することのできる経済的条件と法律的地位を与え、③経済の絶えざる高い成長と均衡を保障するようにすること、とされる¹⁹。

つまり、北朝鮮では「戦略的経済管理」の下、①国家は、旧来型の「長期経済計画（展望計画）」は策定せず、「経済発展『戦略』」に基づき国の経済建設を推し進める。②国家は、従来自らが掌握していた多くの権限を企業に与え、企業が経営権を上手く行使できるようにする環境と条件を用意するように経済管理を実現することである。これは先の企業体における「社会主義企業責任管理制」と対を成すものである。

「戦略的経済管理」の特徴は一言で言うと、国家による経済への関与を直接的な統制を制限する方向で行うことを示したということである。

国家は「戦略的経済管理」のもとで、従来型のすべての部門間での調整を行ったうえ

¹⁹ ソン・ジョンナム「戦略的経済管理方法の本質的特徴」『経済研究』2015 年 4 号（朴在勲「国家経済発展 5 カ年戦略を理解するための研究紹介」『季刊朝鮮経済資料』2016 年 2 号に全訳が掲載）

での数値目標を提示する「経済計画」ではなく、主要な部門において達成すべき目標だけを提示する「経済戦略」という形式をとるようにしたのである。

国家が戦略として国家経済の主要部門としてあげるのは、具体的には、人民経済先行部門（電力、石炭、金属、鉄道運輸）、基礎工業部門と機械製作工業部門、先端技術産業と建設、農業などの部門と傘下の企業体²⁰とされる。「電力のように個別的企業体が自ら解決することが難しい問題」²¹を国家的に解決することに限定するというのが、「計画」とは区別される「戦略」とした意図だと思われる。

また、国家は「戦略」遂行について、直接に企業体に指示を出し統制するのではなく、戦略を遂行できるような環境を整えるという方法で「戦略」遂行へと誘導する。

その内容としては上述の「社会主義企業責任管理制」が正しく遂行できるような法の整備、そして、個別の計画や、財政、金融、価格などの経済的な手法を用いるということである。そうすることで、個別の企業体が、独自の計画にそって行う企業活動が国家が提示した「戦略」を遂行する方向で行われるようにするということになる。

このような国家による「戦略的経済管理」を行う主体は内閣である。北朝鮮において内閣は行政府であるとともに、国家の経済全般を統一的に掌握指導する「経済司令部」とであるとされる。上述の、「経済戦略」の策定や法の整備、個別的経済政策の実施などはすべて内閣によって行われる。ゆえに、経済に対する戦略的管理を正しく実現するためには、何よりも経済にかかわるすべての問題を内閣に集中させ、内閣の統一的な指揮に従い解決していくというルールを厳格に守ることが重要²²になる。これが、国家による経済の統一的指導の内容である。

一 経済における党の役割

これまで見てきた生産現場における「社会主義企業責任管理制」、および内閣が主導する国家経済全般に対する「統一的指導と戦略的管理」は、経済に対する朝鮮労働党の

²⁰ リ・ヨンナム「経済に対する国家の統一的指導と戦略的管理を正しく実現するための重要要求」『金日成総合大学学報（哲学、経済）』2016年2号（朴在勲「国家経済発展5カ年戦略を理解するための研究紹介」『季刊朝鮮経済資料』2016年2号に全訳が掲載）

²¹ チェ・ソンボン「戦略的経済管理方法の必要性」『経済研究2016年1号（朴在勲「国家経済発展5カ年戦略を理解するための研究紹介」『季刊朝鮮経済資料』2016年2号に全訳が掲載）

²² リ・ヨンナム「経済に対する国家の統一的指導と戦略的管理を正しく実現するための重要要求」『金日成総合大学学報（哲学、経済）』2016年2号（朴在勲「国家経済発展5カ年戦略を理解するための研究紹介」『季刊朝鮮経済資料』2016年2号に全訳が掲載）

唯一的指導を保障することで担保される。つまり、国家および企業体の経済活動はあくまでも朝鮮労働党が提示する経済路線を具現するために党の政策的、政治的指導の下で実行されるということである。

これまで見てきた北朝鮮での新しい经济管理方法は次のように整理できよう。

図表 5 新しい经济管理の概念図



一 政策措置の立案と推進体制

北朝鮮におけるこのような経済改革はどのような過程を経て確立してきたのであろうか。

上述の通り、金正恩委員長は、北朝鮮経済を活性化させるためには、国の経済システムにメスを入れ、問題点を改善していくことが必要であると考え、それを自らのリーダーシップの下で強力に推し進めた。北朝鮮ではこのような動きについて「经济管理（方法）の改善」と呼んだ。金委員長による「经济管理改善」への動きは、金正日総書記の死去後すぐに始まっている。

北朝鮮の経済学者や内閣関係者によると、金委員長は、金総書記の永訣式が行われた2012年12月28日に関係幹部たちの前で社会主義企业管理方法を速やかに完成することを強調し、年が明けると、内閣の幹部および、学者らを招集し、研究課題を提示したという。それを受け、内閣では、研究機関、経済部門関係者らと幾度にもわたり国家的な協議会や討論会などを開催、「良い案」については一部の生産単位で試験的に導入し、

成果を確認した後一般化された²³。国営企業および協同農場における新しい企業運営の試験導入は早くも 2012 年から行われた。

工業部門では経済の部門別（電力、石炭、金属、機械工業などの各部門）に中央、道、地方の各地域の級数に応じてそれぞれ 2～3 の企業で試験導入が始まった。初期には 100 余りの企業で、年末には 200 余りの企業で試験的に導入された。

協同農場では 2012 年下半年から、一部の協同農場で「圃田担当責任制」および現物分配等が試験的に実施された。

金正恩委員長は 2013 年の「新年の辞」において、前年度から始まった経済管理方法の試験的導入を念頭に「各部署の立派な経験を広く普及」²⁴することを指示した。

同年 3 月に開催された朝鮮労働党中央委員会 2013 年 3 月全体会議において、「経済建設と核武力建設の並進路線」が打ち出され、経済建設の課題として「現実発展の要求にそくして朝鮮式の経済管理方法を研究、完成」することが強調された。

「並進路線」の採択により、国内の締め付け強化や、核開発へのリソースの集中など状況が変化し、経済改革の動きにブレーキがかかることが懸念されたが、結果は相反するものであった。

上記 3 月全体会議の決定を受け、2013 年から全国の協同農場で「圃田担当責任制」の全面的導入が始まり、4 月からは独立採算制企業に対し計画権、生産組織権等の権限を委譲する措置がとられた。それらの措置は 8 月に「社会主義企業責任管理制」として定式化²⁵された。

－「5.30 労作」の発表と法制化

金正恩委員長は、2014 年 5 月に「現実発展の要求にそくして朝鮮式経済管理方法を確立することについて」と題する論文（以下、「5.30 労作」）を発表した。

「5.30 労作」は①朝鮮式経済管理方法の確立の本質と必要性、②朝鮮式経済管理方法確立の原則と方向、③朝鮮式経済管理方法という構成になっているとされる²⁶。

²³ 朴在勲「[研究ノート] 現地情報から検証した朝鮮式経済管理に関する最近の動き」『季刊朝鮮経済資料』第 2 巻第 4 号 2014 年 12 月、「最高領導者の関心の中で内閣と生産現場が緊密に連携」

²⁴ 金正恩「2013 年新年の辞」2013 年 1 月 1 日

²⁵ 2013 年 8 月 15 日にこれまで行われてきたさまざまな経済管理改善措置を「社会主義企業責任管理制」として定式化、「2013 年 8.15 方針」と呼ぶ。朴在勲「[研究ノート] 現地情報から検証した朝鮮式経済管理に関する最近の動き」『季刊朝鮮経済資料』第 2 巻第 4 号 2014 年 12 月

²⁶ 2018 年 1 月現在、「5.30 労作」は一般的に公開されておらず、オリジナルテキストに接することはできない。ただし、北朝鮮での経済管理改善の動きが活発化していく中で、研究論文や公式文献などで一部が公開されたりしているので、大まかな内容については十分推測ができる。本文における論文構成内容に

執権直後より水面下で進んできた経済管理改善への動きは、「5.30 労作」の発表により、権威化され、揺るぎない国家的な方針として確立されたといえよう。

金委員長の「5.30 労作」の発表を境に、北朝鮮における経済管理方法改善＝金正恩式経済改革は試行錯誤の段階から全面的実行の段階へと大きく前進した。

金委員長執権後の 2012 年以降で新たに制定された経済関連法は 17 本、改正されたものは 60 本におよぶが、2014 年以降を見ると制定 7 本、改正 38 本であり、経済改革の動きに合わせて、法の改正が細かく行われている。特に社会主義企業責任管理制の確立と密接にかかわる企業所法（2 回）、水産法（3 回）、農場法（4 回）などは頻繁に法改正を重ね、制度を法律的に担保するようにしていることが解る。（図表 6、7 参照）

これまで行政レベルで実施されてきた経済管理改善に関するさまざまな施策が法制化され、新たな制度的な枠組みとして定着していくことによって、全国すべての企業体が「社会主義企業責任管理制」を実情に合わせて導入しうまく運営することとなり、企業活動の活性化をもたらしている²⁷。

については、姜日天「〔研究ノート〕朝鮮式経済管理方法の確立に関する方針を読む」『季刊朝鮮経済資料』2015 年第 1 号によるもの。それ以外にも、「5.30 労作」の内容については、金景一「北韓の静かな変化と南北関係」(『ハンギョレ新聞』電子版 2014 年 9 月 21 日付)、また、福田恵介「スクープ！これが北朝鮮「5.30 談話」だ」(『東洋経済オンライン』2015 年 1 月 11 日)などが参考になる。また、北朝鮮においての「5.30 労作」を扱った論文としては、朝鮮労働党理論誌『勤労者』(2014 年 9 号)にて発表されたり・ヨンミンの「朝鮮式経済管理方法を確立することは経済強国建設の重要な要求」(『勤労者』朝鮮労働党機関誌、2014 年 9 号)がある。

²⁷ 北朝鮮の公式言論媒体は、「社会主義企業責任管理制」を導入し成果を上げている単位の経験や、うまくいかなかった教訓等について『労働新聞』や朝鮮中央 TV 等の媒体を利用して適時紹介しながら、それを広く一般化させる動きを見せた。これは従来の生産量の増産や、計画をどれだけ達成したのかという結果についての報道ではなく、そのような成果が上がった企業の取り組みについて紹介することに焦点が当てられた。例えば「社会主義企業責任管理制」を早期に導入したことで知られる平壤 3.26 電線工場において、労働評価が現実に即して行われていないことから、労働者の生産意欲が上がらない問題に目を付け、それを正確・公平に行うために IT を積極的に導入した事例の紹介など。「主導的で創造的な経営活動に工場の発展スピードがかかっている」『労働新聞』2016 年 9 月 25 日付等

図表 6 2012 年以降新たに制定された経済関連法

	日付	法規名		日付	法規名
1	12.7.11	貿易貨物検数法	10	14.7.10	建設監督法
2	12.12.19	都市美化法	11	14.12.10	塩法
3	12.12.19	地方予算法	12	14.12.10	中小炭鉱法
4	12.12.19	耐火物管理法	13	14.12.10	貿易貨物船用船仲介法
5	12.12.19	鉱泉法	14	14.12.24	便宜奉仕法
6	13.5.29	経済開発区法	15	14.12.24	総合貿易場管理法
7	13.5.29	再生エネルギー法	16	15.10.8	外国投資企業会計検証法
8	13.10.9	作物遺伝子管理法	17	15.12.23	他国船舶代理業務法
9	13.10.9	蚕業法			

出所：法律出版社「朝鮮民主主義人民共和国法典（増補版）」2016 年 6 月 15 日

図表 7 2012 年以降改正された経済関連法

	日付	法規名		日付	法規名
1	12.11.13	住宅法	31	14.10.8	合作法
2	12.11.13	商標法	32	14.10.8	合営法
3	12.11.13	著作権法	33	14.10.22	平壤市管理法
4	12.11.20	タバコ統制法	34	14.11.5	企業所法
5	12.11.20	農場法	35	14.12.10	発明法
6	12.11.20	畜産法	36	14.12.23	農場法
7	13.2.21	地下資源法	37	15.1.7	道路法
8	13.2.24	水産法	38	15.2.11	労働定量法
9	13.3.8	商品識別符号法	39	15.2.25	規格法
10	13.3.14	山林法	40	15.2.25	糧政法
11	13.4.4	食料品衛生法	41	15.3.11	山林法
12	13.7.10	貿易貨物検数法	42	15.4.8	会計法
13	13.7.10	輸出入商品検査法	43	15.4.8	財政法
14	13.7.24	農場法	44	15.4.22	電力法
15	13.7.24	道路法	45	15.5.21	企業所法
16	13.7.24	山林法	46	15.6.10	畜産法
17	13.7.24	原林法	47	15.6.25	設備管理法
18	13.10.23	科学技術法	48	15.6.25	人民経済計画法
19	13.10.23	道路法	49	15.6.25	品質監督法
20	13.10.23	ソフトウェア産業法	50	15.6.25	農場法
21	13.12.12	海上貨物輸送法	51	15.6.30	社会主義労働法
22	13.12.12	海運法	52	15.7.22	商業銀行法
23	14.2.5	マネーロンダリング防止法	53	15.7.22	中央銀行法
24	14.3.5	労働保護法	54	15.7.22	鉄道法
25	14.3.19	水産法	55	15.7.22	会計検証法
26	14.3.19	養魚法	56	15.8.26	外国人投資企業労働法
27	14.6.11	山林法	57	15.9.9	資材管理法
28	14.7.23	建設法	58	15.9.9	外国人投資企業および外国人税金法
29	14.7.23	対外経済仲裁法	59	15.9.23	水産法
30	14.7.23	住宅法	60	15.12.23	貿易法

注：太字は複数回改正

出所：法律出版社「朝鮮民主主義人民共和国法典（増補版）」2016 年 6 月 15 日

－「経済発展 5 カ年戦略」の発表

このように、企業体における社会主義企業責任管理制の本格的導入とその運営のための法的環境整備が先行して本格化していく中、2016 年 5 月に朝鮮労働党第 7 回大会が開催された。

36 年ぶりに開催された党大会では、1980 年から現在までの朝鮮労働党の活動について総括したうえで、政治・科学技術・経済・文化・軍事の側面からこれからの課題を提示した。また、南北関係・国際関係についても総括しこれからの方向性を提示した。

金正恩委員長は活動報告で、過去 36 年間に「自立的民族経済の物質的・技術的土台を強固にし、経済強国建設の跳躍台を築いた」ことを成果として挙げた。

しかしその一方で、「今、わが国は堂々と政治・軍事強国の地位を占めましたが、経済部門はまだ相応の水準に達していません。経済全般を見ると、先端水準に達している部門がある反面、ある部門は著しく立ち後れており、人民経済各部門間のバランスがとれておらず、先行部門がその役割を果たしていないため、国の経済発展に支障をきたしています」と述べ、北朝鮮経済の現状についての厳しい認識を示した。

このような現状認識の下、①自力自強の精神と科学技術をしっかりとらえ、②人民経済の主体化、近代化、情報化、科学化を高い水準で実現し、③人民に豊かで文化的な生活条件を保障するという、経済強国を建設するための戦略的路線を打ち出した。

その上で、2016～20 年の 5 年間に、人民経済全般を活性化し、経済部門間のバランスをとって、国の経済を持続的に発展させるための土台を築くことを目標にした「国家経済発展 5 カ年戦略」が発表された。

図表 8 朝鮮式経済管理方法の確立の動き

2011 年	12 月 28 日	经济管理を改善完成することについて談話[1]
2012 年	初頭	经济管理方法を解決するため、经济管理部門幹部および学者に研究課題を提示[2]。内閣常務組(タスクフォース)組織。
	4 月 6 日	金正恩「金正日同志を永遠の総書記に頂いてチュチェ革命偉業を完成しよう」 —内閣責任制および勤労者の責任と役割を高めることに言及
	下半期	分組管理制の下での「圃田担当責任制」および現物分配等を一部協同農場で実施[3]内閣常務組において検討された様々な方策を一部の工場、企業所で試験導入
	11 月 20 日	「農業法」改正 —現物分配を基本とすることを明記 —国家計画分納付後の農産物は農場員が処理できることを明記
2013 年	1 月 1 日	金正恩「新年の辞」 —経済指導と管理を改善すべき 現行計画と長期的な段階別の発展戦略を科学的に立て実行 经济管理方法を絶えず改善完成、各単位の経験を広く普及
	2013 年度	新しい经济管理方法、全国の協同農場において全面的に実施

	3月31日	金正恩「朝鮮労働党中央委員会 2013 年 3 月全体会議での報告」 —「朝鮮式経済管理方法を研究完成させねば」
	4月1日	最高人民会議第 12 期第 7 回会議 崔永林総理報告 —現実発展の要求にそくして経済指導と管理を改善するのは先送りできない課題 —経済管理方法を絶えなく改善し完成する事業を積極的に推進
	4月	独立採算制企業を対象に計画権、生産組織権、分配権、貿易および合弁・合作権を与える一連の検証された措置実施[4]
	7月24日	「農業法」改正
	8月15日	「8.15 方針」
		工業および農業における新しい経済管理方法の一部を「社会主義企業責任管理制」として定式化
2014 年	1月1日	金正恩「新年の辞」 —経済活動に対する指導と管理を決定的に改善 党の指導の下に経済に対する国家の統一指導を強化 企業体の責任感と創意性向上、勤労者が生産と管理において主人としての責任と役割を果たす
	2月6日	金正恩「社会主義農村テーゼの旗を高く掲げ農業生産で革新を起こそう」[5] —農場員の生産熱意を高めるため圃田担当責任制を実施した —平均主義は社会主義分配原則とは関係がない —現物を基本にして分配する
	4月9日	最高人民会議第 13 期第 1 回会議 朴奉珠総理 —すべての勤労者に生産と管理の主人としての責任と役割を果たさせる
	5月30日	金正恩「現実発展の要求にそくして朝鮮式経済管理方法を確立することについて」発表(未公開) 経済管理方法についての理論化、定式化
	11月5日	「企業所」法改正
	12月23日	「農場法」改正
2015 年	1月1日	金正恩「新年の辞」(1日) —朝鮮式経済管理方法を確立するための活動を積極的に推進 —各級党組織は党の意図どおり進められるように強く後押し
	1月28日	金正恩「洗浦地区畜産基地建設を進め畜産業発展で新たな転換をおこそう」(28日) —「農村世帯の個人畜産を奨励せねばならない」 —「家畜をたくさん育て収入を増やし生活をより潤沢に」
	5月21日	「企業所法」改正
	6月25日	「農場法」改正
2016 年	1月1日	金正恩「新年の辞」 —内閣と国家経済機関では経済作戦と指揮を決定的に改善すべき —朝鮮式経済管理方法を全面的に確立するための活動を積極的に推進
	5月6～7日	金正恩「朝鮮労働党第 7 回大会事業総括報告」(6、7日) —国家の経済組織者機能強化、朝鮮式経済管理方法を全面的に確立 内閣は現実性のある国家経済発展戦略と段階別計画を立て、その実行のための経済組織活動を綿密に行い、粘り強く推進 社会主義企業責任管理制を正しく実施
	6月29日	最高人民会議第 13 期第 4 回会議(29日) 国家経済発展 5 カ年戦略を法令として採択

- [1] 2013 年 9 月 16 日 社会科学院経済研究所 金哲所長との討論での発言
 [2] 『『朝鮮式の経済管理方法』の完成を／内閣関係者インタビュー』（『朝鮮新報』（朝鮮語）電子版 2013 年 5 月 10 日）
 [3] 導入が一部の協同農場に限られたのは、全面的に導入する事をアナウンスしたが年度の途中であったことなどの理由で導入が進まなかったことが原因ということであった、「社会科学院経済研究所・李基成教授へのインタビュー」（『季刊朝鮮経済資料』2014 年第 1 号 2014 年 3 月）
 [4] 「社会科学院経済研究所・李基成教授へのインタビュー」（『季刊朝鮮経済資料』2014 年第 1 号 2014 年 3 月）
 [5] 全国農業部門分組長大会参加者宛の書簡

2. 2017 年北朝鮮経済の現状－経済制裁下の北朝鮮経済

（1）厳しい経済制裁を覚悟したうえでの「5 カ年戦略」

2012 年から始まった北朝鮮における経済改革の動きは、4 年間の助走期間を経て、2016 年の朝鮮労働党第 7 回大会を契機に本格的なスタートを切った。

北朝鮮は「5 カ年戦略」でエネルギー問題の解決を最も重要かつ最優先の課題としながら、①電力問題、②石炭鉱業と金属工業、鉄道運輸部門、③機械工業、化学工業、建設部門と建材工業部門、④農業と水産業、軽工業部門、⑤国土管理事業、⑥対外経済関係の 6 つに分けてそれぞれの項目について課題を示した。（図表 9 参照）

図表 9 国家開発 5 カ年戦略一部門別課題

	報告分類	方向性	細目	内容
1	電力	電力問題の解決に国家的な力を集中	電力増産	ー発電所の生産工程・設備を整備、補強 ー技術改造により発電効率を向上させフル稼働 ー生産原価の系統的引下げ ーそのために電力工業部門に必要な設備と資材、資金を優先的に提供するための国家的な対策
			効率利用	ー国家的な統合電力管理システムを確立・運営、時差交替生産を合理的に行う ー送配電網を改修・補修 ー電圧と力率を高め電力の送電ロスを極力減らし、 ー送電系統を漸次フレキシブル交流送電系統に切り換え ー時差交代生産、送電網補修、送電系統近代化
			能力拡大	ー豊富な動力資源に依拠する電力生産基地を大々的に建設 ・建設中の発電所の操業期日を早め ・端川発電所を最短期間に建設し ・原子力発電所の建設を同時に推進 ー各道・市・郡中小発電所を建設、運営正常化 ー自然エネルギー利用拡大 ・風力、潮水力、バイオマス、太陽エネルギーによる電力増産

2	石炭工業と金属工業、鉄道運輸部門	画期的に発展させる	石炭	ー展望の良い炭鉱に投資を集中 ー能率的採炭方法導入 ー構内作業の総合的機械化運搬の多様化 ー新たな炭鉱開発
			金属	ー製鉄、製鋼、圧延工程の技術設備改善 ー原料、燃料、動力供給対策の策定 ー鉄鉱山生産能力拡張 ー電極、合金鉄、耐火物生産基地確保 ー鉄鋼材生産の技術経済的指標改善 ー合金鋼、規格鋼の多品種化
			鉄道	ー鉄道輸送の迅速性と正確性、円滑性と安全性を保障 ・厳格な唯一司令指揮システム確立 ・輸送の手配の科学化、合理化、規律の強化 ー鉄道工場、企業の技術改造を促進、交流電気機関車のような近代的な鉄道輸送手段開発・生産 ー鉄道網の完備 ー鉄道の重量化、高速化推進 ー鉄道施設と装備の近代化、管理・運営の情報化実現
3	機械工業、化学工業、建設部門と建材工業部門	転換をもたらす	機械	ー先端設備装備、既存機械設備の性能改善、フレキシブル生産セルを構成する方法で生産工程の近代化 ー測定設備と工具の問題解決 ー新型近代的機械設備を世界的水準で設計、製作、ロット生産工程を確立
			化学	ーチュチェ肥料とビナロン、基礎化学製品生産正常化 ・生産設備と系統を適時整備・補修 ・生産能力を拡張 ・触媒の国産化を実現 ー低電力消費、無公害の化学工業の技術改造を促進 ー国内資源に依拠する新しい化学製品の生産基地建設 ・石炭のガス化によるC1化学工業創設 ・褐炭を利用する石炭乾留工程を設置 ・グラウバー石を出発原料とする炭酸ソーダ工業を完備 メタノール、合成燃油、合成樹脂などの化学製品生産の主体化を高い水準で実現
			建設	ー先利便性、先美学性原則で記念碑的建築物を最高水準、最担速度で建設 ー中央と地方の設計、建設陣強化、 ー設計手段と建設装備、器具・工具を近代化 ー乾式工法を奨励 ーゼロエネルギーとゼロ炭素建築技術、知能建築技術を広く導入
			建材	ー工場、企業近代化 ー建材生産を専門化、伝統化 ー最新技術を活用し建材の多様化、多種化、国産化実現
4	農業と水産業、軽工業部門	生産突撃戦を力強く展開し人民生活向上の突破口を開く	農業	ー科学的農業で、定められた穀物生産目標を達成 優良品種をより多く育成 地方別、品種別の需要に応じて種子の生産 地域の特性と自然・気候条件に応じて作物と品種を配置 農作物の肥培管理で科学技術上の要求を厳守 先進農法を積極的に導入

				有機農法を奨励し、環状循環生産システムを確立するという党の方針一貫して貫徹 —畜産部門 種畜と飼料の問題を解決、科学的飼養管理、家畜防疫対策を樹立畜産物の増産 草食家畜の飼育を大衆運動として、共同畜産と自家畜産を発展 —果樹栽培業の集約化、科学化で果物の生産増 —野菜温室とキノコ工場で生産を正常化 —農作業の機械化の比重を 60～70%に —農業機械工場では、設備と生産工程を近代的に改造 能率の高い農業機械と部品を大々的に生産 —協同農場では農業機械の稼働率を高め、営農工程の機械化推進
			水産	—党が示した水産物の生産目標を達成。 —漁船と漁具を近代化 —先端科学技術に基づいて気象予報、海上指揮、魚類加工システムと設備・電力管理システム、船舶修理システムを完璧に構築 —養魚で省力型、節水型方法を導入、海上養魚、囲い網養魚を広く展開、浅海養殖の面積を増やし、養殖方法改善
			軽工業	—工場を知識経済時代のモデル工場として整え —原料、資材の国産化を実現、生産を活性化 —新製品の開発と品質向上に注力、世界的水準の多様な軽工業製品をより多く生産 —各地方では、自力で暮らしを立てるための用意周到な作戦を練り、地方経済を特色あるものに発展
5	国土管理	国土管理事業を力強く展開		—山林復旧年次別計画に従い推進 —育苗場を整備、苗木の生産を先行 —植樹と肥培管理を科学技術上の要求に即して実行
6	対外経済関係	対外経済関係を発展		—信用を守り、一辺倒をなくし、加工品の輸出と技術貿易、サービス貿易の比重を高める方向で貿易構造を改善 —合併、合作を主体的立場に立って実利が得られるように行い、先進技術を取り入れ、国の経済を発展させることに寄与するよう —経済開発区に有利な投資環境と条件を整えて、その運営を活性化 —観光を活発に行う

出所：東アジア貿易研究会作成

しかし、それは北朝鮮に対する経済制裁がますます強化される中での前途多難なスタートとなった。

金正恩委員長は、2016年の新年の辞において、「社会主義強盛国家建設で自彊力第一主義を高く掲げるべきです。事大主義と外部勢力依存は亡国の道であり、自彊の道だけがわが祖国、わが民族の尊厳を守り、革命と建設の活路を切り開く道です」と述べた。その直後である1月6日、北朝鮮は4度目の核実験を行うとともに1カ月後の2月7日には“人工衛星”を発射した。これを受け国連安保理は同年3月、北朝鮮から石炭等

の輸出の原則禁止などを骨子とする強力な経済制裁（安保理決議 2270 号）を発動することになる。

金委員長は 5 月に行われた第 7 回党大会において、北朝鮮が置かれた状況について、「今日、われわれが信じることができるのはただ自分の力だけです。誰もわれわれを助けてはくれず、誰もわが国が統一され、強大になり、富み栄えることを望んでいません」²⁸と厳しく分析した。これは北朝鮮が、今後中国も対北朝鮮制裁に本格的に乗り出す可能性がある（あるいは乗り出した）という認識を持っていることを示すものであった。

そのような現状認識に立ち北朝鮮は、「自分の力と技術、資源に依拠して主体的力量を強化し、自分の前途を切り開いていく」²⁹という「自強力第一主義」を掲げて行くことを呼びかけたのである。

2017 年に入り北朝鮮は、「大陸間弾道ミサイル試験発射準備が最終段階に入ったこと」を公表し、立て続けにミサイル発射と核実験を繰り返した。

北朝鮮のこのような行動に対し国連安保理は 4 度に渡り対北朝鮮制裁決議を採択したが、その内容はこれまで中国などの反対により見送られてきた原油、石油精製品の輸出制限や産業機械や運搬車両輸出全面禁止、さらには北朝鮮の主要産品である繊維製品や農産物、食品、電気機器の禁輸などに加え、海外派遣労働者の新規雇用禁止および 2 年以内の送還などであった。これが履行されれば北朝鮮はほとんど経済封鎖ともいえる厳しい状況に陥ることになるものであった。（図表 10 参照）

図表 10 2006 年以降北朝鮮を対象とした国連安保理制裁決議

		北朝鮮の行動	主な内容
1	国連安保理決議 1718 (2006.10.14)	第 1 回核実験 (2006.10.9)	(1) 核・ミサイル関連物資等の禁輸 (2) 核・ミサイル開発に関与した個人・組織の 海外資産凍結・渡航禁止
2	国連安保理決議 1874 (2009.6.12)	第 2 回核実験 (2009.5.25)	(1) 北朝鮮の武器輸出を全面禁止 (2) 北朝鮮に関連する貨物への検査強化
3	国連安保理決議 2087 (2013.1.22)	地球観測衛星「光明星 3-2」号機を搭載した 「銀河 3」号の打ち上 げ (2012.12.12)	(1) 資産凍結などの制裁対象を拡大 (2) 北朝鮮の金融機関による活動を監視するよ う各国に要請
4	国連安保理決議 2094 (2013.3.7)	第 3 回核実験 (2013.2.12)	(1) 核・ミサイル開発に関する金融取引禁止 (2) 船舶貨物検査を義務化
5	国連安保理決議 2270 (2016.3.2)	第 4 回核実験(水爆) (2016.1.6)、 地球観測衛星「光明星	(1) 北朝鮮の石炭などの鉱物輸出を原則禁止 (2) 北朝鮮への航空燃料輸出制限 (3) 全貨物の検査

²⁸ 金正恩「朝鮮労働党第七回大会で行った中央委員会の活動報告」2016 年 5 月 6 日、7 日

²⁹ 同上

		4] 号を搭載した「光明星」号打ち上げ (2016.2.7)	
6	国連安保理決議 2321 (2016.11.30)	第 5 回核実験 (2016.9.9)	(1) 北朝鮮の石炭輸出に年間 750 万トン以下 または 4 億ドル以下上限を設定 (2) 銅やニッケルの輸出全面禁止 (3) 北朝鮮の彫像の輸出禁止
7	国連安保理決議 2356 (2017.6.2)	2016.9.9 以降の一連の 弾道ミサイル発射 (2017.2.12.「北極星- 2」型、3.6 弾道ミサ イル、5.14「火星-12」 型、21「北極星-2」 型、29 弾道ロケット、 6.8 巡航ミサイル)	金正恩国務委員長の側近らを資産凍結・渡航禁 止の対象に追加
8	国連安保理決議 2371 (2017.8.5)	2017.7.3 および 28 に 行われた 2 回のミサ イル発射 (ICBM「火星- 14」型)	(1) 北朝鮮の石炭、鉄、鉄鉱石、海産物の輸出 を全面禁止 (2) 北朝鮮の労働者派遣の新規受け入れを禁止 (3) 北朝鮮との新たな合併企業設立を禁止
9	国連安保理決議 2375 (2017.9.11)	第 6 回核実験 (2017.9.3)	(1) 北朝鮮の繊維製品輸出を全面禁止 (2) 北朝鮮への原油供給に「現状を超えない」 制限を導入 (3) 北朝鮮への石油精製品供給を年間 200 万 バレルに制限 (輸入実績の半分弱) (4) 北朝鮮労働者の雇用契約の更新を禁止
10	国連安保理決議 2397 (2017.12.22)	2017.11.29 に行われた ICBM「火星-15」型発 射	(1) 北朝鮮への石油精製品の年間輸出量の上 限を 50 万バレル相当 (2) 原油の年間供給量 400 万バレル上限 (3) 北朝鮮の食品、機械、電気機器、木材輸入 全面禁止 (4) 北朝鮮への産業機械や運搬用車両輸出全 面禁止 (5) 北朝鮮労働者の本国への送還期限 2 年以 内 (6) 禁輸品を積んでいることが疑われる船舶に ついて、加盟国が港で拿捕や臨検、押収・凍結 を行える

－2017 年の北朝鮮経済の現状

このような未だかつてない厳しい制裁は、北朝鮮経済にどのような影響を与えたのであろうか？

残念ながら、その影響を客観的に確認できる統計や調査は今のところ存在しない。北朝鮮は長年に渡り経済統計数値を公表しておらず、それは現在も続いているからである。ただ、まったくもってベールに包まれているのかと言えばそうではない。国際社会から完全に孤立しているようにも見える北朝鮮も、世界 162 カ国と外交関係³⁰を持っており、

³⁰ 外務省 HP より

北朝鮮に在住している外交官や国際機関の職員、また北朝鮮を訪問する外国人などがもたらす情報から大まかな経済状況を知ることができる。

そのようにして得た経済制裁下の北朝鮮経済の状況からすると、制裁の影響は今のところあまり感じられないようである。

例えば、2017 年 10 月まで 4 年間平壤に勤務したスイス開発協力庁（SDC）のトーマス・フィラー氏は北朝鮮関連の専門ニュースサイト「NK NEWS」のインタビューで「北朝鮮では制裁下でもインフレが起きていない」と述べ、コメの価格や為替レートも安定しているとのことであった³¹。

2017 年 8 月から 9 月にかけて平壤、羅先を訪問した北朝鮮研究者は、平壤、羅先ともに建設ラッシュであり、中国との国境を接している新義州でもこの数年間高層住宅の建設が進んでいると報告している³²。また、北朝鮮に支局を持つ在日朝鮮人団体（朝鮮総聯）の機関紙である「朝鮮新報」社の記者は 2017 年 4 月から 8 月まで 5 カ月間の支局特派員としての取材をもとに、国内観光ツアーの盛況など経済の活況が人々のライフスタイルに変化をもたらしている模様を伝えている³³。

これとは別に、2017 年夏から秋にかけてガソリン価格が大幅に上昇したとの現地発の情報も報告されている。それによると、羅先市内のガソリン価格は 8 月以降 1 リットル当たり 7 元から 12 元に高騰、平壤市内では 5～6 月頃から上昇し 15 キログラム（約 20 リットル）当たり 11 ドルから 9 月初旬には 24～27 ドルになり、閉鎖に追い込まれたガソリンスタンドもあったという³⁴。

北朝鮮に対する経済制裁の影響を判断するうえで考慮すべき点がいくつかある。

まず、経済制裁の影響が国内経済におよぼすまでには一定のタイムラグがあり、さらに制裁の対象や規模などによってその影響の範囲や度合いも違ってくるという点である。韓国の梁文秀教授は経済制裁後 2 年以上経過しないとその効果は可視化されないと述

³¹ 高橋浩祐「平壤の住民は、あらゆるものを入手できている—スイス援助機関職員が見た『北朝鮮の現実』」、同「北朝鮮は制裁下でもインフレになっていない—4 年間滞在したスイス援助機関職員が見た現実」（東洋経済オンライン 2018 年 2 月 3 日、

³² 「[現地レポート]経済制裁下の平壤と羅先の状況」（『東アジア経済情報』Vol. II No.26 2017 年 10 月号 東アジア貿易研究会）

³³ 金淑美 「『社会主義文明強国』時代の到来とライフスタイルの変化」『季刊朝鮮経済資料』第 5 巻第 4 号 2017 年 12 月

³⁴ 「[現地レポート]経済制裁下の平壤と羅先の状況」「東アジア経済情報」Vol. II No.26 2017 年 10 月号

べている³⁵。このような観点から見ると、今後より深刻な影響が出てくることは否定できないだろう。

もう一つは、北朝鮮経済の特性として対外経済依存度が低いので制裁の効果は相対的に大きくないという点である。北朝鮮は建国以来自立的民族経済建設を掲げた国づくりをしており、その伝統は今も変わらない。それゆえ伝統的に、対外経済への依存度を最小限にとどめ自力更生経済の確立を目指している。「貿易依存度がイランほど高くない北朝鮮に対する影響はイランに対するそれほど大きくない」³⁶と思われる。

（２）経済制裁に対する北朝鮮の対応策

既に述べた通り北朝鮮は、「5 カ年戦略」を 2016 年の核実験およびミサイル発射の直後から開始したのだが、これはこの新たな「経済発展戦略」が国際社会の制裁を所与のものとしていたことを示す。したがって「5 カ年戦略」には、経済制裁下で経済発展を成し遂げるための対応策がすでに織り込まれていたと考えられる。

北朝鮮に対する経済制裁は、北朝鮮向けの原料・燃料、設備などの輸出を制限するとともに、北朝鮮からの輸入を制限することで北朝鮮への外貨の流入を遮断するという二つの効果を狙ったものである。

図表 11 安保理制裁の貿易制限的措置

	対北朝鮮輸出制限	対北朝鮮輸入制限
安保理決議 2207 号(2016.3.2)	・ 航空燃油輸出制限	・ 石炭などの鉱物の輸入を制限
安保理決議 2321 号(2016.11.3)	—	・ 石炭輸入に年間 750 万トンまたは 4 億ドル以下の上限 ・ 銅やニッケルの輸入全面禁止 ・ 彫像の輸入禁止
安保理決議 2371 号(2017.8.5)	—	・ 石炭、鉄、鉄鉱石、海産物の輸入を全面禁止 ・ 北朝鮮からの労働者派遣の新規受け入れを禁止 ・ 合弁企業設立を禁止
安保理決議 2375 号(2017.9.3)	・ 原油供給に「現状を超えない」輸出量制限を設定 ・ 北朝鮮への石油精製品供給を年間 200 万バレルに制限	・ 繊維製品輸入を全面禁止 ・ 北朝鮮労働者の雇用契約の更新を禁止

³⁵ 梁文秀「2017 年北韓経済評価および 2018 年展望」慶南大学極東問題研究所『2017-2018 激変の韓半島情勢：評価と展望』統一戦略フォーラム資料集 No.60 2017.12

³⁶ 三村光弘環日本海経済研究所主任研究員による。

安保理決議 2379 号(2017.12.22)	・石油精製品の年間輸出量の上限を 50 万バレル相当に設定 ・北朝鮮への産業機械や運搬用車両輸出を全面禁止	・食品、機械、電気機器、木材の輸入を全面禁止
--------------------------	--	--

つまり、これらの貿易制限措置に対する北朝鮮の対抗措置とは、輸入代替と外貨不足をどうするかという対策になる。

－輸入代替政策

北朝鮮への輸出禁止の主なターゲットは北朝鮮がほとんど 100%外国に依存している原油や石油製品に対するものであった。

北朝鮮はそれに対し、「原料と燃料、設備の国産化を実現³⁷」し、輸入に頼らず自国の資源を利用して経済を稼働させる、自給自足型経済への志向をより鮮明にしたのであった。具体的には、世界でも有数の埋蔵量を有する石炭（無煙炭、褐炭）を原・燃料とする生産技術工程を確立し、また自国で必要とされる機械設備も自らが生産する道を選んだのである。その具体的な事例を紹介しよう。

－C1 化学工業の確立への動き

北朝鮮は「5 カ年戦略」の期間中に C1 化学工業の確立を目指している。

北朝鮮の目指す C1 化学とは、石炭をガス化しメタノールを生成して、それをもとに有機化学工業の出発原料であるエチレン、プロピレンを生成、これをもって各種化学製品を生産する工程である。これは、現在中国などで「現代的石炭化学」と呼ばれ大規模なプラントが運営されている MTO プロセス（Methanol To Olefine、メタノールからオレフィン系炭化水素を合成する方法）によるものである。従来オレフィンとは、原油の精製過程で得られるナフサを分解することで製造されていたが、C1 化学が確立されることで、原油に依存することなく各種合成樹脂、合成燃油などの生産が可能になる。

北朝鮮ではこれまでも石炭からカーバイドを生産する工程による石炭化学工業を進めてきたが、カーバイドの生産には大量の電力が必要とされることがネックになり、電力不足の北朝鮮では稼働させることに難があった。これに対し C1 化学は、消費電力が格段に少なく、エネルギー節約型工業を志向する北朝鮮の現状にマッチしたものだとい

³⁷ 金正恩「朝鮮労働党第 7 回大会で行った朝鮮労働党中央委員会の活動報告」

う。

2017 年 5 月から順川化学連合企業所（平安南道順川市）にメタノール生産工程をはじめとするプラント建設が始まっている。

－チュチェ鉄

チュチェ鉄とは、輸入原料であるコークスを使わない非コークス製鉄法で生産された鉄のことを指す。世界的にもこのような非コークス製鉄技術は数十種類あるといわれているが、大規模商業化がなされているのは日本の神戸製鋼や韓国 POSCO などしかない。

北朝鮮では、千里馬製鋼連合企業所、城津製鋼連合企業所、金策製鉄連合企業所、黄海製鉄連合企業所などで導入されているが、その方法は各様である。

黄海製鉄連合企業所では、酸素熱法におけるチュチェ鉄生産工程が導入され、現在毎日平均数百トンのチュチェ鉄が生産されているという。同企業所では、コークス以外にも輸入に頼っていた電気炉の電極や製鋼の副原料として利用するフェロマンガンなども国産化し、独自に生産利用することで国産化率を高めたという³⁸。同企業所の主要製品の 하나가 鉄道用の重量レールであるが、2017 年には、「100%国産原料によるチュチェ鉄」で作った重量レールが生産され現場へと出荷されたという。

－軽工業部門

このような原料の国産化は、軽工業部門でも進められている。

2017 年に軽工業で注目された事例は、平壤市にある柳原履物工場であった。

1988 年に創立されスニーカーや各種スポーツ用シューズなどを生産する同工場は原材料を平壤市内の他の工場から出る廃材などを使っていたが、それゆえに生産量と品質が課題となっていた。

金正恩委員長は 2015 年にこの工場を訪ね、原材料の国産化を実現する軽工業のモデル企業として育成することを指示、このプロジェクトには国家機関や大学、研究機関、関連する化学企業の関係者などが集まり対策が立てられた。輸入設備に取って代わり 169 種、1,844 台の設備が新たに設計設置されたが、その内の 87 種 1,600 余台が国内の企業や大学研究機関などで製作されたものであったという。同工場でのシューズ製作

³⁸ 「万里馬時代/経済富興と生活向上」 限りなく流れるチュチェ鉄鉄 『朝鮮新報』WEB 版 2017 年 12 月 13 日付

に利用する資材も国内工場で生産されたものが導入された。通気性のあるメッシュ素材の布は、金正淑平壤紡織工場、合成皮革は平城合成皮革工場で生産されたものであった。平城合成皮革工場では今回の原材料提供にあたり、それまで生産に使っていた一部の輸入資材を 2.8 ビナロン連合企業所から調達するなど、関連企業における国産化も進められた。こうした約 2 年間に渡る準備を経て国産化モデル工場としての新たな操業を始めた³⁹。

軽工業部門でのこのような動きは、個別企業の動きに留まらず、関連する企業における国産化も促す形で動いているのが特徴である。

先に紹介した柳原履物工場に供給する合成皮革を生産している平城合成皮革工場がこれを契機に国産化をより進めたように、メッシュ素材の布を生産し供給する金正淑平壤紡織工場では 2016 年にカバン用織物生産工程を整備したことで、当該工場への資材供給が可能になった。一方で、その主用途であるカバン生産には専門工場が新たに建設され 2017 年 1 月から稼働している。カバン生産に使うジッパーなども国産化され、主に学生向けのカバンが生産されている。同紡織工場ではカバン生産工程とは別に、元来の主力製品である、ポリエステル織物の生産において、従来のポリエステル糸を輸入していた方式から、糸の原料である PET（ポリエチレンテレフタレート）を輸入し紡績紡織を行うようにする一方で、廃糸を再利用する再生糸工程を新たに構築し、無駄をなくして生産量を増やすための努力も行っている⁴⁰。

－機械工業部門

国産化の動きは機械工業部門においても起きている。

北朝鮮最大の機械および設備生産基地である大安重機械連合企業所では、既存の設備の CNC 化が進められてきた。その結果工場における生産能率が数倍から数十倍に高まり、新たに建設される水力発電所のタービンを始めとする各種設備機器の生産供給に要する期間が大幅に短縮されるようになったという。

2016 年の党大会に試作品として展示されたトラクター「千里馬-804」号が国産率 98.7%で量産に成功したことや、同じく国産の 5 トントラックが生産されたことも報道

³⁹ 「高品質シューズ生産で要となるものを解決」『朝鮮新報』WEB 版 2017 年 11 月 9 日

⁴⁰ 「万里馬の時代/経済富興と生活向上 5 フル稼働するポリエステル織物職場」『朝鮮新報』2017 年 12 月 1 日

⁴¹された。

北朝鮮国内のこのような燃料、原料、設備の「国産化」の動きは、経済制裁の影響を弱める方向に作用しているといえよう。

－外貨不足への対応－国内民間資金の活用

石炭などの鉱物資源の輸出が原則禁止になり、それによる外貨取得がむずかしくなることに対処して、国内に滞留している外貨資金の動員が積極的に行われているという。

北朝鮮では 2000 年代以降、「トンジュ」と呼ばれる新興富裕層が現れ、経済の様々な分野への資金提供(投資)を行っていることが指摘されてきた。

これまで、このような私的な資金の動員は、違法であり、国家経済に混乱をきたすもので、取り締まりの対象となっていたが、2013 年頃から銀行を仲介者とした取引としてそれを公式的に金融市場に還流させるように法規定や法改正が進められてきた⁴²。

北朝鮮研究者の聞き取りによると、2015年12月に開かれた第3 回財政銀行部門活動家大会を機に金融機関採算制が導入され「商業銀行」がその役割を果たすことになったという。具体的には、各地域に存在していた中央銀行の地域支店が商業銀行として分離し、その役割を果たしているという。

住民の遊休貨幣資金の貸借契約は、企業と個人、銀行の三者間で結ばれ、個人資金は企業が開設している商業銀行の口座を通じて管理される。そして個人資金に対しては応分の利子（外信では不動産や物資という報道もある）が支払われ、仮に、貸し付けた企業が経営不振になった場合でも、商業銀行は個人資金に対する保証を最優先とすることを契約でうたっているという⁴³。

このような民間遊休貨幣資金には当然外貨も含まれると思われ、その経済活動への活用は、投資資金の確保、外貨資金不足を一定程度緩和させる役割を持つと思われる。

このような金融面での制度整備や実際の動きについて『労働新聞』等での報道はないが、経済研究雑誌などには「遊休貨幣資金」の動員をテーマにする論文が発表されている。

例えば、「社会主義企業体で住民遊休貨幣資金を動員することは、企業体が財政管理

⁴¹ 『労働新聞』2017 年 11 月 15 日付

⁴² 企業所法（2010 年制定、2014 年 11 月 5 日修正補充）第 38 条「...企業所は、定められたところにより、不足する経営活動資金を銀行から貸し付けを受けたり、住民遊休化秀資金を動員利用することができる」

⁴³ 文浩一『季刊朝鮮経済』第 5 巻第 1 号 2017 年 1 号所収 コ・クムヒョク「今日銀行機関を商業銀行化するうえで提起される重要な問題」についての解説文

権を正しく活用できるように住民たちの経済的要求と利害関係に合わせ、信用を直接的に利用する形態である」⁴⁴、「工場、企業所、団体と個別住民の手中に留まっている貨幣資金だけでも正しく動員利用すれば、生産と建設に必要な資金問題を解決できるのである」⁴⁵等。

これは、民間資金が国家の投資とは別に、個別の企業体によって動員利用されることを奨励するもので、これまで不法に行われていた民間資金の活用を公式化することで、より積極的に金融市場に還流させることによって外貨流入の制限を補おうとする動きであると言えよう。

（３）これからの対応

経済制裁の効果が現れるまでのタイムラグ、および対外依存が相対的に高くないという北朝鮮経済の固有特性に加え、経済制裁への北朝鮮のさまざまな対応策などもあり、2017 年現在、北朝鮮経済には以前より顕著なマイナスの影響は見せていない。

しかしこれは、あくまでも「現在のところ」という限定的な姿だと思われる。

今後は明らかに北朝鮮の輸出の約 9 割、輸入の約 8 割が制限され、経済を運営するのに欠かせない原・燃料や機械、金属などの供給も大幅に制限されることになる。そのうえ、海外への労働者派遣まで遮断されると、北朝鮮はまさに経済封鎖ともいえる超強力な経済制裁に直面することになる。完全なる自給自足の経済体制を作り得ていない北朝鮮にとってこうした事態は大きな経済的困難をもたらすことは間違いないと思われる。

特に問題となるのは次の 3 点だろう。

第一に、原・燃料の国産化もいまだ道半ばであり、それを完成させるにも外国との経済交流（技術取得、資金提供）が必要である。

近年の核・ミサイル開発の現状を見ると北朝鮮の基礎化学分野における水準は相当なものがあるとの評価も可能であるが、対外交流がほとんど遮断された中で、自前の技術だけでそれを産業ベースに乗せることができるかどうか大きな疑問符がつく。

第二に、設備更新の問題である。

1980 年代以降、北朝鮮における工業部門の設備更新は大幅に滞っているのが現状である。2000 年代以降、一部軽工業分野における設備更新は部分的に行われてきたが、

⁴⁴ カン・チョルス「社会主義企業体で流動資金保障組織の重要要求」『経済研究』2016 年 3 号

⁴⁵ キム・ヨンナム「今日における遊休貨幣資金とその動員利用」『経済研究』2014 年 4 号(当該論文は、『季刊朝鮮経済』第 3 巻第 1 号 2015 年 1 月にて全訳が読める)

基幹産業部門では投資金額も少なく、数十年前の設備をそのまま利用しているのが現実である。北朝鮮が重視する重化学工業部門、発電部門における設備投資には対外経済交流は不可欠であろう。

第三に、外貨不足の問題である。

国内にある外貨を動員するという政策が成功を収めたとしても、新たな外貨獲得の手段が遮断されていることから、それは、あくまでも限定的なレベルにとどまることになる。もちろん、外貨があっても輸入が規制されていては同じことではあるが、一部密輸などの制裁破りで外国からの輸入を画策したとしても、手持ちの外貨が無ければそれすらも不可能になってしまう。

このように、北朝鮮が直面している経済的困難は、2018 年から目に見える形で顕在化してくる可能性が高い。

北朝鮮は今後、制裁による影響をどれだけ小さいものに収めることができるのか、制裁の網をどこから崩すことができるのかという視点で制裁対抗措置（政策）を選ぶほかないかもしれない。あるいは外部の圧迫に全面的に屈し、対話路線への転換を選ぶのか正念場を迎えることになるのではないだろうか。

韓国の慶南大学極東問題研究所は、国連の経済制裁が北朝鮮にどれだけ大きな影響を与えるかについての変数として、制裁の効果を決定する核心的変数は中国の態度であるとしながら、制裁に積極的な中央政府と地方政府、個別企業を区別してみなければいけないという分析をしている。

たとえ中国の中央政府が制裁に対して強い意志を持っていたとしても、北朝鮮と国境を接し伝統的に強い経済関係で結ばれた東北 3 省にとっては、経済状態が良くないこともあり、直接の利害関係者である地方政府や個別企業との間には温度差がありうるとの分析である。例えば石炭や鉱物などの分野で北朝鮮に対して既に先行投資を行っているが、それを回収できないまま制裁局面に入ったことで、大きな打撃を受けている企業もある。今後、それを回避するための動きが現れる可能性があるとの見方である⁴⁶。

北朝鮮は、2017 年 11 月の ICBM 発射で国家核武力の完成を宣言し、新年に入ってから、一転韓国の平昌オリンピックに對外的な国家首班である金永南氏と金正恩委員

⁴⁶ 慶南大学極東問題研究所編『韓半島情勢 2017 年評価および 2018 年展望』2017 年 12 月 15 日

長の妹を韓国に送り、朝鮮半島平和の雰囲気づくりに大きく舵を切っている。

しかし一方で、強力な経済制裁を前提として政策を立て必死に対処する北朝鮮の動きは、そのインパクトの波及を一定程度遅延、あるいは緩和させることになると思われるが、これまでに積み重ねられてきた厳しい経済制裁措置が、今後北朝鮮に大きな経済的困難をもたらすことは間違いないであろう。

3. 北朝鮮経済の今後の見通し—日中韓の半島ウォッチャー6人の見解

金正恩委員長は2018年元旦の「新年の辞」で韓国の平昌オリンピックに北朝鮮が参加することを表明し、朝鮮半島情勢は一気に融和モードに転じた。2018年の朝鮮半島情勢と北朝鮮経済の見通しについて日本、韓国、中国の朝鮮半島ウォッチャー／研究者6人にアンケート調査を行い、見解を聞いたので、以下に紹介する。

質問事項（3問）

〔質問1〕北朝鮮のオリンピック参加と「南北融和」について

〔質問2〕北朝鮮に対する経済制裁の効果と限界について

〔質問3〕北朝鮮の「核とミサイル」問題に対する国際社会の取り組みについて

回答者

（中国）金景一（北京大学教授）

李成日（社会科学院アジア太平洋グローバル戦略研究院 研究員）

（韓国）梁文秀（北韓大学院大学校教授）

董龍昇（Oriental Link 社代表、元サムスン経済研究所）

（日本）三村光弘（環日本海経済研究所主任研究員）

李燦雨（帝京大学准教授）

質問 1：北朝鮮のオリンピック参加と「南北融和」について

平昌オリンピックを契機にした「南北融和」の動きをあなたはどのように評価しますか？
また、その祭典の終了後も対話が持続されるかどうかは予断できませんが、その先行きをどのように予想しますか？

【中国：金景一・北京大学教授】

金正恩は昨年を核武力完成の年として決定し、今年は平昌オリンピックを突破口とする南北関係改善の年としてロードマップを提示したと考える。北朝鮮は平昌オリンピックに予想以上に力を注ぎつつ、破格的な動きを見せた。特に、金与正の韓国訪問は南北関係改善に対する金正恩の強い執念を表している。金正恩は金正日と異なり、一旦目標を設定すると揺らぐことなく邁進する推進力を持っている。金正恩は平昌オリンピック終了後にも南北関係改善において突破口を探ろうとするだろう。文在寅政府もやはり現在の対話の雰囲気継続しようとするだろう。南北双方が平昌オリンピック後に迫るだろう新たな葛藤を憂慮し、南北はそれに対する対応策を今から立て実施しようとし、慎重に現在の雰囲気を維持していこうとするだろう。問題は、米国が北朝鮮の核解決を前提とせずに遂げられる南北関係改善を望まず、北朝鮮に対して新たな超強硬制裁をしたり、米韓合同軍事演習を拡大したり、はなはだしくは、所謂「ブラッディーノウズ（鼻血）作戦」を実施するならば、南北関係は新たな試験台に上るほかない。だが、高強度の制裁と圧迫の中でも南北関係を改善する意思が確固とし、または新たな核ミサイル試験をしないならば、または韓国が執拗に米国を説得するならば朝鮮半島の緊張がさらに悪化しない可能性もある。

【中国：李成日・中国社会科学院アジア太平洋グローバル戦略研究院 研究員】

北朝鮮は金永南・最高人民会議常任委員長と金与正・朝鮮労働党第1副部長など高位級代表団、約140人規模に達する管弦楽団など様々な代表団を大挙派遣した。これは昨年の「4月危機」、「8月危機」甚だしくは「10月危機説」まで出た朝鮮半島の緊張情勢に照らしてみると、多くの予想を打破した破格的な措置だと言える。

2017年11月、「火星15型」弾道ミサイル発射を契機に、北朝鮮は核武力基本完成を宣布した。2013年3月の朝鮮労働党全体会議で「経済建設と核武力建設の並進路線」を宣言して以来、「火星15型」発射はある意味で核武力建設の成功を意味し、今後は社

会主義経済強国建設にまい進できる状況に至ったと言えよう。特に、2016年第7回党大会で国家経済発展5カ年戦略を採択し、2018年は3年目の年であり、国内社会に向かって画期的な成果を見せなければならないだろう。

これと同時に、日々厳しさを増す国際社会の経済制裁により、対外輸出入が徐々に困難になり、このような局面を打開するための根本的な転換が必要になっている。それ故、平昌オリンピックという千載一遇の機会を利用し、南北関係改善を突破口として対外環境の改善に重点が置かれることになるだろう。

2月8日の建軍節の行事規模や2月9日の平昌オリンピック開会式に送った代表団の高度な水準を見ても、北朝鮮は南北関係改善を極めて重視しており、これは単純な経済制裁による局面打開だけに止まらず、並進路線に基づく経済建設推進に向けた緻密な戦略的計算によるものと言ったことができる。北朝鮮の積極的な措置は、南北関係を推進するだけでなく、韓国政府もこれを地方選挙ひいては対米説得作業にも十分に利用するだろう。

4月末、米韓合同軍事演習は、南北関係の改善機運に乗り、その規模や水準面において調整をするならば、朝鮮半島情勢は、短期間の緩和ではなく、一定期間の改善が遂げられるだろう。しかし、このためには、朝鮮半島情勢緩和という現実と趨勢に対する周辺国、特に米国の認識と役割が非常に重要である。

ヤムン ス
【韓国：梁文秀・北韓大学院大学校教授】

北朝鮮が今年の新年辞を通じて平昌オリンピック参加の意思を明かし、南北対話に進み出た背景または目的については、多様な分析がなされている。国際社会の対北制裁が北朝鮮に対して相当な打撃を与えたために、北朝鮮が制裁を緩和ないしは無力化させるための意図があるとの見方や、また、一部には北朝鮮が米韓間の離間をはかり、南南葛藤を誘発させようとの思惑があるとの評価もある。またほかでは、平壤がソウルを経てワシントンへ行きたい、すなわち、南北対話を通じて米朝対話をしたがっている（北が考えている）との見方もある。三つ目の見解は韓国政府の見解と脈を同じくする。

一部国際政治学者は、今回の南北会談について、100日平和体制と見ている。一種の模索期間または試験期間である。平昌オリンピックの間は南北が互いに自制しつつ、オリンピックを成功裡に済ませ、これを土台に平昌オリンピックの終了後も南北が会合しつつ、最小限の要求を受容し、南北間の社会文化交流につなげていこうというものである。そして互いの信頼が少しずつ積みあげられ環境が成熟するならば、北朝鮮の核問題

のようなさらに大きな議題を扱うように努力するというものである。これが楽観的展望の骨子である。

しかし悲観的展望も存在する。北朝鮮は核実験またはミサイル発射で応酬し、朝鮮半島の緊張は再度高潮する可能性がある。また、たとえ米朝対話が実現するとしても、核問題などに関する米朝間の見解の差が非常に大きいことから、再度過去に戻ったり、以前よりもさらに困難な状況になる可能性もある。現在の状況は、楽観的展望と悲観的展望のすべてが開かれている状態である。

トシヨンスン
【韓国：董竜昇 **Oriental Link** 社代表（元サムスン経済研究所経済安保室長）】

現在の対話局面は北朝鮮（金正恩委員長）により転換されたものである。これは北朝鮮が意図的に局面を展開していることを意味する。米韓日はこれについて北朝鮮に対する圧迫と制裁の結果だと見ているが、北朝鮮は核兵器完成宣言後、核兵器を保有した状態で新たな環境を作ろうとの意図を持っており、その出発点として南北対話およびオリンピック参加を試みている。

したがって、非核化問題に対する根本的な立場の差が存在するために、現在の（融和的）局面が続くのは困難であるとみられる。特に北朝鮮のオリンピック参加問題について、韓国側が守勢的な立場を取らざるを得ない構造であるために、現在の南北対話が非核化対話＝米朝間対話となる可能性は低いと判断される。パラリンピックが終わる3月末や4月初めが峠となるとみられ、その後朝鮮半島情勢は再度急激に冷え込む可能性が高い。

【日本：三村光弘・環日本海経済研究所(ERINA)主任研究員】

北朝鮮のオリンピックへの参加は、米国による北朝鮮攻撃を恐れた韓国側の局面打開のための対策が奏功した側面が大きい。北朝鮮は短期的には現在の膠着状況を打開するために、長期的には対南工作を効果的に行うために南北関係の改善を望んでいる。

北朝鮮は米国に対しては核による抑止力がないと自分たちを守れないと考えているが、南に対しては軍事力ではない、思想の力で韓国の政治を左右できると考えている。さまざまな宣伝扇動で南の「進歩派」ないしは民族主義者たちとの対話を行い、大衆の心をつかむことで自分たちの弱さをヘッジできると考えている。

現在北朝鮮は、韓国に大きく差をつけられ、現在のように「統一を志向する国と国ではない関係」のような曖昧な関係では、いずれ南に吸収統一されてしまうのではないか

と内心恐れている。この恐怖を和らげるためには、南北が国家としてクロス承認をするか、あるいは南北首脳会談で統一問題に触れ、しっかりと時間をかけて統一へのプロセスを進める（当分の間統一しない）合意を南側と行う必要がある。そのための宣伝の前哨戦として、今回のオリンピックを位置づけているのではないか。また、2022年に北京で開かれる次回の冬季オリンピックも南北共同チームを作ることで、スポーツで南を抱き込む戦略を持っているのかもしれない。

【日本：李^リ 燦雨^{チャンウ}・帝京大学准教授】

平昌オリンピックに北朝鮮が選手団・応援団・芸術団・テコンドー団・高官級代表団（特使）を派遣したことで、南北対話の実現し、「南北融和」のムードが生じた。この状況は2017年の状況とは相当な変化である。2017年に北朝鮮は韓国との対話を拒否し、6回目の核実験とICBMの発射を通じて核武力の完成を宣言するまでに至った。これは、核保有により相互確証破壊力を持つことで米国からの攻撃可能性を防ぐことができ、経済発展の力を入れる、いわゆる「並進路線」の推進結果であったと言える。北朝鮮の戦略目標の対象は米国であり韓国ではなかったのである。

しかし、米国のトランプ大統領の対応は国連制裁と単独制裁に加えて、「制限的精密打撃」（Bloody nose strike）の可能性をオプションとして検討するなど、北朝鮮に対する圧迫を最大化することであった。北朝鮮は「核武力完成」の宣言後は米国の譲歩と対話を通じた米国との関係改善を目論んだかも知れないが、現実には状況の更なる悪化であった。中国政府も鉱物、石炭、水産物、衣類などの輸入禁止を行い北朝鮮に対する圧迫に加わった。

日本政府の強硬対応は言うまでもない。

北朝鮮は孤立し、新しい突破口を開く必要があったと言える。韓国政府は文在寅大統領が平昌オリンピックに北朝鮮の参加を呼び掛けた結果として評価しており、北朝鮮の核・ミサイル問題に対する国際的共同対応とは別途に南北対話による緊張緩和を目指している。北朝鮮に対する経済的支援は検討しないが、国連が認める人道支援を行い、南北間の政治・軍事会談を行う可能性が高い。金正恩委員長の子である金与正・労働党第1副部長が特使として金正恩の親書を文在寅大統領に伝え、文大統領の訪朝を招へいたことで、オリンピック後の南北対話につながったと言える。韓国政府としては北朝鮮の核・ミサイル問題（非核化問題）の解決と南北融和を両立させる構えであるが、その可能性は米朝対話の実現にかかっている。

質問 2：北朝鮮に対する経済制裁の効果と限界について

国連による経済制裁と各国の独自制裁により北朝鮮の経済活動は制限されその負の影響が顕在化してくるものと思われます。しかし、これが北朝鮮の核とミサイル戦略を変えさせることにはならないだろうとの見方もあります。経済制裁の効果と限界についてあなたはどのように考えますか？ また、現在実施され強化されようとしているさまざまな経済制裁のうちで注目している制裁内容とその効果について、具体的事例をあげてご意見ください。

【中国：金景一・北京大学教授】

北朝鮮は日米韓を相手にしたゲームで、核兵器だけが自身を守る唯一の保険だと考える。北朝鮮が数十年間莫大な対価を払い、核開発に執着した背景がまさにこれである。北朝鮮においては、核放棄とはつまり生存を放棄することも同然である。米国をはじめとする国際社会の経済制裁に耐えつつ、米国本土を攻撃できる核ミサイルの開発に成功したら、米国は結局北朝鮮の要求を受け入れざるを得ないと考える。まさにこの制裁に耐えるため、北朝鮮は国際社会の長期的な高強度制裁に対応するための自救策をそれなりに求め、準備してきた。中国の原油供給の完全中断に備え、自らの油田で原油を抽出することに力をいれたり、石炭から原油を抽出する工場を稼働しており、ロシアやイランなど産油国から原油を輸入しようと努力している。重油を節約するため、火力発電所で無重油着火法の開発に成功し、すべての火力発電所で重油を節約できるようになった。対北制裁として石炭輸出が滞ると、石炭を火力発電所に大量投入し、火力発電所の比重を増やし、電力エネルギーを増加している。軍需工業での抜き出た技術で「国産化」がなされた軽工業生産を推進するなどすべての方法を追求し、制裁に備えた長期戦を準備している。持続的に体内改革を断行し、自強力と国産化を掲げつつ、軽工業に力をいれ、国内消費を満たそうとしている。

北朝鮮は第7回党大会で、「5カ年戦略」を立てたが目標は、2020年までエネルギーは基本的に解決し、食糧は完全に解決するとの目標を打ち出した。食糧生産はおととし600万トンであったが、800万トンが目標である。そこに、江原道洗浦地区畜産基地のような畜産基地を多く造成し、副食品生産を増やしつつ、食べる問題を完全に解決しようとしている。電力問題と食べる問題を解決することになれば、北朝鮮は国際社会の制

裁に耐えられる底力を持つことになる。単純な制裁では北朝鮮の核ミサイル開発を止めるのは難しいだろう。

【中国：李成日・社会科学院アジア太平洋グローバル戦略研究院 研究員】

北朝鮮の核開発およびミサイル発射による国連安保理の対北制裁決議は、その強度が徐々に高まっている。これと同時に、制裁効果に対する分析と予測も相当に分裂している。

「制裁万能論」は石油供給中断を含む厳格な対北制裁は、北朝鮮が結局は手を上げるだろうとの予測に起因したものであるが、事実北朝鮮は過去数十年間制裁を受けてきており、それなりに自立的な経済の土台を備えてきた。

仮に北朝鮮が経済成長を急速に実現するのは困難であるとしても、最近小さい数値ではあるが経済成長を見せており、特に軽工業分野での国産化の比重が高まっている。事実、一方的で制裁自体を目的とする経済制裁は、結局は核開発と制裁の悪循環のみをもたらしている。対話と協議を同時並行して進めないような一辺倒の制裁は、朝鮮半島事態を悪化させるのみで、はなはだしくは武力衝突、核戦争にまで拡大し得る深刻な危険性を持っている。

また、北朝鮮が主張する「制裁無用論」はある程度一理あるが、このような趨勢が持続していくならば、北朝鮮に対する経済的影響は完全に無視することはできないであろう。機械設備や石油製品に対する対北輸出の全面禁止や制限は北朝鮮の重工業だけでなく、軍需工業の発展に大きな打撃を与えるだろう。

現在の状況は、制裁一辺倒にのみ傾き、北朝鮮の核問題と朝鮮半島情勢の緩和に向けた対話と協議能力が極めて不足している。この地域の平和と安定を確保するためには、北朝鮮の核開発の阻止に向け、経済制裁以外に非核化実現によって北朝鮮が得られる機会と希望がないことを見せなければならないだろう。

南北の緊張、米朝対決が持続する限り、北朝鮮は簡単には核を放棄しないだろうし、経済制裁がひどくなるほど、核に対する依頼はさらに強くなるだろう。2008年12月、6者協議が中断された後に、北朝鮮がその前に比べて核およびミサイル開発に拍車をかけた事実からもそのことがわかる。したがって、対話と制裁を並行するのと同時に、非核化対話が進められるならば、それに相応する積極的な措置も十分に考慮しなければならないだろう。

ヤンムン ス
【韓国：梁文秀・北韓大学院大学校教授】

制裁の効果について、判断する際、次の二つは区分しなければならない。一つ目、制裁という経済的手段を通じ、相手の政治外交・軍事安保的行動の変化を誘導するという制裁の究極的目的を達成するのかどうかである。二つ目、究極的目的達成の中間目標として、制裁が相手に経済的打撃を与えるのか、打撃を与えたのなら、どの程度打撃を与えたのかという問題である。現段階で、北朝鮮に対する経済制裁が一つ目の目的、すなわち北朝鮮の核・ミサイル開発意思の弱化を誘導することは容易ではない。反面、二つ目の目的はある程度達成できる。

だが、制裁というものは、その属性上効果が短期的には表れないという点に留意する必要がある。制裁は実施されてから数カ月後に効果が可視化されるのは難しく、制裁が実施されて少なくとも2年以上経過して以降、すなわち、制裁が2年以上持続してはじめて効果が可視化される。ところで、残念なことに北朝鮮に対する制裁の効果が可視化される時点は、北朝鮮の核能力の高度化が事実上完成する時点とほとんど一致する。このように今回の制裁には時差の問題が存在するという限界がある。

一方、2016年11月、国連決議案2321号以降の対北制裁は、従前の制裁とはその性格と強度がまるで異なる。すなわち象徴的・制限的ではなく、実質的・本格的に北朝鮮経済に打撃を与える、言葉そのままに非常に強力な制裁措置である。特に従前とは異なり、中国政府は制裁に積極参加する姿勢を見せており、北朝鮮の合法的な輸出、ひいては海外労働者の派遣など民生と関係が深い領域にまで制裁の対象を拡大したという特徴がある。

トソヨンスン
【韓国：董竜昇 Oriental Link 社代表（元サムスン経済研究所経済安保室長）】

国連の経済制裁による各国の制裁は、米国と中国の制裁が最も重要である。中国は、直接的な物資が調達される環境を抑制し、米国は金の流れを遮断する。一方、北朝鮮は2010年から中国に石炭輸出を拡大しつつ制裁に備える経済構造を再構築することに力を注いできた。金正恩委員長は今回の新年辞で経済問題に言及しつつ、その過程と結果について言及した。今後は完成製品を作るための原副資材の調達を北朝鮮内部でできるとの自信を表出した。代表的な事例として、貨物自動車工場を挙げた。したがって、経済制裁が強化しても少なくとも3年から5年程度は耐え抜くことができ、それ以降制裁の影響が直接的に経済におよんでも、北朝鮮は核を放棄しつつ経済問題を解決しようとはしないだろう。

北朝鮮の経済問題についての期待水準は最高値が白米に肉のスープ、絹の衣服に瓦の家である。すなわち、衣食住が解決されればいいのだというものである。総合すると、現在北朝鮮経済は対外依存度が高いが 20%未満であり、それが縮小しても過去 5~6%水準の依存（大部分が原油および必須原副資材導入）水準で、下がっても耐えることができる。特に原油供給中断に備えて、C1 化学工業を強調しており、これはエネルギー資源を石炭とすることを意味するが、金正恩が期待する程度に進んではないようであるものの、一旦石炭生産自体が正常化されたため、少なくとも 2~3 年以内にはこの問題も一定水準解決するものとみられる。

【日本：三村光弘・環日本海経済研究所(ERINA)主任研究員】

2017 年に始まった国連の経済制裁は、これまでのものとは質的に異なる、実質的な経済封鎖の性格を持つものである。いかに制裁に強い北朝鮮といえど、このような制裁を受けつつ 5 年、10 年と生き延びることは簡単ではない。

北朝鮮は対米関係では、自らの生存のために核抑止力が必要だと考えており、この考え方はかなり長い間、米国と良好な関係を続けて、米国に対する北朝鮮指導部の考え方が変わるまでは変化がないだろう。

12 月の制裁による幅広い工業製品に対する輸出禁止が、現在好調な北朝鮮の民間ビジネスにどのような影響を与えるのかを最も注視している。民間ビジネスが萎縮すれば、それに依存している多くの北朝鮮国民や地方政府、中央政府に負の影響がおよぶ可能性が高いからである。

【日本：李^リ 燦雨^{チャンリ}・帝京大学准教授】

経済制裁の目的は北朝鮮の核・ミサイル問題の解決であるが、経済制裁がその目的を達成する可能性はそもそも低いので根本的に限界がある。北朝鮮は朝鮮戦争

(1950~53 年) 後、米国からの制裁に武力を強化する反作用で対応してきたので、経済制裁は北朝鮮の核・ミサイル保有を国内で正当化する理由となっている。しかし、北朝鮮経済の後ろ盾になっていた中国との経済関係が、2017 年に中国の経済制裁参加により鈍化・低迷した。これは北朝鮮経済に負の影響を与えている。中国の北朝鮮からの輸入は、主な輸入品目である石炭、鉱物、水産物の輸入禁止措置により激減し、繊維類の委託加工輸入も 12 月中旬から中止となったことで、一部の品目を除き、年末にはほとんどの品目で輸入が激減した。北朝鮮は中国に鉱産物、水産物、繊維類の輸

出停止で、2018年には2016年基準で年間18億ドルの輸出減少となり、中国への2016年基準輸出総額21億ドルの86%を失うことになるだろう。中国の対北朝鮮輸出は2017年8月以降に前年同期比で減少となった。10月から12月まで北朝鮮の外貨不足が現れ、中国の対朝輸出が殆どの品目で減少した。特に、産業設備の機械類と鉄鋼・金属、プラスチック製品、生活用品などの輸出が減少し、今後は北朝鮮の産業近代化と国民の生活に悪影響と市場経済化の鈍化が現れると考えられる。北朝鮮は食料の自給、輸入原料や設備、消費財の国産化で対応し、自立経済システムを強化することに対応している。しかし、北朝鮮には経済的苦難が深刻化する可能性が高い。

現在実施され強化されようとしている経済制裁のうち注目する制裁は原油・石油製品の対北朝鮮輸出統制である。年間50万トン台の原油輸出は中国が継続しているが（統計にはゼロとなっている）、これが止まると共に石油製品の輸出が制限されると、北朝鮮の道路運送に深刻な悪影響が出る。北朝鮮の市場（いちば）経済はトラックやバスなどの道路運送に大きく依存しているが、これが止まると北朝鮮の人民経済を直撃する。北朝鮮経済の市場化を望むならば石油製品の供給は必須である。ここに制裁のジレンマがある。

質問3：北朝鮮の「核とミサイル」問題に対する国際社会の取り組みについて北朝鮮の「核とミサイル」戦略を国際社会がやめさせることはできると思いますか？「核とミサイル」を持ったままの北朝鮮と国際社会は共存できるのでしょうか？国際社会の北朝鮮に対する取り組みについて、忌憚のないご意見、提言をお願いします。また、その取り組みのための課題、ロードマップについて考えがあれば提言ください。

ジンジン イ
【中国：金景一・北京大学教授】

米韓日は、北朝鮮の核は力によってのみ制止できると考えるためにひたすら制裁にのみ力を入れつつ、北朝鮮の核廃棄を導こうとする。だが、力で圧迫すればするほど北朝鮮は核開発に正統性を与え、最後まで核を保有しようとする。北朝鮮の核問題が結局は米朝間の問題であり、核心は北朝鮮が米国との関係改善を通じ、日朝、南北関係改善を連動して遂げつつ、安全と体制の保障を受けようとする。北朝鮮が米国との正常的な関係改善を遂げ、安全と制裁に対する憂慮がないなら、核を保有する理由がなくなる可能性がある。そのため、北朝鮮が核を放棄するようになるためには、米韓日や国際社会に

対する北朝鮮の敵対意識を解消し、北朝鮮の安全への憂慮を解消することに力を入れなければならないだろう。

そうなるためには、北朝鮮の核ミサイル放棄を段階別に遂げていかなければならないだろう。まず初期段階では、北朝鮮の核と「共存」しなければならないだろう。「共存」の初期条件は、まさに北朝鮮の核凍結を米韓合同軍事訓練中止とビッグディールしなければならないだろう。この過程に、北朝鮮の市場経済要素を拡張させ、北朝鮮を変化させ得る「地経学的」接近を遂げなければならないだろう。北朝鮮が核を放棄することにより、得られる利益に安全利益もあり、体制保障の利益もあるということを信じられるように、国際社会が助けなければならないだろう。北朝鮮の核問題を解決する道は結局「地政学」ではない「地経学」すなわち経済の論理で解決する方法しかないと考える。

【中国：李成日・社会科学院アジア太平洋グローバル戦略研究院 研究員】

北朝鮮の核問題は、朝鮮半島安保構造の深刻な危機に起因したものととして、その本質は安保問題だと言うことができる。特に、北朝鮮が核・ミサイル開発を米国の北朝鮮に対する敵対政策が原因であると主張している以上、米朝関係が最も重要な関係と言うことができる。しかし、過去にオバマ政権の時代にいわゆる「戦略的忍耐」により北朝鮮は核実験とミサイル発射をさらに多く強行してきた。国連安保理を含む国際社会も対北制裁を徐々に強め深化してきたことから、朝鮮半島の安保状況は日々深刻になっている。

朝鮮半島の非核化は、長期的な目標であり、当分は対話でもそして強硬な経済制裁でも解決できず、特に武力による解決は決してしてはならないものである。そうだからこそ、非核化は問題解決の出口として、考慮しなければならないのである。

北朝鮮は、長い間朝鮮半島の平和体制を提起してきた。朝鮮半島の平和と非核化は、密接に連結しており、一つのシステムの中で対話を実施しなければならないだろう。非核化と平和体制の構築を大きな方向として並進しなければならない。これは以前の6者協議の時期に議論されたことがあり歴史的、地政学的に見ても、朝鮮半島問題には、南北関係のみならず、米、中、日、ロなどの国の利害とも密接に関係している。地域の安保と平和はこの地域すべての国家の責任であり、使命である。ゼロ・サム式の論理や接近方式よりも互いにウィン・ウィンできる、人類社会の前に貢献できる方向へ皆共に努力しなければならないだろう。

ヤンムン ス
【韓国：梁文秀・北韓大学院大学校教授】

北朝鮮の核・ミサイルプログラムを中断・放棄させるための国際社会の多くの努力にもかかわらず、北朝鮮が核・ミサイルプログラムを中断・放棄する可能性は現在としてはそれほど高くない。現在、持続的に取られている北朝鮮に対する米国の圧迫措置は、朝鮮半島をめぐる列強の利害関係、特に米国と中国の利害関係衝突のために限界がある。

中国が北朝鮮の核問題解決のために提示している「双中断」（北朝鮮の核・ミサイル試験中断と米韓軍事訓練中断の同時交換）およびそれ以降の「双軌並行」（朝鮮半島の非核化と平和協定の互いの交換）も各国の見解差が非常に大きい。とくに北朝鮮は2016年いわゆる「軍縮・平和協定」プログラムの提起以降、2017年に入り、米国の対北敵対視政策の撤回（制裁撤回、米韓合同訓練中断、平和協定締結）を対話への転換の条件として提示しているが、米国がこの条件を受容する可能性は非常に低い。

トソヨンスン
【韓国：董竜昇 Oriental Link 社代表（元サムスン経済研究所経済安保室長）】

北朝鮮は、核兵器を放棄しない。核兵器を強制的に放棄しようとするならば、戦争という手段を動員するしかないが、北朝鮮はこれに備え、過去に朝鮮半島に限定された戦線を北東アジア地域に拡張させた。日本に対して中距離ミサイルを持続的に試験発射することがこれを意味する。すなわち米国の軍事的行動は北東アジア全域への戦争拡散となることを警告するのと同じである。

歴史的に核を開発した国が直接核を放棄した事例は南アフリカ共和国の事例が唯一であるが、この場合にも政権が交替する過程で行われた。

すなわち北朝鮮で政権交代がされれば核問題が解決されることを意味し、政権交代も北朝鮮住民により自らなされるようにしなければならない。そして、核を持っていれば非常に不便だということを北朝鮮住民が感じるようにしなければならない。北朝鮮は、現在市場が拡散されており、内部システムも市場中心に回っている。これを活用し、北朝鮮内部に市場の力がさらに大きくなるようにほかの次元からの対応が必要である。外国の協力を得て北朝鮮の核を含む北東アジア地域の核を共同管理するシステムを創出すると同時に、北朝鮮内部に市場の力を拡大させることにより、究極的に北朝鮮住民が核保有は不便なので、放棄しようとの動き（すなわち中東のジャスミン革命のように政権交代を自国民らが推進した事例）が本格化するように支援するのが方法であろう。

【日本：三村光弘・環日本海経済研究所(ERINA)主任研究員】

北朝鮮と米国は相互に深刻な不信感を持っている。この不信感を埋めるためには、力の面で勝る米国が北朝鮮の変化を誘導するのが望ましいが、米国は北朝鮮の行為を犯罪行為と考えており、犯罪者と取引しないという清教徒的な潔癖症にとらわれているように見える。トランプ政権誕生以降、北朝鮮の核プログラムこそが危険であるという現実を直視するようになったが、現状では北朝鮮問題を解決することによって、米国の北東アジアにおけるプレゼンスを失うのではないかという恐れの方がまだ強く感じられているように思われる。

現状で北朝鮮の指導部がとり得るオプションとしては、非核化のプロセスをかなり長いものにすることにより、実質的に核を持ったまま米国との関係を改善するか、中ロの後ろ盾でまずは核実験、ロケット発射の中断から国連制裁解除への道を模索し、その後ゆっくりとした核放棄へと進んでいくかのどちらかになるのではないだろうか。内的な変化がないとすれば、米国による攻撃や最高指導者の暗殺、宮廷クーデターなど、外的な力を行使した変化にならざるを得ないだろう。

韓国が最も恐れているのは、米国の一方的な行為が北朝鮮の政権の不安定化を招き、それへの対応として朝鮮半島で再び戦争ないしは大規模な混乱が起こることだ。この恐怖を理解できなければ、韓国の行為はすべてピエロに見えるだろう。しかし、北朝鮮の通常兵器によってでも攻撃を受ければ大きな被害を受ける韓国の立場を理解し、戦争を起こすことなく問題を解決するという姿勢を日本政府も堅持すべきである。北朝鮮が核を持つ究極的な理由は、現体制を維持しながら緩やかな対外開放、国内経済改革を行っていくことである。実際には、対外開放と現政権の維持は両立しないかもしれない。しかし、周辺国が北朝鮮の生存を認め、手をさしのべる限り、北朝鮮はその道を歩まざるを得なくなるであろう。周辺国が経済交流を通じて、北朝鮮の恐怖心を緩め、北朝鮮にさらなる開放をもたらしていくことが必要ではないだろうか。

【日本：李^リ 燦雨^{チャンリ}・帝京大学准教授】

国際社会は、日米欧を中心とした勢力と中ロを中心とした勢力に分かれる傾向にある。国際社会の共通のルールを守る国連や国際機関の取り組みが弱化し、米国の自国優先主義のように保護主義の動きが顕著化している。一方、日本のように軍事面では日米同盟を中心とするが、経済面では自由貿易主義を追求することが、米国政府の戦略変化により厳しい状況になる可能性もある。不確実性が高まる国際環境に、北朝鮮の核・ミサイ

ル開発は国連制裁決議という共通のコンセンサスを生んだが、北朝鮮の体制の保存や崩壊、非核化などの目標のコンセンサスには至らない。北朝鮮は米国が体制崩壊や軍事的攻撃の可能性を追求する限り「核・ミサイル」戦略を放棄しないだろう。「核・ミサイル」を持ったままの北朝鮮と日米欧中心の国際社会は共存できないのも確実であるが、中ロの国際社会は異なる認識である。中国政府とロシア政府は北朝鮮の非核化に共通する認識を持ち制裁に取り組んでいるが、北朝鮮の崩壊は望まず朝鮮半島の安定を目指している。

しかし、北朝鮮が「核武力完成」を宣言した後の中ロの戦略は変わっているとの評価も可能であり、北朝鮮は米国との対話で「最終的非核化」のための段階的アプローチを提案するかも知れない。まず、中国政府が提案した「双中断」を受け入れ、核・ミサイルのモラトリアム宣言と米韓の合同軍事演習延期を合意する。そして、非核化ロードマップとして暫定的核保有認定と開発中止、米朝関係正常化と非核化・平和協定の締結に至る青写真を共有する。その期間は5年と設定し、北朝鮮のNPT復帰とIEAなど国際機関による査察受け入れ、米国の平壤連絡事務所設置などが初期から実行されると、北朝鮮と国際社会との共存は可能ではないかと考える。日本は北朝鮮のこのような変化が確認できる時点で制裁を解除できると考える。

第2章 2017年の国連・主要国の対北朝鮮制裁の内容と影響

1. 2017年の国連による対北朝鮮制裁の内容

(1) 決議第2356号(2017年6月2日採択)

北朝鮮による累次の弾道ミサイル発射等を受けて採択された決議第2356号では、2006年の決議1718号の8(d)に規定する制裁(資産凍結)⁴⁷を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006年の決議第1718号の8(e)に規定する制裁措置(旅行禁止)⁴⁸を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

決議2356(2017)では、個人や団体に対する制裁対象が拡大されたが、この中には北朝鮮の国務委員会(憲法で定められた国家主権の最高政策的指導機関)、朝鮮労働党の組織指導部(主に人事を担当)や宣伝扇動部(主に新聞や放送、文化芸術等のプロパガンダを担当)などの重要な幹部が対象となっている。北朝鮮の体制に対して制裁をかけるという色彩が明確になってきている。

⁴⁷すべての加盟国は、それぞれの法的手続に従い、この決議の採択の日にはまたはその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産および経済資源であって、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連および弾道ミサイル関連計画に関与または支援を提供している(その他の不正な手段を通じたものも含む。)として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者または団体により、または、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的または間接的に所有されまたは管理されるものを直ちに凍結し、また、いかなる資金、金融資産または経済資源も、自国の国民またはその領域内にいる者若しくは団体により、そのような者または団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。

⁴⁸すべての加盟国は、委員会または安全保障理事会により、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連およびその他の大量破壊兵器関連の計画に関係のある北朝鮮の政策に責任を有している(北朝鮮の政策を支持または促進することを通じたものも含む。)として指定される者およびその家族の構成員が自国の領域に入国または領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

附属書Ⅰ：渡航禁止／資産凍結（個人）

機関名	氏名	役職
偵察総局	チョ・イルウ(Cho Ilu)	第5局長
朝鮮労働党組織指導部	チョ・ヨンチュン(Cho Yon Chun)等	副部長
朝鮮労働党宣伝扇動部	チェ・フィ(Choe Hwi)等	第一副部長
朝鮮金山貿易会社	キム・ Cholナム(Kim Chol Nam)	社長
端川商業銀行	キム・トンホ(Kim Tong-Ho)	ベトナム代表
第2経済委員会	ペク・セボン(Paek Se Bong)等	元委員長
朝鮮労働党軍需工業部	パク・トチュン(Pak To Chun)	元書記
朝鮮連峰総会社	リ・スヨン(Ri Su Yong)	職員
国務委員会	リ・ヨンム(Ri Yong Mu)	副委員長

附属書Ⅱ：資産凍結（団体）

機関名
カンボン貿易会社
朝鮮金山貿易会社
高麗銀行
朝鮮人民軍戦略ロケット軍

（２）決議第 2371 号（8 月 5 日採択）

北朝鮮が 7 月 4 日および 28 日に大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイルを発射したことを受けて採択された決議第 2371 号は、次のような制裁措置を定めている。

1. 国連安保理の制裁委員会に、国連安保理決議違反の活動を行っているまたは関連していたことを示唆する情報を有する船舶を指定する権限を与える。また、すべての加盟国が、緊急事態の場合若しくは船舶が出発港に戻る場合において入港が必要である場合や制裁委員会が事前に決定した場合を除き、当該船舶が自国の港に入ることを禁ずることを決定する。
2. 決議 2270 号の第 20 パラグラフおよび決議第 2321 号の第 9 パラグラフに規定する措置（すべての加盟国が、自国民、自国の管轄権に服する者および自国の領域内で設立されたまたは自国の管轄権に服する団体が北朝鮮において船舶を登録すること、船舶が北朝鮮籍を使用する許可を取得すること、および北朝鮮籍船舶の所有、リース、運航、船舶分類、認証若しくは関連サービスの提供を行うことまたは保険をかけることを禁止すること）が、北朝鮮籍船舶のチャーターに適用されることを明確にする。
3. 石炭、鉄および鉄鉱石の北朝鮮からの輸入禁止
4. 海産物（魚、甲殻類、軟体動物、およびその他のすべての形態の水棲無脊椎動物を含む）の北朝鮮からの輸入禁止

5. 鉛および鉛鉱石の北朝鮮からの輸入禁止
6. 追加的な北朝鮮国民の雇用（北朝鮮からの派遣労働者）の禁止
7. 北朝鮮との新規の合弁企業もしくは共同事業体の開設または既存の合弁企業の拡大の禁止
8. 2006年の決議第1718号の8(d)に規定する制裁（資産凍結）を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006年の決議第1718号の8(e)に規定する制裁措置（旅行禁止）を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

本決議では、北朝鮮の重要な外貨獲得源である石炭やその他の鉱産品、海産物の輸入を禁止していることが大きな特徴である。後述するが、本決議と決議2375号によって北朝鮮が失うであろう貿易額は相当大きい。

資産凍結の対象には、北朝鮮国営で唯一の外国為替専門銀行である朝鮮貿易銀行も含まれている。北朝鮮の核、ミサイル開発を停止させるためには、もはや北朝鮮の産業や一般国民の生活に大きな影響が出る措置もやむを得ないという認識が前提になっていると思われる。

付属書Ⅰ：渡航禁止／資産凍結（個人）

機関名	氏名	役職
一心国際銀行	チェ・チュンヨン (Choe Chun Yong)	代表者
朝鮮貿易銀行	ハン・ジャンス (Han Jang Su)	首席代表者
朝鮮鉱業開発貿易会社	チャン・ソン Chol (Jang Song Chol)	海外代表
朝鮮檀君貿易会社	チャン・ソンナム (Jang Sung Nam)	海外支店の代表
朝鮮光鮮銀行	チョ・ Chol ソン (Jo Chol Song)	副代表
朝鮮連峰総会社	カン・ Chol ス等	職員
朝鮮連合開発銀行	キム・ムン Chol (Kim Mun Chol)	代表者
一心国際銀行	キム・ナムウン (Kim Nam Ung)	代表者
記載なし	チャン・ボムス (Jang Bom Su)	
記載なし	チョン・ミョングク (Jon Myong Guk)	

付属書Ⅱ：資産凍結（団体）

機関名
朝鮮貿易銀行
朝鮮民族保険会社
高麗信用開発銀行
万寿台海外開発会社

(3) 決議第 2375 号 (9 月 11 日採択)

北朝鮮が 9 月 3 日に 6 回目となる核実験を行ったこと等を受けて採択された決議第 2375 号では、次のような制裁措置を定めている。

1. 北朝鮮へのすべてのコンデセートおよび天然ガス液の輸出禁止と北朝鮮による調達の禁止
2. 石油製品の対北朝鮮輸出を年間 200 万バレル (27 万トン) に制限
3. 原油の対北朝鮮輸出を過去 12 ヶ月の実績並みに制限 (約 30.4 万トン)
4. 衣類、繊維製品の北朝鮮からの輸入を禁止
5. 北朝鮮国民への自国内における労働許可の提供の停止
6. 自国内における北朝鮮の団体または個人との新規および既存の合弁企業または共同事業体の開設、維持および運営の禁止 (中朝間の水力発電所およびロシア産の石炭の羅津港を通じた船積みは例外)
7. 2006 年の決議第 1718 号の 8 (d) に規定する制裁 (資産凍結) を付属書 II と付属書 I の対象に行うことを定めた。また、2006 年の決議第 1718 号の 8 (e) に規定する制裁措置 (旅行禁止) を付属書 I の個人や付属書 II に規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

本決議は、北朝鮮の重要な外貨獲得源である加工貿易を事実上不可能にするとともに、貿易外での重要な外貨獲得手段である海外への労働者派遣に厳しい制限を加えるものとなった。また、北朝鮮の居住者との合弁企業や共同事業体を新たに行うだけでなく、現存する事業についても清算を迫るものであり、北朝鮮とのこの種の取引が大きかった中国にとっては、自国の、特に遼寧省丹東市や吉林省延辺朝鮮族自治州など北朝鮮との国境に近い都市におけるある種の「地場産業」に極めて大きな影響を与えるものとなった。

本決議と決議 2371 号で北朝鮮から輸出することが禁止された物品は、北朝鮮の 2016 年の対中輸出の約 8 割、輸出全体の約 9 割を占める。したがって、北朝鮮は 2011 年以降本格化させてきた石炭や天然資源、海産物などの輸出により外貨を獲得し、その外貨で国内の生産設備の近代化や新たな工場の建設、農業機械化、情報化の促進を行うというモデルをもはや続けることができなくなった。

附属書Ⅰ：渡航禁止／資産凍結（個人）

機関名	氏名	役職
朝鮮労働党中央軍事委員会	パク・ヨンシク(Pak Yong Sik)	委員

附属書Ⅱ：資産凍結（団体）

機関名
朝鮮労働党中央軍事委員会
朝鮮労働党組織指導部
朝鮮労働党宣伝扇動部

（４）決議第 2397 号（12 月 22 日採択）

北朝鮮が 11 月 29 日に新型とみられる ICBM 級の弾道ミサイルを発射したこと等を受けて採択された決議第 2397 号では、次のような制裁措置を定めている。

1. 北朝鮮への 400 万バレルまたは 52 万 5,000 トン以上の原油輸出の禁止
2. 北朝鮮への石油精製品の輸出を人道目的で北朝鮮の核、弾道ミサイルプログラムに無関係ものに限り、年間 400 万バレルまたは 52 万 5,000 トン以下に制限。
3. 北朝鮮からの食料および農産品（HS コード第 12 類、第 8 類、第 7 類）、機械類（HS コード第 84 類）、電気機器（HS コード第 85 類）、マグネサイトおよびマグネシアを含む土石類（HS コード第 25 類）、木材（HS コード第 44 類）および船舶（HS コード第 89 類）の輸入禁止。
4. 北朝鮮への工業機械類（HS コード第 84 類および第 85 類）、輸送車両（HS コード第 86 類～第 89 類）および鉄、鉄鋼およびその他金属（HS コード第 72 類～第 83 類）の輸出禁止（ただし、北朝鮮の商業民間旅客機の安全な運用を維持するために必要な予備部品の提供は例外）。
5. 決議採択の日から 24 カ月以内に自国内で収入を得ているすべての北朝鮮国民および海外の北朝鮮労働者を監視するすべての北朝鮮政府の安全監督員を北朝鮮に送還。決議採択の日から 15 カ月以内に、この決議の採択の日から 12 カ月間に送還された労働者の明細を報告（帰国させたのが元いた半数に満たない場合には、その理由も付して報告）。
6. 北朝鮮の石炭や鉱物の密輸出や石油の密輸入を阻止するため、そのような活動または品目の輸送に関与していると信じる合理的根拠を有する場合には、当該加盟国が、自国の港に在るいかなる船舶も押収、検査および凍結（留め置き）すること。この決議により禁止されている活動または品目の輸送に関与していたと信じる合

理的根拠を有する船舶に対する保険または再保険サービスの提供を禁止。この規定に従って他の加盟国が登録を解除した船舶の登録の禁止。

7. 自動船舶識別装置（AIS）を切った船舶に対する監視の強化。
8. 2006 年の決議第 1718 号の 8（d）に規定する制裁（資産凍結）を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006 年の決議第 1718 号の 8（e）に規定する制裁措置（旅行禁止）を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

本決議に定められている制裁は、北朝鮮の外貨獲得源である貿易をほぼ根こそぎ禁止するものである。また、海外への労働者派遣についても、新規の禁止だけでなく、すでに派遣されている労働者に対しても加盟国が 24 カ月以内に送還することを求めている。北朝鮮からの伐木工に依存していたロシア極東やシベリアの林業業界や建設労働者に依存していた沿海地方などでは、今後おおむね労働力が得られなくなるために、これまでできるだけ避けてきた中国からの労働者の派遣受け入れにも踏み切らざるを得ないかもしれない。

また、2017 年のこれまでの決議による制裁とは異なり、本決議は北朝鮮に対する輸出を包括的に禁止していることに特徴がある。工業機械類（HS コード第 84 類および第 85 類）の禁止により、産業用の機器だけでなく、医療機器の部品や消耗品などの調達にも苦勞することになる。輸送車両（HS コード第 86 類～第 89 類）の禁輸により、ミサイルの発射台になるような特殊な自動車だけでなく、一般的な乗用車やバス、トラック等も輸入できなくなるばかりか、その部品についても調達が困難になる。平壤市内を走るタクシーのほとんどは中国製の乗用車であり、中国製の重機や大型トラックも多く輸入されているが、これら車両の部品や消耗品の調達が難しくなれば、影響は一般国民にもおよぶことになるだろう。

鉄、鉄鋼およびその他金属（HS コード第 72 類～第 83 類）の輸出禁止により、核、ミサイル開発に使われる金属類だけでなく、一般的な金属類もすべて輸入できなくなる。北朝鮮は国内での部品や素材、燃料の生産にこだわってはいるものの、すべての品目を生産しているわけではなく、輸入に頼る部分も少なくない。産業に与える影響から言えば、2017 年の国連安保理決議による制裁のうち、最も厳しいのが本決議による制裁だと言える。北朝鮮との貿易の大宗を中国が占めている現状で、中国がこのような制裁案に賛成したということは、米国とのよい関係を維持することが中国の安全保障上も経済

の面からも重要で、「背に腹はかえられない」ということであり、北朝鮮との貿易に依存する地域や企業がある程度犠牲になってもしかたがない、ということになるのである。

附属書Ⅰ：渡航禁止／資産凍結（個人）

機関名	氏名	役職
朝鮮貿易銀行	チェ・ソクミン(Ch'oe So'k Min)等	海外代表
朝鮮労働党軍需工業部	キム・ジョンシク(Kim Jong Sik)	副部長
バンク・オブ・イースト・ランド	ムン・ギョンファン(Mun Kyong Hwan)	海外代表
大聖銀行	ペ・ウオンウク(Pae Won Uk) 等	海外代表
一心国際銀行	パク・ボンナム(Pak Bong Nam)	海外代表
朝鮮労働党中央委員会政治局	リ・ピョン Chol(Ri Pyong Chul)	代理局員
党軍需工業部		第1副部長
高麗銀行	リ・ソンヒョク(Ri Song Hyok)	海外代表
高麗信用開発銀行		海外代表
朝鮮統一発展銀行	リ・ウンソン(Ri U'n So'ng)	海外代表

附属書Ⅱ：資産凍結（団体）

機関名
人民武力省

2. 2017 年の主要国の対北朝鮮制裁の内容

（1）米国

米国の対北朝鮮制裁は、多くの場合、国連安保理決議に含まれる制裁内容と独自の制裁を分けずに法律や大統領令、行政府の命令を出している。米国が行っている制裁の内容が国連安保理決議の原案となっていることが多く、制裁対象のリストは国連安保理決議に含まれているものよりも通常多い。以下、2017 年以降に制定された法律、発布された大統領令および行政府の命令について紹介する。

① 法律

2017 年 8 月 2 日、トランプ大統領はロシア関連の制裁緩和に議会の審査を義務付ける「経済制裁を通じた米国の敵対者への対抗措置法」（以下、本法）に署名した。本法には、北朝鮮に対する制裁条項が含まれており、本法は、国務長官に対し、制定後 90 日以内に、北朝鮮がテロ支援国家に指定されるべきかについての判断を米国議会に報告するよう求めるなどの規定を置いている。

本法は、2016 年北朝鮮制裁および政策強化法（以下「2016 年法」とする）に基づき大統領が科すべき資産凍結措置の対象者を拡大する。追加対象者には、情を知って北朝鮮から一定の貴金属を調達する者、北朝鮮に対してロケット、航空燃料またはジェット燃料を販売または譲渡する者、指定された北朝鮮の船舶または航空機に燃料または補給品を供給する者、北朝鮮政府が所有または管理する船舶に対して保険サービスを提供する者、北朝鮮の金融機関にコルレス口座を有する者が含まれる。

本法はまた、2016 年法に基づく制裁対象指定に関する大統領の裁量を拡大している。具体的には情を知って北朝鮮政府から石炭、鉄、鉄鉱石を購入する者、北朝鮮から多量の繊維製品を購入する者、大量の原油、コンデンセート、石油製品または天然ガス資源を北朝鮮政府に販売または譲渡する者が追加された。人権関連条項に基づき、本法は、北朝鮮の労働者が製造した物品のほとんどが米国に入ること禁止するとともに、情を知って北朝鮮の労働者を雇用する者に対して制裁を科すことを認めている。

② 大統領令

2017 年 9 月 20 日、トランプ大統領は大統領令 13810 号に署名した。この大統領令は、北朝鮮との密接な経済関係（建設、エネルギー、金融サービス、漁業、情報技術、製造、医療、鉱業、織物、または輸送業を営む者、北朝鮮のどのような港でも所有、管理、運営する者、少なくとも 1 つの重要な商品、サービス、技術の北朝鮮への輸入または北朝鮮からの輸出に従事している者、北朝鮮政府や朝鮮労働党の収入を生み出す商業活動に従事している北朝鮮人を含む北朝鮮人、この大統領令で禁止されている行為を財政的、物質的、技術的に助ける者やその支配下にある者）を有している者に対する米国内および米国居住者の管理する資産凍結および当該行為を行う外国人の米国への入国禁止を行うことができると定めている。

この大統領令はまた、北朝鮮に寄港した外国航空機および船舶がその後 180 日以内に米国に着陸または寄港することを禁止している。

この大統領令は、次に北朝鮮人が所有したり、その管理下にあたりすると財務長官が認定する外国金融機関の口座に対する支払や受取の禁止を定めている。また、財務長官が国務長官との協議の上で、情を知って北朝鮮の重要な取引に加担し、または便宜を供与した外国金融機関に米国内のコルレス口座の使用を禁止することを含む制裁を行うことを認めている。

③ 行政府の命令

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じている。同規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受ける。「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等および米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与する取引は全世界で規制対象となる。

OFAC は制裁対象者を随時追加、変更および取り消ししており、北朝鮮関係では 2018 年 1 月末現在、299 件の対象がリストアップされている。

2017 年以降、北朝鮮関連では 2017 年 1 月 11 日、3 月 31 日、6 月 1 日、6 月 29 日、8 月 22 日、9 月 21 日、9 月 26 日、10 月 26 日、11 月 21 日、12 月 26 日、2018 年 1 月 24 日に追加指定および変更（情報の更新）がなされた。

（2）EU

EU の北朝鮮に対する経済制裁は、2013 年 4 月 22 日に理事会決定「朝鮮民主主義人民共和国に対する制限措置についておよび EU 理事会規則 2010/800/CFSP の廃止について」（2013/183/CFSP）が行われ、2010/800/CFSP を代替する規則となっている。制裁の基本は、2007 年 3 月 27 日の「朝鮮民主主義人民共和国に対する制限措置についての EU 理事会規則」（EC No. 329/2007）で安保理決議 1718（2006）に規定する貿易制限措置や金融制裁、技術協力の停止などを規定したのが始まりである。

① 理事会規則

理事会規則「朝鮮民主主義人民共和国に対する制限措置についての EU 理事会規則」329/2007 は、2017 年 2 月 27 日の理事会規則 2017/330、4 月 6 日の理事会規則 2017/658、8 月 24 日の理事会規則 2017/1501 で改正され、2017 年 8 月 30 日には理事会規則 2017/1509 が出され、元の理事会規則 329/2007 と置き換えられた。9 月 14 日の理事会規則 2017/1548、10 月 10 日の理事会規則 2017/1836、10 月 16 日の理事会規則 2017/1858、11 月 13 日の理事会規則 2017/2062 で改正されて現在に至っ

ている。これらの内容は、基本的に国連安保理決議に規定される制裁内容を反映するためのものである。

② 理事会決定

渡航禁止者リストや資産凍結対象リスト、船舶のリストなどは、2016年5月27日のEU理事会決定「朝鮮民主主義人民共和国に対する制限措置についておよびEU理事会規則2013/183/CFSPの廃止について」(2016/849/CFSP)に規定されている。こちらは2017年1月16日の理事会決定(2017/82/CFSP)、2月27日の理事会決定(2017/345/CFSP)、4月6日の2つの理事会決定(2017/666/CFSPおよび2017/667/CFSP)、6月12日の理事会決定(2017/994/CFSP)、7月17日の理事会決定(2017/1339/CFSP)、8月10日の理事会決定(2017/1459/CFSP)、8月24日の理事会決定(2017/1504/CFSP)、8月30日の理事会決定(2017/1512)、9月14日の理事会決定(2017/1562/CFSP)、10月10日の理事会決定(2017/1838/CFSP)、10月16日の理事会決定(2017/1860/CFSP)、2018年1月22日の理事会決定(2018/89/CFSP)で改訂が行われ、現在に至っている。基本的には国連安保理決議の内容をEUとして執行するためのものと考えてよい。

③ その他細則

上述の理事会規則および理事会決定を執行するための具体的な内容を定めるものとして、2017年1月1日～2018年1月31日までの間に理事会施行規則(Council Implementing Regulation)が9本(2017年内に8本)、理事会施行決定(Council Implementing Decision)が4本(2017年内に4本)出ている。

(3) 韓国

韓国は2010年に哨戒艦「天安」沈没事件を受け、開城工業団地以外の、一般交易(南北韓での貿易を意味する)や委託加工交易といった南北交易の中断、南北の船舶や航空機の乗り入れ停止などを盛り込んだ「5.24措置」と呼ぶ独自制裁措置を発動した。2016年には北朝鮮の核実験を受け、開城工業団地の操業中止を決定し、現在、南北の経済交流は途絶えている。

韓国は2017年に国連安保理決議に加え、2017年11月6日に、北朝鮮の金融機関関係者ら18人を独自の制裁対象に指定した。これらはすべて米国がすでに独自制裁の対

象としたものである。また、11月29日の「火星15号」の発射に対抗して、12月11日、北朝鮮に対する2017年2回目の独自制裁措置として、北朝鮮の20団体と個人12人を制裁対象に指定した。

(4) 中国

中国は2017年、国連安保理において対北朝鮮制裁が可決されると、決議に定められた期限内に国内法としてそれを執行する措置をとってきた。図表12の1番にある「商務部、税関総署公告2017年第12号」は、公布翌日の2月19日から年末まで北朝鮮からの石炭輸入を停止する内容のもので、当時としては国連制裁以上の中国の独自制裁であった。中国はまた、核関連を中心としてデュアルユース物品および関連技術に対する輸出規制に力を入れようとしている。これまでこのようなデュアルユース物品および関連技術においては、日米等の「キャッチオール規制」で規制を受ける側であった中国が、規制を行う側に転化して間もないため、貿易の当事者をはじめとして規制する当局もまだ不慣れであると思われるが、数年前と比較すると変化は大きい。

図表 12 中国の国連制裁および独自制裁のための国内法的措置

番号	公布日	執行日	文書名	タイトル	内容
1	2017/2/18	2017/2/19	商務部、税関総署公告2017年第12号		2017年末まで北朝鮮からの石炭の輸入を停止する
2	2017/9/22		商務部、税関総署公告2017年第52号 商務部、税関総署の国連安保理2375号決議を執行することに関する公告		
3	2017/9/28		商務部、工商総局の国連安保理第2375号決議執行のために朝鮮に関する企業を閉鎖する公告		決議2375号の履行のための北朝鮮に関連する企業の閉鎖のための規定
4	2017/12/11	2018/1/1	商務部、国家原子能機構公告2017年第85号	核関連デュアルユース物品および関連技術輸出管理チェックリスト	
5	2017/12/29	2018/1/1	商務部、税関総署公告2017年第93号	デュアルユース物品および技術の輸出入許可証管理目録	
6	2018/2/5	2018/2/5	商務部、工業情報化部、国防科技工業局、国家原子能機構、税関総署公告2018年第17号		決議2375号の履行のためのデュアルユース物品に関する規定

出所：商務部ホームページおよび各種報道から東アジア貿易研究会作成

(5) ロシア

ロシアは2017年10月14日に大統領令第484号「国連安保理決議第2321号（2016年11月30日）」を發布し、決議2321号の指定する内容をロシア国内法上執行できるようにした。ロシアは国連安保理決議に常任理事国として賛成しているが、執行のため

の大統領令が出るのにこれまでも約 6～10 カ月要しており、中国に比べても実行が遅い。

2018 年 1 月 17 日にトランプ米大統領が「残念ながらわれわれはロシアとそれほど関係が深くない。中国が与えるのをやめた代わりにロシアが与えているケースもあるとみられ、結果的にはそれほど良くない」とロシアを非難したのは⁴⁹、このような時間差があることも原因のひとつと思われる。

3. 国連・主要国の対北朝鮮制裁が北朝鮮経済におよぼす影響

(1) 制裁の全般的効果

国連および主要国の独自制裁が北朝鮮経済におよぼす影響を判断するにあたって、最も大きなネックとなるのは、北朝鮮がこのような分析を行ううえで基礎的な資料となる、国内総生産（GDP）や個人消費、雇用、設備投資、輸出、生産、物価等の各種マクロ統計データはおろか、国家予算の実額や長期的に追跡のできる分野別の収支の区分、鉱工業生産額や量をすらも発表していないことである。

GDP 統計に関しては、北朝鮮の社会科学院経済研究所の李基成教授が、2016 年 8 月に訪朝した研究者に対し、2014 年の GDP 値が 261 億 3,200 万ドルと口頭で回答した記録がある。これを韓国の中央銀行である韓国銀行が 2015 年 7 月 17 日に発表した北朝鮮の GDP 推計の中で推計されている人口（2,466 万 2,000 人）で割ると一人あたり 1,059.6 ドルとなる。韓国銀行は 2014 年の北朝鮮の名目 GDP を 133 万 8,000 韓国ウォンと推計しており、これを 2014 年の韓国ウォンと米ドルの年間平均為替レートを利用してドル換算すると 1,264.9 ドルとなる⁵⁰。韓国銀行の推計値は、2014 年、15 年、16 年にそれぞれ対前年比で 1.0%増、1.1%減、3.9%増と推計されているが、訪朝者の感想等を総合すると、首都平壤や特殊経済地帯（経済特区）である羅先、平壤と瀋陽を結ぶ鉄道線上にある中朝国境の新義州などの都市では、ここ 5 年ほど経済成長を実感する各種建設が行われているとの報告が多く、北朝鮮で増加していると言われる民間経済活動の増加分を必ずしも正確に反映できていないものと思われる。したがって現在、

⁴⁹ 『ニューズウィーク日本版』（オンライン版）2018 年 1 月 18 日 18 時 42 分。

⁵⁰ 2014 年の韓国ウォンと米ドルの年間平均為替レートは、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング社がウェブ上で公開している米ドルおよび韓国ウォンの年間平均 TTS と年間平均 TTB の中間値を利用して、計算した。

GDP 等のマクロ統計データを使って北朝鮮経済を分析することはできない。ただひとつ言えることは、北朝鮮がおそらく現在も一人当たりの名目 GDP が 1,100 ドル～1,260 ドル程度の国であり、アジアでは 2016 年に 732.8 ドルであったネパールより高く、ミャンマー (1,231.8 ドル) と同程度から若干低く、カンボジア (1,277.7 ドル) より若干低く、バングラデシュ (1,414.0 ドル)、パキスタン (1,441.0 ドル) ⁵¹よりも低いぐらいのレベルであることである⁵²。したがって、天災や異常気象に非常に脆弱なことはもちろん、経済の波動により生活に直接的な影響を受ける。

北朝鮮の主要なエネルギー源は、石炭と水力であり⁵³、それらは基本的に国内で生産される。食料も化学肥料や農薬などは輸入に頼る分もあるが、基本的には国内生産でまかなうことが基本とされている。したがって、国民生活に直接に関連する、現物の経済の動きだけを見ると、外貨収入の減少が国民生活に与える影響は、外部で想像するよりも小さいようにも見える。しかし 2010 年以降、石炭や鉱石類の大量輸出が始まってからは、北朝鮮が資源を輸出し、それで得た外貨で機械類を輸入し、国内経済の回復が加速化するサイクルが出来ており、それ以前と比較すると経済はより開放的になっている。したがって、2017 年 12 月の決議 2397 号のような、経済封鎖とも呼べるような全面的制裁を受けた場合には、北朝鮮の産業が必要とする機械部品等の消耗品を輸入できなくなり、半年から数年後には、相当のダメージを受けることが予想される。ただし、北朝鮮はこれまでも「不足の経済」であったため、そのようなダメージにはある程度の耐性があり、大きな社会的不安を引き起こすことはないかもしれない。

2017 年に行われた制裁の中で、最も影響が大きいのは、決議 2371 号 (8 月 5 日採択) および決議 2375 号 (9 月 11 日採択) で規定された北朝鮮の外貨獲得源の遮断と決議 2397 号 (12 月 22 日採択) で規定された、さらなる外貨獲得源の遮断とさしあたっての国民生活を支える食料等の輸入を除くほとんどの工業製品の輸出入の禁止であろう。前者は新たに制裁品目となった物品が各年度の北朝鮮の対中輸出に占める割合を見ると、2012～16 年の中国への輸出総額 87%～90%程度を占めているので、北朝鮮の対中輸出は大打撃を受けることになる。また、労働者の賃金については、ロシアの方が高

⁵¹数値は IMF の WorldEconomicOutlookDatabases を利用して計算した。

⁵²ここに列挙した国々は、パキスタン以外は後発開発途上国 (LDC) となっている国であるが、北朝鮮は LDC に属するかどうかを決めるためのデータ自体を公開していないため、現在は LDC とはなっていない。教育水準は高く、相対的に社会開発が進んでいる分野も多いが、脆弱なインフラによって自然災害に大きく影響を受けるところなどは、LDC に類似する分野も多い。

⁵³ 三村光弘 (2017) 48～49 頁。

く、中国は相対的に低い。ロシアの動向が鍵となるが、ロシアのヨーロッパ地域では米
国等の制裁を恐れてなるべく早く労働者を帰還させようとする動きがあり⁵⁴、極東では
北朝鮮労働者への依存からなるべく長い間働いてほしいと考えているようである⁵⁵。こ
れも 24 カ月以内には帰還を完了させることになるので、外貨獲得源が大幅に減少する
ことは確実である。

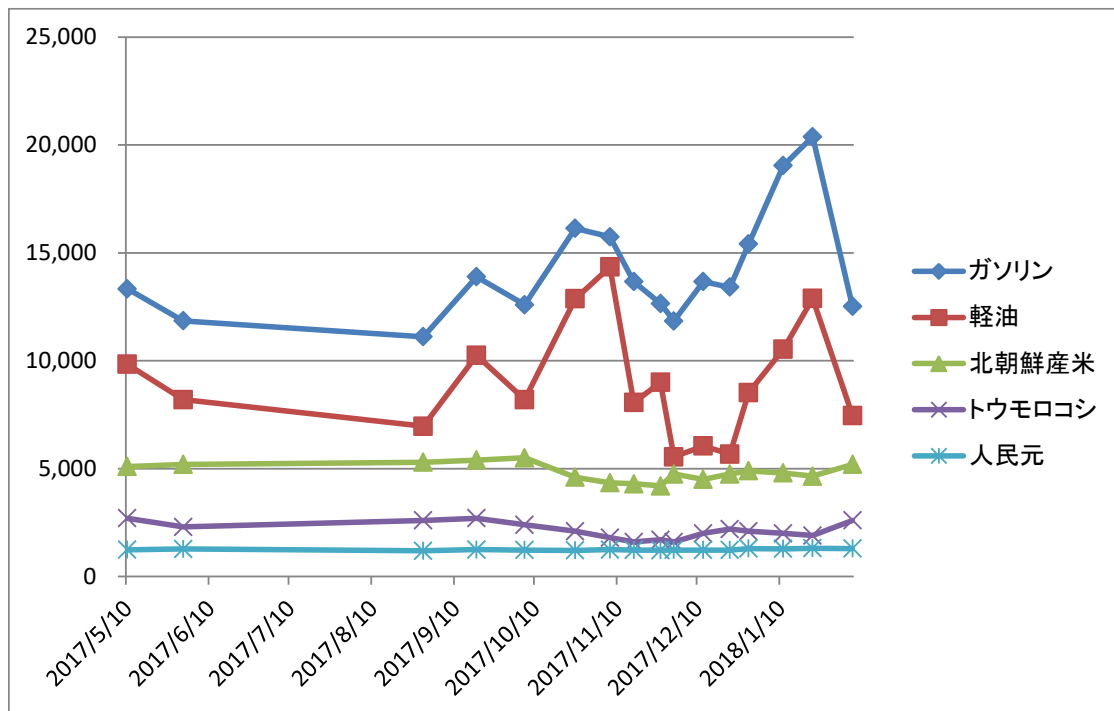
12 月の決議 2397 号に至っては、HS コード 2 桁で輸出禁止物品を指定するというほ
ぼ貿易封鎖に近い措置のため、北朝鮮の産業が必要とする機械類やその部品だけでなく、
自動車の部品、北朝鮮国民が使用する家電製品等も幅広く規制される。すでに民生に影
響を与えない程度の制裁ではなく、一般国民を直接に殺傷しなければよいといったレベ
ルまで制裁は拡大しており、北朝鮮経済は短期的には大丈夫としても 1~2 年といった
短期で大きな制約を受けざるを得ないであろう。

北朝鮮からの公式発表ではないが、民間団体が調査した中朝国境付近の各種商品価格
と人民元のレート推移を見ると、ガソリン価格の上昇が著しく、次いで軽油の価格が
上がっているのが分かる。しかし、コメやトウモロコシの価格、対人民元レートは安定
しており、今のところ北朝鮮の一般国民の生活には大きな影響が見られないことを示唆
している。

⁵⁴ 2018 年 2 月 8 日発 AFP 電によると、ロシアのアレクサンドル・マツェゴラ (Alexander Matsegora) 駐北朝鮮大使は同月 7 日、ロシアは国連安全保障理事会決議に従い、北朝鮮人労働者の送還を開始したと明らかにしたとのことだ。同電が引用した国営ロシア通信 (RIA Novosti) によると、同大使は、「北朝鮮からの労働者の雇用禁止はロシア経済への打撃となるが、われわれは国連安保理の決定を忠実に守る。多くの知事がすでに送還を始めた」と述べた。マツェゴラ大使によると、ロシアでは約 3 万 5,000 人の北朝鮮人労働者が働いており、大半が建設業、農業、漁業に従事している。賃金はロシア国民と同等で、うち 40% から 50% を労働者が受け取り、残りは北朝鮮政府に納められるという。

⁵⁵ 2018 年 1 月 12 日発時事通信は、「インタファクス通信によると、ロシア極東の沿海地方のタラセンコ知事代行は 12 日、同地方で北朝鮮出稼ぎ労働者の雇用を継続できるよう中央政府に要望したことを明らかにした。同地方では現在約 1 万人の北朝鮮労働者が働いている。」「昨年 12 月に採択された国連安保理の制裁決議は北朝鮮労働者の 2 年以内の本国送還を求めているが、タラセンコ氏は「労働力を失いたくない」と述べた。ロシア労働社会保障省は「2018 年に沿海地方で就労を希望した 9,000 人以上の北朝鮮労働者について、申請を却下している。」と報じている。

図表 13 北朝鮮の中朝国境付近における各種商品価格および人民元とのレートの推移



注：コメ、トウモロコシはキロ当たりの価格、ガソリンと軽油はリットル当たりで換算した価格（単位：北朝鮮ウォン）。

出所：アジアプレスホームページ

（２）国家指導部への影響

北朝鮮経済に与える影響のうち、最もわかりにくいのが国家指導部に対し制裁がどのような影響を与えるかである。2017年の4回にわたる国連安保理決議の結果、対北朝鮮制裁は実質的な経済封鎖の様相を示すレベルとなっている。北朝鮮の現指導部は、国民生活の向上をもって統治の正統性を示すスタイルを取るようになってきている。したがって、制裁により国民生活が犠牲になることがあれば、以前の指導部の時よりも国家指導部の正統性に与える影響は大きくなるだろう。国民生活を重視していることを示すために、高層住宅や軽工業を主とするさまざまな工場を建設してきた事に鑑みると、このようなプロジェクトのための資金ばかりか、建設のための資材や重機類、工場の生産設備なども制裁の対象となった現在、国家指導部の制裁に対する態度は、それを回避する方向へと大きく変化せざるを得ないだろう。

以前であれば、北朝鮮の市場経済化の行き過ぎを恐れる指導部が「制裁」という外圧が意図せず市場化の行き過ぎにブレーキをかけてくれることを期待していたとの見方もできたかもしれない。しかし、現状の制裁は長期に続けば北朝鮮経済の「息の根」を

止めることができる内容であり、その場合に最後まで生き残るのはどのような犠牲を払ってでも稼働させる必要のある国防工業と「アメーバ経営」ができる非国営部門となる可能性が高い。

国家運営のために必要なさまざまな資金（革命資金などとも呼ばれる）の多くは外貨建てで調達、使用されていると言われており、外貨収入の大幅な減少は、国家運営の潤滑油となっているこのような資金を枯渇させ、北朝鮮の国家指導部の活動に大きな影響を与える可能性もある。他方で、北朝鮮経済の規模自体が拡大している中、「薄く広く」資金を動員することによって、ある程度の期間、現状に耐えることができるとの見方も存在する。

（３）経済・生産活動への影響

2017 年に行われた国連安保理制裁により、北朝鮮は輸出のほとんどと輸入のうち、工業製品の大宗を遮断されることになる。この状態では、北朝鮮がいくら国産化に力を入れたとしても、消費財生産のための機械設備やその部品が輸入できないことにより、増産や技術革新の動きは止まってしまうだろう。自動車や農機具の部品、医療機器やその消耗品すらも輸入できなくなるため、半年から 1 年後には特に産業用の機器があちこちで稼働しない設備や自動車が出てくる可能性がある。北朝鮮に残された時間は少ないと言えよう。他方、1990 年代中盤から後半にかけての経済危機の時代と比較すれば、現状ははるかに「まし」であり、その時代を知る人であれば生活の質の低下を受け入れられるかもしれない。しかし、その時代の記憶がない若い世代にとっては、生活の質がどんどん低下する経験を初めてすることになるわけで、その影響は小さくないと思われる。

（４）軍事部門への影響

軍事部門は大きく分けて、核・ミサイル開発を行う部門とそれ以外の通常兵器を担当する部分があるが、前者の開発には国家の総力をかけて当たっており、非合法活動であったとしても必要な物資の調達は行うであろう。通常兵器に関連しては、海外における商業活動がかなり制限されており、武器取引も以前とは比較にならないほど厳しく取り締まられるようになっているため、大幅な改善を望むことは無理であろう。他方、朝鮮人民軍は建軍の時から「不足」と戦ってきた軍隊であり、最近では国産のトラックやトラクターが生産されたという報道もある。短期的には国産品の品質向上により、ある程

度の設備の改善は見られるかもしれないが、これら国産品も部品のすべてが国産品ではないと考えられる。広範な工業製品の北朝鮮向け輸出規制が、今後、国産品生産にも影響を与える可能性が高い。

参考文献

三村光弘（2017）『現代朝鮮経済』日本評論社。

第3章 北朝鮮の貿易動向

北朝鮮は貿易統計を一切公表していない。東アジア貿易研究会が2018年1月31日時点でGlobal Trade Atlas（GTA、米国Global Trade Information Services社の貿易データベース、168カ国・地域）の貿易データを調査した結果、北朝鮮と輸出入取引があった国・地域は、2016年は92カ国・地域であった。これに韓国と北朝鮮の南北交易額（韓国統一部発表の統計）を加えた93カ国・地域の輸出入額を集計すると、2016年の対北朝鮮輸出額合計は33億1,267万ドル、輸入額合計は30億1,689万ドル、貿易総額は63億2,956万ドルであった。

図表14には、2012年から16年における各国の対北朝鮮貿易額の推移を示した。2013年には、北朝鮮による3回目の核実験実施や、同年の南北関係悪化による開城工業団地稼働中断の影響を受けて貿易額が落ち込んだが、2014年には開城工業団地の稼働が再開したことから韓国の対北朝鮮貿易額が増加し、貿易総額を押し上げた。しかし、2015年には地下資源の価格下落などを背景に中国との貿易額が減少し、貿易総額は再び落ち込みを示した。2016年は北朝鮮による核実験実施（1月4日、9月9日）を受けて開城工業団地稼働中断、国連安全保障理事会（以下、国連安保理）による制裁の強化が行われ、各国の貿易額が大幅に減少した。

国・地域別のシェアを前年と比較すると、中国（52億9,739万ドル⁵⁶）、韓国（3億3,256万ドル）、インド（1億4,194万ドル）の上位3カ国に変動はないが、2015年に7位（5,992万ドル）であったメキシコは22位（734万ドル）に下降した。一方、2015年に15位（2,674万ドル）であったベネズエラは2016年に8位（1,934万ドル）に上昇、スリランカ（22位・1,019万ドル→9位・1,301万ドル）も貿易額を増やした。

⁵⁶ 「中国海関総署が公開した2016年の中朝統計は公開時期（2016年12月、2017年1月、8月）によって相当な差がある」「2016年朝中貿易統計の公開時期別格差比較」『KIEP 今日の世界経済』2017年10月、韓国・対外経済政策研究院。2017年8月以降も統計数値の変更がなされており、2018年1月時点での数値を使用。

図表 14 主要国／地域の対北朝鮮輸出入額の推移（93 カ国／地域）

（単位：100 万ドル）

順位			2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年	
			金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	掲載月
	日本	輸出	0		0		0		0		0		0	12月
		輸入	0		0		0		0		0		0	
		計	0		0		0		0		0		0	
1	中国	輸出	3,533	69.8%	3,632	75.2%	3,522	68.3%	2,946	62.2%	2,831	85.5%	3,332	12月
		輸入	2,501	58.2%	2,924	70.4%	2,847	63.5%	2,487	56.3%	2,467	81.8%	1,655	
		計	6,034	64.5%	6,557	73.0%	6,369	66.1%	5,433	59.3%	5,297	83.7%	4,986	
2	韓国	輸出	897	17.7%	521	10.8%	1,136	22.0%	1,262	26.6%	147	4.4%	1	12月
		輸入	1,074	25.0%	615	14.8%	1,206	26.9%	1,452	32.9%	186	6.1%	0	
		計	1,971	21.1%	1,136	12.6%	2,343	24.3%	2,714	29.6%	333	5.3%	1	
3	インド	輸出	260	5.1%	212	4.4%	75	1.5%	112	2.4%	54	1.6%	48	10月
		輸入	190	4.4%	82	2.0%	109	2.4%	99	2.2%	88	2.9%	35	
		計	450	4.8%	293	3.3%	185	1.9%	211	2.3%	142	2.2%	83	
4	フィリピン	輸出	7	0.1%	23	0.5%	46	0.9%	53	1.1%	35	1.1%	22	10月
		輸入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	0.2%	48	1.6%	6	
		計	7	0.1%	23	0.3%	46	0.5%	63	0.7%	83	1.3%	28	
5	ロシア	輸出	65	1.3%	103	2.1%	82	1.6%	78	1.7%	68	2.1%	73	11月
		輸入	11	0.3%	9	0.2%	10	0.2%	6	0.1%	9	0.3%	4	
		計	76	0.8%	113	1.3%	92	1.0%	84	0.9%	77	1.2%	76	
6	タイ	輸出	40	0.8%	98	2.0%	106	2.1%	74	1.6%	47	1.4%	2	12月
		輸入	22	0.5%	14	0.3%	19	0.4%	7	0.2%	3	0.1%	1	
		計	62	0.7%	112	1.2%	125	1.3%	81	0.9%	50	0.8%	2	
7	パキスタン	輸出	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
		輸入	52	1.2%	43	1.0%	42	0.9%	46	1.0%	29	1.0%		
		計	52	0.6%	43	0.5%	42	0.4%	46	0.5%	29	0.5%		
8	ベネズエラ	輸出	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
		輸入	23	0.5%	29	0.7%	17	0.4%	26	0.6%	19	0.6%		
		計	24	0.3%	29	0.3%	17	0.2%	27	0.3%	19	0.3%		
9	スリランカ	輸出		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	4	0.1%		
		輸入		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	9	0.3%		
		計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	13	0.2%		
10	シンガポール	輸出	48	0.9%	59	1.2%	49	0.9%	28	0.6%	13	0.4%		
		輸入	1	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%		
		計	49	0.5%	61	0.7%	49	0.5%	30	0.3%	13	0.2%		
11	台湾	輸出	11	0.2%	3	0.1%	4	0.1%	0	0.0%	1	0.0%	0	11月
		輸入	42	1.0%	37	0.9%	40	0.9%	30	0.7%	12	0.4%	3	
		計	53	0.6%	40	0.5%	44	0.5%	30	0.3%	13	0.2%	3	
12	ウクライナ	輸出	15	0.3%	26	0.5%	10	0.2%	34	0.7%	8	0.2%		
		輸入	2	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	4	0.1%		
		計	17	0.2%	28	0.3%	11	0.1%	36	0.4%	12	0.2%		
13	ナイジェリア	輸出		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	11	0.3%		
		輸入		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	0	0.0%		
		計		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	11	0.2%		
14	モザンビーク	輸出		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	11	0.3%		
		輸入		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	0	0.0%		
		計		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	11	0.2%		
15	ブラジル	輸出		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	9	0.3%	1	12月
		輸入		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	2	0.1%	4	
		計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	0.2%	5	
合計(93カ国・地域)		輸出	5,062	100.0%	4,830	100.0%	5,157	100.0%	4,739	100.0%	3,313	100.0%		
		輸入	4,297	100.0%	4,152	100.0%	4,483	100.0%	4,416	100.0%	3,017	100.0%		
		計	9,359	100.0%	8,982	100.0%	9,640	100.0%	9,155	100.0%	6,330	100.0%		

出所：Global Trade Atlas、韓国統一部・南北交易動向。

表中の「掲載月」は 2018 年 1 月 31 日現在で上記統計に掲載されている 2017 年データの更新分。

1. 2015～17 年の輸出入動向

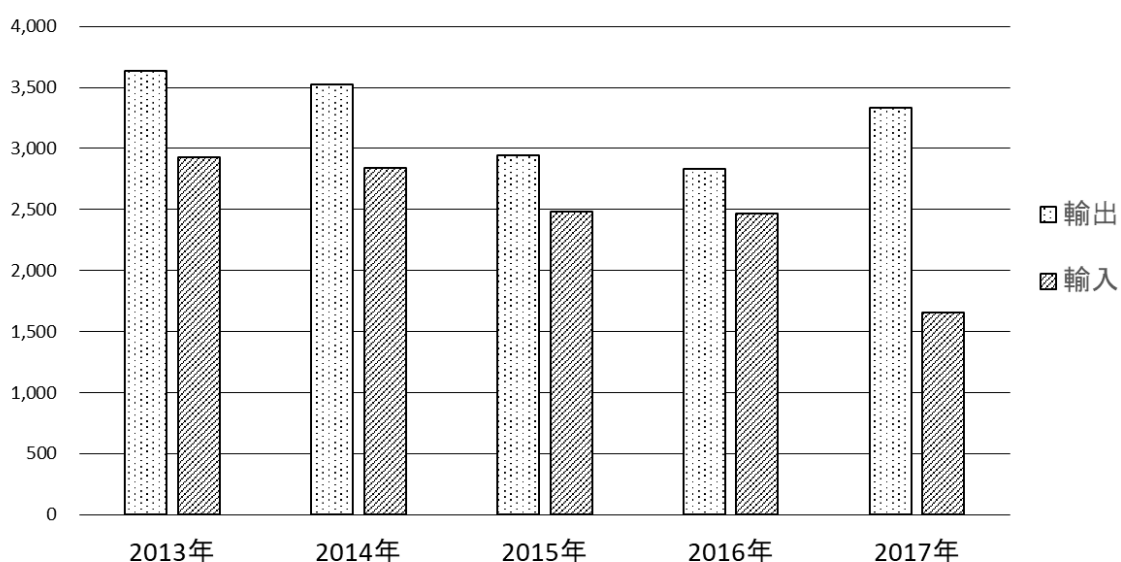
本項では、2016 年の貿易シェアを基準に、上位 10 カ国（中国、韓国、インド、フィリピン、ロシア、タイ、パキスタン、ベネズエラ、スリランカ、シンガポール）の 2015～17 年における対北朝鮮輸出入動向を概観する。

（1）中国

中国税関総署が 2018 年 1 月に発表した貿易統計によると、2017 年の中朝貿易は、中国の輸出 33 億 3,171 万ドル（前年比 17.7%増）、輸入 16 億 5,468 万ドル（同 32.9%減）で、貿易総額は 49 億 8,640 万ドル（同 5.9%減）となった。これは、中朝貿易においても、中国政府が国連の対北朝鮮制裁決議に基づいて本格的に追加制裁を実施したことにより、石炭、石油製品をはじめとする主な対北貿易品目のほとんどが制裁対象となり、取引が減少、停止したためとみられる。なお、中国の対北制裁品目の 2017 年 1～12 月の月別データを図表 31 に一括掲載した。

図表 15 中国の対北朝鮮貿易額の推移

（単位：100 万ドル）



出所：Global Trade Atlas。

図表 16 中国の対北朝鮮輸出、総額と上位 20 品目

(単位 : 1,000 ドル)

品目	HSコード	2015年	2016年	2017年
総額		2,945,886	2,830,692	3,331,717
合成繊維の長繊維系の織物	5407	138,214	164,671	205,182
大豆油及びその分別物	1507	103,978	74,679	111,593
電話機及びその他の機器	8517	73,470	65,697	87,588
モニター、プロジェクター、テレビ	8528	59,661	60,949	78,772
貨物自動車	8704	108,119	147,245	69,954
メリヤス編物	6006	47,204	52,606	68,947
魚(冷凍)	0303	36,605	36,605	53,396
石油及び歴青油(調整品)	2710	116,458	114,585	48,231
リンゴ	0808	38,551	53,968	45,646
陶磁製舗装用品及び炉用又は壁用のタイル	6907	531	207	45,085
紡織用繊維の織物類	5903	32,811	33,132	42,550
モーターサイクル	8711	6,443	18,518	40,427
冷蔵庫・冷凍庫	8418	20,845	25,205	40,023
プラスチック製板、シート類	3920	28,724	28,147	38,904
コンピューター類	8471	49,230	46,155	38,226
Tシャツ、肌着	6109	32,130	43,385	38,094
家具及びその部分品	9403	27,435	23,250	36,167
ゴム製空気タイヤ(新品)	4011	53,256	56,783	35,719
プラスチック製の床用敷物	3918	27,435	27,435	35,351
甘しや糖、てん菜糖	1701	1,425	755	34,793

出所 : Global Trade Atlas。

図表 17 中国の対北朝鮮輸入、総額と上位 20 品目

(単位 : 1,000 ドル)

品目	HSコード	2015年	2016年	2017年
総額		2,487,073	2,466,695	1,654,678
石炭、練炭、豆炭	2701	1,053,543	1,189,131	402,818
男子用コート、アノラック類	6201	168,376	143,046	139,069
軟体動物(生鮮・冷蔵・冷凍)	0307	74,663	140,754	136,286
女子用コート、アノラック類	6202	130,473	123,729	128,599
男子用スーツ、ジャケット、ズボン	6203	151,090	93,662	104,209
鉄鉱	2601	72,797	74,555	103,369
ナッツ類	0802	42,410	49,981	78,425
鉛鉱	2607	50,334	61,518	74,486
女子用スーツ、スカート、ズボン	6204	96,851	61,424	61,315
銑鉄、スピーゲル	7201	33,168	22,273	33,072
トラックスーツ、スキースーツ	6211	59,218	28,495	32,268
トランスフォーマー、コンバーター	8504	20,423	18,946	28,570
マグネサイト、マグネシアクリンカー	2519	25,286	25,089	24,165
フェロアロイ(合金鉄)	7202	13,400	17,508	22,380
甲殻類	0306	26,851	42,355	21,828
Tシャツ、肌着	6109	82,917	39,405	19,918
女子用スーツ、スカート、ズボン(メリヤス編・クロセ編)	6104	10,694	11,602	14,210
天然黒鉛	2504	11,020	6,161	14,033
女子用ブラウス、シャツ	6206	3,633	6,914	11,049
採油用種・果実	1207	10,546	8,818	11,025

出所 : Global Trade Atlas。

輸出主要品目は、衣類縫製分野の委託加工の材料とみられる織物類、大豆油、電話機・テレビ・冷蔵庫などの電気機器、貨物自動車、魚（冷凍）などが上位を占めた。20 品目のうち、2017 年末までに制裁対象品目（上限規定を含む）に含まれた品目は、電話機、テレビ、石油・歴青油、冷蔵庫・冷凍庫、コンピューター類の 5 品目であった。

輸入主要品目は、北朝鮮の外貨稼ぎの主力である石炭・非鉄金属などの鉱物資源、委託加工の衣類製品、カニ・イカなどの海産物、ナッツ類などが上位を占めた。20 品目のうち、14 位のフェロアロイ（合金鉄）以外のすべての品目は制裁対象品目に指定されており、2018 年には上位品目が一変するものとみられる。

中国商務部は、2017 年に採択された国連安保理決議第 2371 号（8 月 5 日採択）、第 2375 号（9 月 22 日採択）、第 2397 号（12 月 22 日採択）に基づいてそれぞれ北朝鮮との貿易をめぐる取引禁止品目を定めた公告を発表した。

① 8 月 14 日付中国商務部公告（国連安保理決議第 2371 号に基づく）で指定された禁止対象品目の動向について

国連安保理は、2017 年 8 月 5 日（日本時間 6 日）、北朝鮮の核実験・ミサイル発射を非難する決議第 2371 号を採択した。中国商務部は 2017 年 8 月 14 日、同決議に基づいて公告を発表した。北朝鮮への輸出禁止対象に新たに指定された品目はなかった一方、北朝鮮からの輸入禁止対象には、石炭、鉄・鉄鉱石、鉛、鉛鉱石、海産物が指定⁵⁷された。これまで輸出に上限が設けられていた石炭や、民生用に限って輸出が認められていた鉄・鉄鉱石を全面に禁輸し、制裁が一段と強化された内容となった。これら禁止品目の取引については、ほとんどの品目が 9 月の統計で取引「ゼロ」となり、10 月統計ではすべての品目が取引「ゼロ」を記録した。

⁵⁷ 8 月 14 日付中国商務部公告では、輸入禁止対象品目として、以下の項目の HS コードが提示された。石炭（HS2701、2702）、鉄（HS7201100010、7201100090、7201200000、7201500010、7201500090）・鉄鉱石（HS2601111000、2601112000、2601119000、2601120000、2601200000）、鉛（HS2607）、鉛鉱石（HS78）、海産物（HS03、1603、1604、1605）

図表 18 中国が輸入禁止対象に指定⁵⁸（2017 年 8 月）した品目の対北朝鮮輸入動向

品目	細目	HSコード		2015年	2016年	2017年
石炭	石炭	2701	金額(ドル)	1,053,543,102	1,189,131,489	402,818,222
			数量(トン)	19,626,475	22,479,257	4,826,177
	亜炭	2702	金額(ドル)	63,526	60	0
			数量(トン)	1,271	0.21	0
鉄鉱石	鉄鉱(凝結させていないもの)	2601111000	金額(ドル)	59,337,086	64,517,819	96,787,947
			数量(トン)	1,206,190	1,352,352	1,486,693
		2601112000	金額(ドル)	747,639	1,319,337	552,560
			数量(トン)	17,122	25,422	10,647
		2601119000	金額(ドル)	9,822,293	7,276,575	5,207,231
			数量(トン)	275,632	229,312	147,241
	鉄鉱(凝結させたもの)	2601120000	金額(ドル)	2,890,441	1,441,522	821,289
			数量(トン)	45,410	28,429	11,971
	焼いた硫化鉄鉱	2601200000	金額(ドル)	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0
鉄鉄	非合金鉄鉄(りんの含有量が全重量の0.5%以下)	7201100010、 7201100090(統計:72011000)	金額(ドル)	33,168,284	22,272,574	33,061,306
			数量(トン)	134,957	114,574	133,434
	合金鉄鉄	7201500010、 7201500000、 7201500090(統計:72015000)	金額(ドル)	0	0	10,784
			数量(トン)	0	0	37
鉛	鉛鉱	2607	金額(ドル)	50,333,847	61,517,869	74,485,646
			数量(トン)	95,126	108,168	92,822
	鉛	78	金額(ドル)	690,194	1,114,152	3,093,386
			数量(トン)	326	522	1,522
水産物	水産物	3	金額(ドル)	108,017,339	190,111,851	163,029,081
			数量(トン)	40,854	89,794	95,911
	水産物のエキス及びジュース	1603	金額(ドル)	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0
	水産物加工品及び魚卵	1604	金額(ドル)	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0
	甲殻類等加工品	1605	金額(ドル)	965,488	2,068,282	2,252,024
			数量(トン)	161	508	330

出所：Global Trade Atlas。

② 9 月 22 日付中国商務部公告（国連安保理決議第 2375 号に基づく）で指定された禁止対象品目の動向について

国連安保理は、2017 年 9 月 11 日（日本時間 12 日）、北朝鮮の核実験・ミサイル発射を非難する決議第 2375 号を採択した。中国商務部は 2017 年 9 月 22 日、同決議に基づいて公告を公表した。公告では、北朝鮮への輸出については、10 月 1 日から精製石油製品（2710、2712、2713）の輸出量を制限するとし、年末までは 50 万バレル(6 万トン)、2018 年からは年間 200 万バレル(24 万トン)を限度とすると発表した。また、公告日からすべてのコンデンセート油(原油を除く)と液化天然ガス(2711110000)の北朝

⁵⁸ 中国商務部公告では、一部の取引禁止品目について、HS コードで 10 桁まで指定したが、Global Trade Atlas では HS8 桁までの数値しか取得できないため、HS10 桁で指定された品目については HS8 桁までの数値を掲載した。

鮮向け輸出を中断するとした。なお、同決議で初めて制裁対象となった原油(2709)については記載がなかった。

北朝鮮からの輸入については、北朝鮮製繊維製品⁵⁹の輸入が全面的に中断されると発表した。これについては、決議が可決された 9 月 11 日より前に契約が行われたものは、12 月 10 日までに中国内に到着したものに限り輸入が許可されると指摘された。

図表 19 中国が輸出禁止対象に指定 (2017年9月) した品目の対北朝鮮輸出動向

品目	細目	HSコード		2015年	2016年	2017年
鉱物燃料	精製石油製品(航空ガソリン等)	2710	金額(ドル)	116,457,834	114,584,592	48,230,689
			数量(トン)	218,087	274,031	90,870
	精製石油製品(ワセリン等)	2712	金額(ドル)	69,828	66,859	90,074
			数量(トン)	50	56	79
	精製石油製品 (石油コークス等)	2713	金額(ドル)	8,279,762	3,020,122	3,185,153
			数量(トン)	11,541	4,780	6,481
	液化天然ガス	2711110000	金額(ドル)	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0

出所：Global Trade Atlas。

図表 20 中国が輸入禁止対象に指定 (2017年9月) した繊維製品の対北朝鮮輸出入動向

品目	細目	HSコード		2015年	2016年	2017年
繊維製品	中国の輸出	5004等	金額(ドル)	605,147,154	657,384,480	774,867,856
	中国の輸入		金額(ドル)	812,610,233	572,412,045	581,242,859

出所：Global Trade Atlas。

③ 1 月 5 日付中国商務部公告（国連安保理決議第 2375 号に基づく）で指定された禁止対象品目の動向について

国連安保理は、2017 年 11 月 29 日の大陸間弾道ミサイル発射を受け、12 月 22 日（日本時間 23 日）、決議第 2397 号を採択した。中国商務部は 2018 年 1 月 5 日、同決議に基づいて公告を発表した。公告では、北朝鮮への輸出のうち、石油精製品について、年間の輸出上限が 200 万バレルから 50 万バレルに下げられたほか、原油については、現状維持に変わりはなかったものの、具体的に上限の数量（年間 400 万バレルまたは 52.5

⁵⁹ 同公告の添付文書には繊維製品として、2 品目（紡績糸・織物およびその製品、衣料品）が示され、その中に 64 細目の HS コードが挙げられている。HS コードは以下のとおり。紡績糸等：HS5004～5007、5106～5113、5204～5212、5306～5311、54、5508～5516、56～60、63、6501、6502、701911、701912、701919、70194、70195100、70196200、70196900、衣料品：39262011、39262019、39262090、4015、4203、430310、61、62、6504、6505、6506、6507

万トン) が明示された。なお、国連の決議第 2397 号には、核実験やミサイル発射をした場合には石油（原油を含む）輸出制限を強化するとの文言が盛り込まれた。

図表 21 中国が輸入禁止対象に指定（2018 年 1 月）した品目の対北朝鮮輸入動向

品目	HSコード		2015年	2016年	2017年
食用の野菜	07	金額(ドル)	12,225,596	6,317,996	12,974,664
		数量(トン)	15,702	7,453	17,931
食用の果実・ナッツ	08	金額(ドル)	43,033,038	51,008,203	79,045,575
		数量(トン)	8,105	13,056	25,328
採油用等の種及び果実	12	金額(ドル)	15,181,404	11,266,061	13,050,469
		数量(トン)	13,672	11,579	15,805
土石類	25	金額(ドル)	40,865,731	34,771,729	43,751,253
		数量(トン)	322,384	245,141	436,025
木材	44	金額(ドル)	21,717,383	19,199,724	13,924,485
		数量(トン)	136,927	110,893	67,043
機械類	84	金額(ドル)	620,161	451,226	572,316
電気機器	85	金額(ドル)	57,233,789	22,682,226	30,591,831
船舶	89	金額(ドル)	2,012,856	2,210,542	869,246
		数量(隻)	4	5	1

出所：Global Trade Atlas。

図表 22 中国が輸出禁止対象に指定（2018 年 1 月）した品目の対北朝鮮輸出動向

品目	HSコード		2015年	2016年	2017年
鉄鋼	72	金額(ドル)	53,029,836	43,132,536	84,990,137
		数量(トン)	201,428	175,659	146,752
その他金属	73-83	金額(ドル)	115,097,160	100,505,027	130,247,375
		数量(トン)	87,360	86,043	90,072
機械類	84	金額(ドル)	252,043,019	237,963,557	270,081,917
電気機器	85	金額(ドル)	332,239,211	282,161,898	341,605,853
車両及びその部分品	86	金額(ドル)	4,794,594	3,069,025	2,255,026
船舶	89	金額(ドル)	2,877,938	2,671,721	1,980
		数量(隻)	264	879	3

出所：Global Trade Atlas。

2017 年までに輸出入禁止対象に指定された品目⁶⁰の取引総額は、2017 年は 23 億 2,419 万ドルで、2016 年（31 億 1,456 万ドル）比で 25.4%減少した。また、これら輸

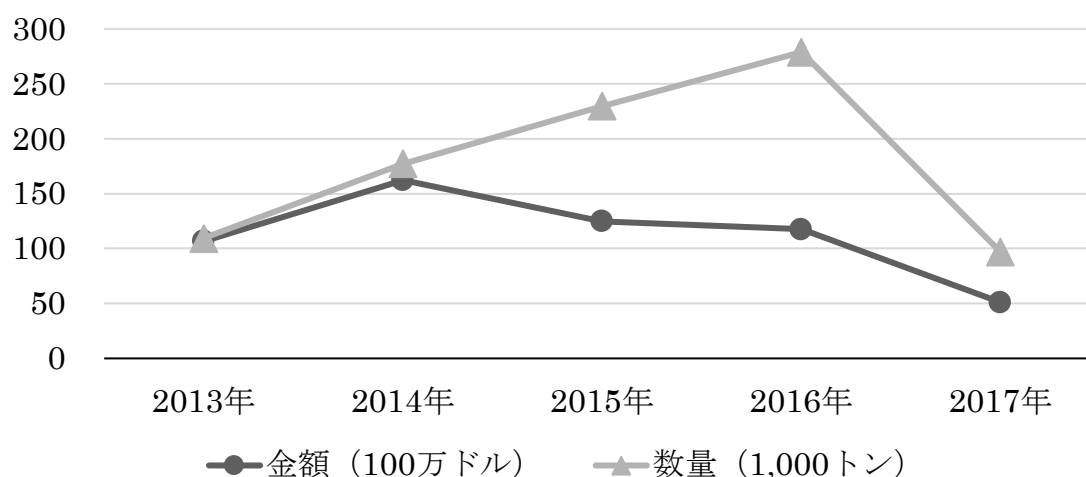
⁶⁰中国の輸入（2017 年の月別輸入データは図表 31 参照）：石炭（2701）、亜炭（2702）、鉄鉱石（2601）、銑鉄（7201）、鉛鉱（2607）、鉛（78）、チタン鉱（2614000）、バナジウム鉱（26159090）、レアメタル鉱（25309020）、金鉱（2616900）、ニッケル鉱（26040000）、ニッケルおよびその製品（75）、亜鉛鉱（26080000）、亜鉛およびその製品（79）、銀鉱（26161000）、銀（7106）、銀を張った卑金属（71070000）、北朝鮮の繊維製品輸入、水産物（03）、水産物のエキスおよびジュース（1603）、水産物加工品および魚

出入禁止対象品目の総額は中国の対北輸出総額の 24.3%、同輸入総額の 91.6%を占めている。

中国の北朝鮮に対する原油（2709）輸出は、2014 年 1 月以降、統計上「ゼロ」の状態が続いており、2017 年も取引実績は計上されなかった。

一方、原油を除く石油製品の輸出は、近年増加傾向にあったが、2017 年下半期に入ると輸出量は減少傾向に転じ、9 月、12 月の国連による制裁品目への指定後はさらに減少した。2017 年の輸出金額は 5,150 万 5,916 ドルで前年比 56.2%減、数量は 9 万 7,431 トンで同 65.1%の減少となった。

図表 23 中国の対北朝鮮石油製品輸出の推移



出所：Global Trade Atlas。

穀物の輸出量については、2017 年は、精米（100630）が 3 万 6,368 トンで前年比 13.2%の減少となった一方、トウモロコシ（100590）と小麦粉（110100）はそれぞれ 5 万 777 トン（前年比 1,524.9%増）、8 万 1,065 トン（同 1,065.1%増）と昨年比べて増加した。穀物全体では、2 年振りに輸出量が 15 万トン以上（16 万 8,000 トン）を記録した。

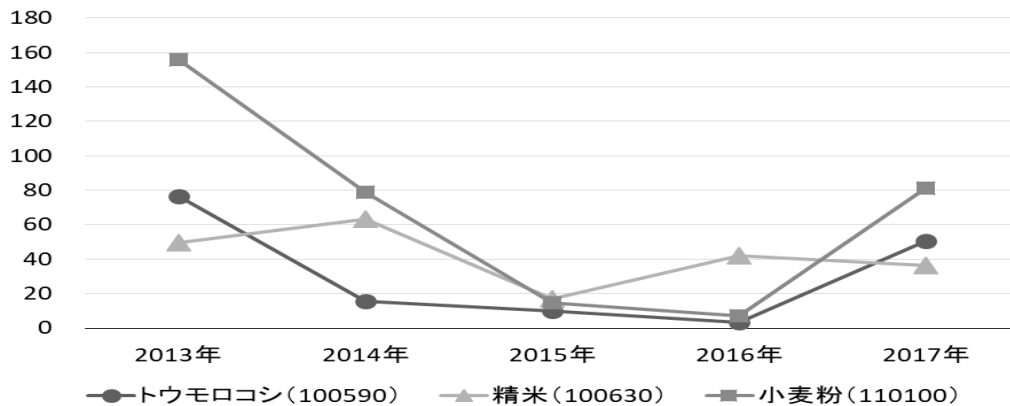
卵（1604）、甲殻類等加工品（1605）、食用野菜（07）、食用果実（08）、採油用種（12）、土石類（25）、木材（44）、機械類（84）、電気機器（85）、船舶（89）

中国の輸出（2017 年の月別輸出データは図表 31 参照）：原油（2709）、精製石油（2710,2712,2713）、液化天然ガス（2711110000）、鉄鋼（72）、その他金属（73-83）、機械類（84）、電気機器（85）、車両（86）、船舶（89）

2017 年における平壤でのコメ 1 キロ当たりの市場取引価格は、上半期は 5,000 ウォン台、下半期は 6,000 ウォンあたりで推移した⁶¹。北朝鮮国内で食糧不足が深刻化しているとの情報も把握されていない。

図表 24 中国の対北朝鮮穀物輸出量の推移

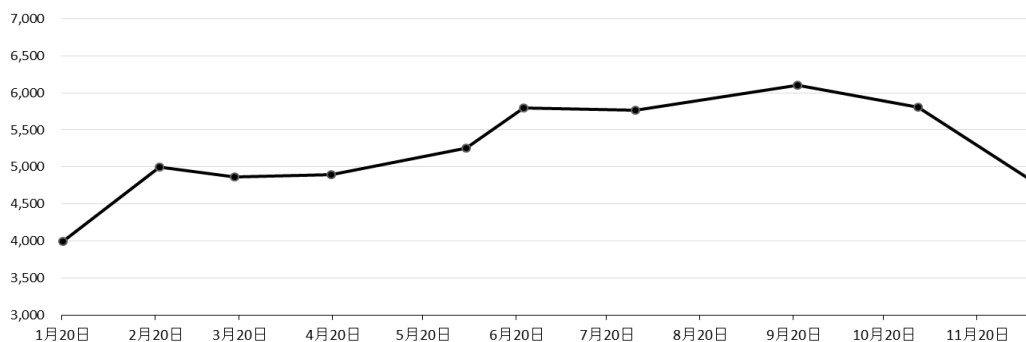
(単位：1,000 トン)



出所：Global Trade Atlas。

図表 25 2017 年の平壤におけるコメの市場取引価格 (1 キロ当たり)

(単位：北朝鮮ウォン)



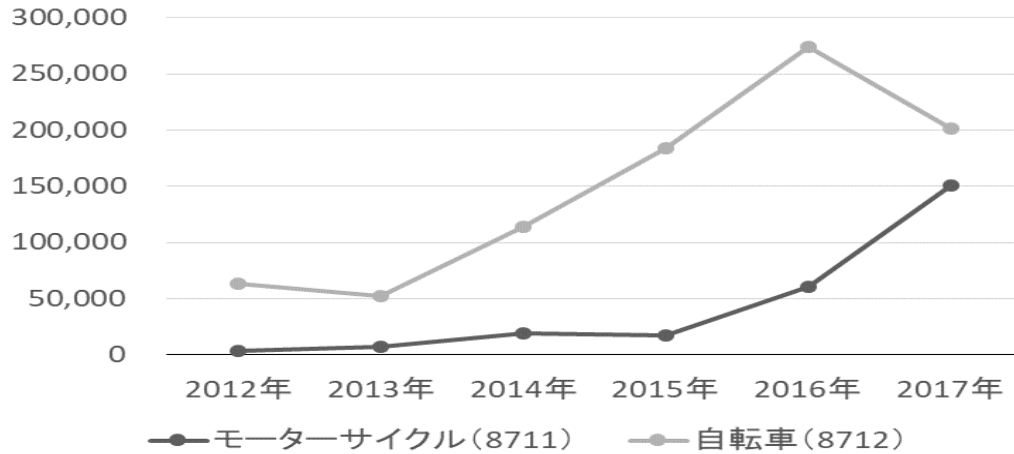
出所：ウェブサイト「Daily NK」内の「北チャンマダン動向」に掲載されたコメ価格データ。

近年、大幅に増加していたオートバイなどのモーターサイクル(8711)や自転車(8712)の対北輸出は、2017 年も引き続きモーターサイクルが急増した一方(14 万 3,032 台)、自転車は減少に転じた(19 万 27 台)。また、例年対北輸出品目の上位を占め、2016 年には急増した貨物自動車についても貿易額・量ともに減少に転じた。

⁶¹ ウェブサイト「Daily NK」(<http://www.dailynk.com/korean/dailynk.php>) 内の「北チャンマダン動向」に掲載されたコメ価格データに基づく。

図表 26 中国の対北朝鮮二輪車輸出量の推移

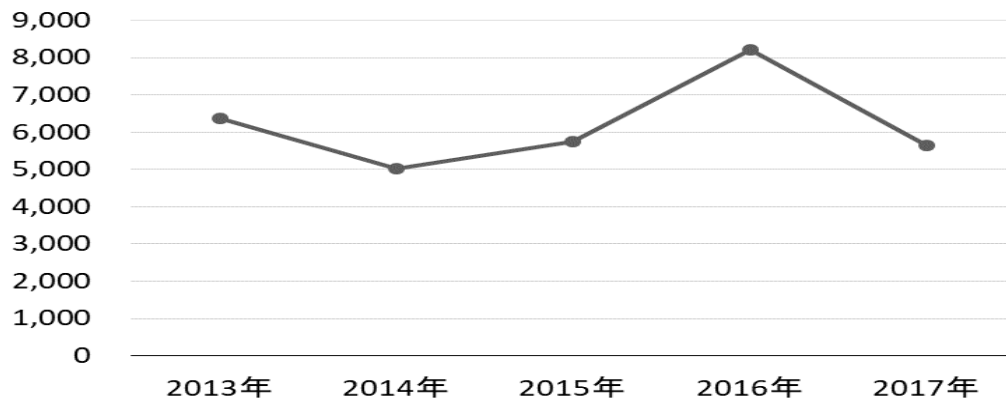
(単位：台)



出所：Global Trade Atlas。

図表 27 中国の対北朝鮮貨物自動車輸出量の推移

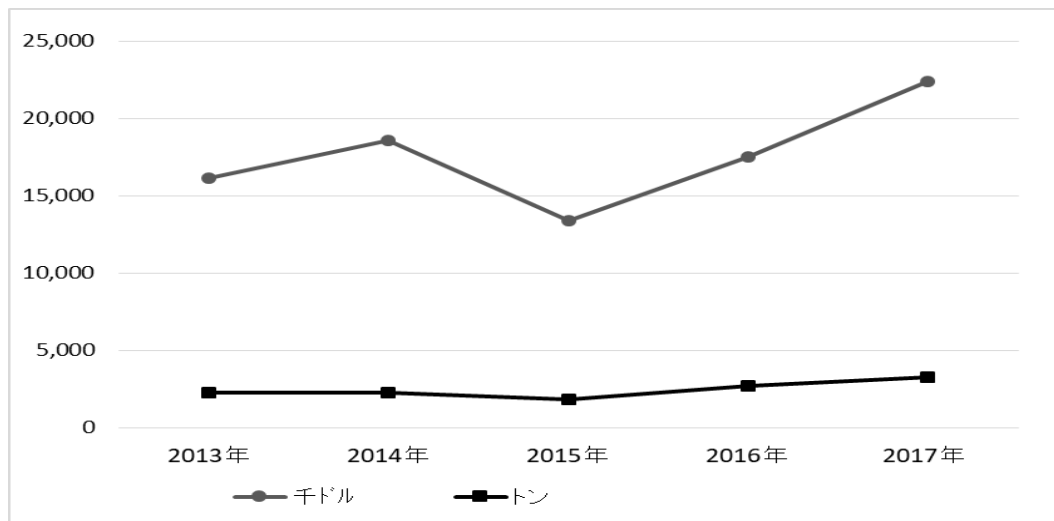
(単位：台)



出所：Global Trade Atlas。

2017 年の輸入上位 20 品目のうち、唯一制裁対象となっていないフェロアロイ（合金、7202）は、2017 年には 2,238 万ドル（前年 27.8%増）、3,261 トン（同 20.6%増）であり、増加傾向にある。

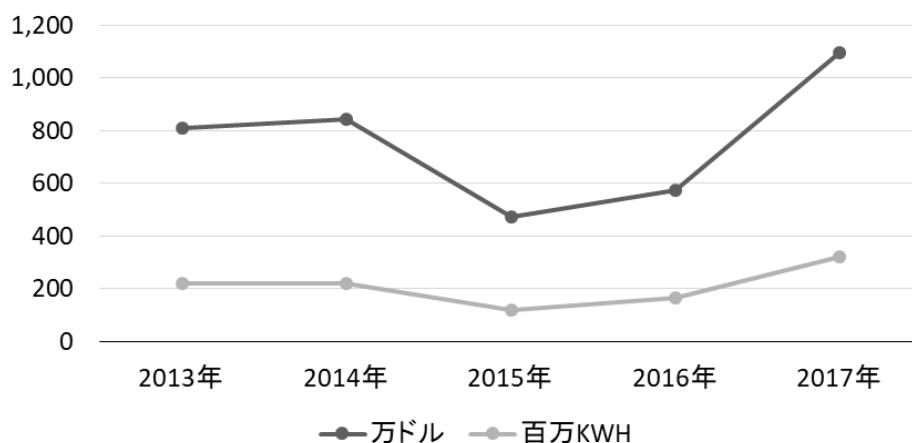
図表 28 中国の対北朝鮮フェロアロイ輸入額・量の推移



出所：Global Trade Atlas。

2017 年の輸入品目のうち、上位 21 位を占め、制裁対象となっていない電力は、規模は小さいものの輸入量は増加傾向にある。この電力は、中朝間で共同管理・運営⁶²している水豊発電所をはじめとする 4 つの発電所で生産されたものと推測されるが、詳細は不明である。

図表 29 中国の対北朝鮮電力輸入額・量の推移



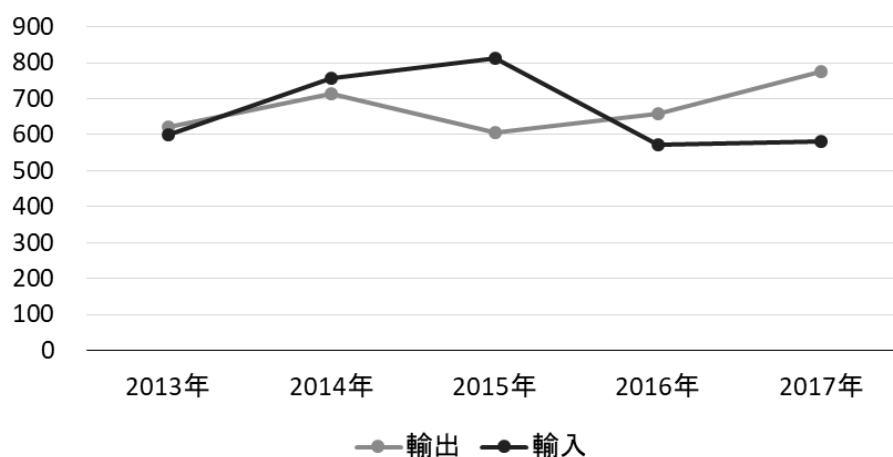
出所：Global Trade Atlas。

⁶² 中朝間では原則的に中朝で共同管理する水力発電所の電力生産は均等分配することになっているが、9 月頃までに発生してしまった不均衡分については、その後調整作業する。中朝は鴨緑江本流で稼働中である水豊、云峰、渭原、太平洋発電所の 4 発電所を共同管理・運営している（李鍾奭「朝中間水力発電共同利用の現況」『情勢と政策』2016 年 6 月号、世宗研究所、2016 年 6 月）

中朝間では、衣料縫製分野における委託加工貿易が近年活発化し、中国側からの原料・半製品輸出や北朝鮮側からの製品輸入に関係する品目が輸出入統計の上位に登場してきた。ただ、2015 年以降は、中国の対北輸出が増加する一方、対北輸入が減少している。

図表 30 中国の対北朝鮮紡織用繊維・製品⁶³取引額の推移

(単位：100 万ドル)



出所：Global Trade Atlas。

⁶³ 2017 年 12 月 22 日付中国商務部公告で禁止品目に指定された HS コードの合計額を使用。

(1) 中国の輸入

[illegible]

品目	細目	HSコード	金額・数量	17年1月	17年2月	17年3月	17年4月	17年5月	17年6月	17年7月	17年8月	17年9月	17年10月	17年11月	17年12月	合計
亜鉛	亜鉛鉱	26080000	金額(ドル)	65,653	590,469	24,575	0	0	0	0	0	0	0	0	0	680,697
			数量(トン)	173	2193	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,415
	亜鉛及びその製品	79	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銀	銀鉱	26161000	金額(ドル)	43,560	57,136	24,488	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125,184
			数量(トン)	110	129	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300
	銀	7106	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	銀を張った卑金属	71070000	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産物	水産物	3	金額(ドル)	6,985,215	5,882,396	10,075,232	6,554,522	13,433,476	46,662,720	45,087,270	28,141,250	0	0	0	0	162,822,081
			数量(トン)	2,998	2,676	5,022	3,064	4,634	30,043	28,789	18,688	0	0	0	0	95,914
	水産物のエキス及び ジュース	1603	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産物加工品及び魚卵	1604	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	甲殻類等加工品	1605	金額(ドル)	170,158	196,689	282,823	389,958	462,486	328,185	365,207	56,518	0	0	0	0	2,252,024
			数量(トン)	28	32	52	58	63	46	44	7	0	0	0	0	330
食用の野菜		7	金額(ドル)	217,627	211,218	165,139	38,650	58,744	68,629	150,751	273,379	831,903	1,137,580	3,927,845	5,893,199	12,974,664
			数量(トン)	240	248	213	39	55	57	330	287	384	901	5,550	9,629	17,933
食用の果実・ナッツ		8	金額(ドル)	369,411	1,597,499	1,914,749	423,404	821,067	259,947	1,952,466	971,636	3,984,180	22,585,135	33,794,241	10,219,166	78,892,901
			数量(トン)	96	391	465	91	162	40	889	956	1,016	7,470	10,699	3,054	25,329
採油用等の種及び果実		12	金額(ドル)	1,148,523	894,219	1,241,690	678,199	301,778	762,716	1,185,851	158,027	262,759	498,012	3,968,185	1,950,510	13,050,469
			数量(トン)	1,164	1,148	1,416	415	377	916	1,292	185	348	631	5,220	2,693	15,805
土石類		25	金額(ドル)	1,813,142	571,500	3,772,753	3,829,047	3,700,037	4,174,372	3,324,126	7,038,467	2,710,322	2,909,573	3,360,538	6,409,765	43,613,642
			数量(トン)	11,309	5,617	35,646	31,348	48,225	39,971	37,157	58,527	28,576	30,689	38,681	68,758	434,504
木材		44	金額(ドル)	775,889	679,132	1,902,462	967,366	1,010,572	1,515,842	1,438,644	1,310,611	1,383,150	893,767	982,296	1,061,594	13,921,325
			数量(トン)	4,032	3,508	9,146	3,772	4,480	5,463	7,380	6,174	7,273	4,751	5,592	5,472	67,043
機械類		84	金額(ドル)	18,108	17,466	53,508	36,329	107,267	48,469	18,093	22,549	129,169	0	92,527	28,836	572,321
電気機器		85	金額(ドル)	1,796,675	1,244,777	2,482,580	2,002,268	3,052,152	3,424,573	2,907,790	2,779,837	2,744,284	2,766,196	1,168,794	1,218,907	27,588,833
船舶		89	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	869,246
			数量(隻)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
衣類		5004～(64項目)	金額(ドル)	41,549,895	36,671,284	47,337,690	37,002,015	55,304,835	60,695,687	61,268,162	69,940,043	70,173,303	47,334,935	40,962,099	13,171,930	581,411,878

出所：Global Trade Atlas。本文中の年別統計数値と上記月別統計の年間合計との数値差が発生している。この差については、月別統計の合計は統計発表時点での暫定数値を合計したものであり、年別統計は年別統計発表時まで追加・修正などが行われた数値であるためと思われる。

(2) 中国の輸出

品目	細目	HSコード	金額・数量	17年1月	17年2月	17年3月	17年4月	17年5月	17年6月	17年7月	17年8月	17年9月	17年10月	17年11月	17年12月	合計
鉱物燃料	原油	2709	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精製石油(航空ガソリン等)	2710	金額(ドル)	4,938,163	2,999,110	14,272,279	9,094,695	3,732,838	5,943,917	1,944,820	1,700,260	2,394,740	245,279	484,206	480,382	48,230,689
			数量(トン)	10,507	5,907	30,104	17,860	6,407	10,531	2,822	2,207	3,463	212	412	440	90,872
	車・航空ガソリン	27101210	金額(ドル)	889,195	1,030,774	6,324,377	6,557,520	2,803,617	4,369,277	108,300	187,200	86,016	0	0	0	22,356,276
			数量(トン)	2,068	2,387	14,336	13,496	5,219	8,262	120	180	90	0	0	0	46,158
	ナフサ	2710122000	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	航空燃料(ケロシン)	2710191100	金額(ドル)	65,045	70,513	83,996	117,353	162,304	84,718	88,156	68,763	20,044	8,893	0	3,457	773,242
			数量(トン)	109	113	132	191	265	140	153	120	33	14	0	5	1,275
	石油類ロケット燃料	2710191910	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	石油類ロケット燃料	2710191990	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	精製石油(ワセリン等)	2712	金額(ドル)	0	0	9,540	1,469	2,332	15,920	17,109	0	35,108	0	1,466	7,130	90,074
			数量(トン)	0	0	6	1	2	13	20	0	32	0	1	5	80
	精製石油(石油コークス等)	2713	金額(ドル)	103,141	415,244	217,746	540,197	27,027	255,226	50,400	249,720	441,953	942,649	40,848	2,654	3,286,805
			数量(トン)	238	665	402	921	152	584	127	573	871	1,953	85	19	6,590
	液化天然ガス	2711110000	金額(ドル)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			数量(トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄鋼	72	金額(ドル)	5,574,560	3,772,616	8,539,102	6,236,991	8,426,844	10,055,526	8,273,989	8,897,048	7,795,511	5,841,330	7,093,821	4,681,623	85,188,961
			数量(トン)	10,470	7,010	15,071	11,060	14,462	16,572	13,789	14,904	13,090	9,850	12,887	8,050	147,215
	その他金属	73-83	金額(ドル)	7,638,204	4,451,780	12,696,859	9,956,107	13,508,068	14,168,717	13,529,057	13,055,728	11,366,561	9,664,132	12,569,307	8,237,184	130,841,704
			数量(トン)	5,791	3,419	8,835	6,593	9,755	11,053	9,956	8,900	7,573	6,349	7,540	5,259	91,023
	機械類	84	金額(ドル)	16,602,511	10,058,550	23,329,299	25,362,903	29,648,760	31,124,722	32,662,712	26,147,109	20,338,228	16,379,205	18,911,980	17,032,697	267,598,676
	電気機器	85	金額(ドル)	42,702,465	18,572,601	29,097,571	28,809,686	31,216,336	26,387,877	21,810,078	26,293,397	19,927,501	24,785,619	25,518,505	43,011,283	338,132,919
	輸送機器	86	金額(ドル)	181,328	247,231	696,345	184,497	181,513	618,551	55,048	108,060	248,280	350	30,942	22,881	2,575,026
	輸送機器	89	金額(ドル)	0	0	0	0	0	1,980	0	0	0	0	0	0	1,980
			数量(トン)	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3

出所：Global Trade Atlas。本文中の年別統計数値と上記月別統計の年間合計との数値差が発生している。この差については、月別統計の合計は統計発表時点での暫定数値を合計したものであり、年別統計は年別統計発表時まで追加・修正などが行われた数値であると思われる。

(2) 韓国

韓国は、2010年3月の哨戒艦沈没事件を受けて同年5月以降、開城工業団地事業を除く北朝鮮との交易を一切禁止する措置(5.24措置)を実施してきたが、2016年2月、北朝鮮の第4回核実験(1月6日)と弾道ミサイル発射実験を受けて開城工業団地の稼働中断を発表し、以後、南北間の交易は完全に中断した状態にある。韓国関税庁ウェブサイト「南北交易統計」によれば⁶⁴、2017年1年間の南北交易額は搬出90万3,000ドル、搬入1万3,000ドルで総額91万6,000ドルであったが、このうちのほとんどは民間の支援であるとみられる。

図表 32 韓国の対北朝鮮搬出入

(単位：1,000 ドル)

<搬出>

品 目	2015年	2016年
農林水産物	23,785	2,141
鉱産物	36,758	4,034
化学工業製品	80,859	9,622
プラスチック・ゴム・皮革製品	31,617	5,805
繊維類	391,138	39,212
日用品	112,065	13,543
鉄鋼金属製品	26,201	2,085
機械類	76,720	7,768
電子・電気製品	482,670	62,813
雑製品	302	15
合 計	1,262,116	147,038

<搬入>

品 目	2015年	2016年
農林水産物	7,645	1,300
鉱産物	137	—
化学工業製品	44,675	5,942
プラスチック・ゴム・皮革製品	32,780	5,878
繊維類	524,178	62,826
日用品	150,532	19,168
鉄鋼金属製品	15,224	1,727
機械類	88,250	9,046
電子・電気製品	587,827	79,506
雑製品	1,112	130
合 計	1,452,360	185,523

出所：韓国統一部ウェブサイト「月間南北交流動向」。

⁶⁴ 2018年1月9日時点で韓国統一部ウェブサイトは南北交易データを年別で2016年までしか掲載していない。

(3) インド

2016年のインドの対北朝鮮貿易額は1億4,194万ドルで、2015年(2億1,142万ドル)比で32.9%減少した。対北朝鮮輸入では、2016年に「電力プロジェクト」⁶⁵(9801)が1,817万ドル計上されている。2015年に最大の取引品目であった銀(7106)は、2016年には2015年(5,543万ドル)比で93.2%減少し、2017年にはゼロとなった。なお、インド外務省は、2017年4月21日、食料や医薬品を除外した品目の対北輸出禁止措置を通知したが、その後も輸出額が計上されており、取引は完全には止まっていない。

図表 33 インドの対北朝鮮輸出入

(単位：1,000 ドル)

2015年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			112,183.0		輸入総額			99,241.5	
彫刻、塑像、铸像	台	9703	46,404.8	25	銀	トン	7106	55,427.7	105
鉛の塊	トン	7801	5,696.9	2,628	ギヤボックスその他の変速機	個	8483	2,729.3	5,662
ココヤシの実、カシューナット	トン	0801	3,671.8	470	硫酸・発煙硫酸	トン	2807	2,480.2	45,590
2016年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			54,222.2		輸入総額			87,720.4	
自動調整機器	台	9032	6,631.3	7,534	解体用の船舶・浮き構造物	台	8908	26,803.8	5
綿糸	トン	5205	4,100.5	1,232	電力プロジェクト	トン	9801	18,168.9	1,907
医薬品	トン	3004	3,263.3	269	銀	トン	7106	3,792.3	8
2017年1-10月									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			48,394.5		輸入総額			35,132.6	
原油	トン	2710	16,513.8	34,947	客船、貨物船など船舶	隻	8901	8,948.6	1
綿糸	トン	5205	3,119.2	1,226	玉軸受及びころ軸受け	トン	8482	5,189.5	1
医薬品	トン	3004	2,716.5	171	ポリカルボン酸	トン	2917	2,102.7	3,072

出所：Global Trade Atlas。

(4) フィリピン

2016年のフィリピンの対北朝鮮貿易額は8,256万ドルで、2015年(6,349万ドル)比で30.0%増加した。取引品目では、石油製品の対北輸入⁶⁶が顕著に増加し、貿易額を押し上げている。石油製品の対北輸入は2015年9月以降断続的に統計に計上されてお

⁶⁵ 2011年にインドとの原子力協力協定を締結した韓国からの原子力発電設備投資が誤って対北朝鮮輸入の統計に計上されている可能性も考えられるが、詳細は不明。

⁶⁶ Global Trade Atlasによれば、韓国は2015年にフィリピンに対し石油製品11億5,450万ドル相当を輸出していることから、韓国からの輸入を誤って対北朝鮮輸入に計上するなどの統計ミスの可能性も考えられるが、詳細は不明。

り、2017年には5月と6月に計上されたが、規模は急激に減少した（2017年：27,630ドル、52トン）。

図表 34 フィリピンの対北朝鮮輸出入

（単位：1,000ドル）

2015年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			53,242.2		輸入総額			10,250.2	
集積回路	トン	8542	10,460.5	7	石油製品	トン	2710	3,120.8	9,904
銅鉱石	トン	2603	6,990.8	6	鉄・非鉄合金フラットロール製品	トン	7210	2,389.5	2,946
コンピューター類	トン	8471	3,897.0	232	鉛の塊	トン	7801	708.2	397
2016年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			34,809.6		輸入総額			47,753.3	
銅鉱	トン	2603	5,991.5	5,500	石油製品	トン	2710	22,386.6	76,373
自動車部品・付属品	トン	8708	3,717.7	67,816	ゴム・プラスチック加工機械	トン	8477	6,528.7	169
コンピューター類	トン	8471	3,295.5	421,071	鉄・非鉄合金フラットロール製品	トン	7210	5,784.8	6,901
2017年1-10月									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			22,164.3		輸入総額			5,698.9	
電氣的量・電離放射線測定機器	トン	9030	7,151.0	11	鉄・非鉄合金フラットロール製品	トン	7210	2,238.1	2,234
一次電池又は蓄電池くず（使用済みを含む）	トン	8548	2,640.0	48	硫酸及び発煙硫酸	トン	2807	443.5	8,500
電気回路・光ファイバー用接続機器	トン	8536	1,803.4	44	飽和非環式モノカルボン酸	トン	2915	342.8	639

出所：Global Trade Atlas。

（5）ロシア

2016年のロシアの対北朝鮮貿易額は7,688万ドルで、2015年（8,437万ドル）比で8.9%減少した。これは、主にロシアからの石油製品の輸出が大幅に減少（2016年：175万ドル、3,212トン）したためとみられる。北朝鮮とロシアの貿易額は2013年（1億1,272万ドル）をピークに減少が続いていたが、2017年は前年を上回る貿易額で推移していた。だが、9月以降に主要取引品目である石炭・亜炭の対北輸出が停止したことを受けて、2017年の貿易額は2016年と比べてほぼ横ばいで推移するものと推測される。

図表 35 ロシアの対北朝鮮輸出入

(単位：1,000 ドル)

2015年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			78,327.8		輸入総額			6,042.8	
石炭	トン	2701	44,676.5	992,481	魚(冷凍)	トン	0303	1,681.2	1,867
石油製品	トン	2710	18,525.8	36,338	男子用スーツ類	着	6203	1,560.5	42,772
小麦、メスリン	トン	1001	2,681.9	30,115	吹奏楽器	台	9205	1,030.3	1,335
2016年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			68,022.6		輸入総額			8,854.6	
石炭	トン	2701	51,096.9	1,231,678	魚(冷凍)	トン	0303	2,817.4	3,130
亜炭	トン	2702	3,465.7	118,600	自動車部品・付属品	トン	8708	1,960.9	78
小麦粉、メスリン粉	トン	1101	3,385.1	7,084	男子用スーツ類	着	6203	1,146.9	30,366
2017年1-11月									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			72,749.5		輸入総額			3,653.2	
石炭	トン	2701	39,596.4	662,275	男子用スーツ類	着	6203	1,174.5	46,146
亜炭	トン	2702	14,040.6	387,464	吹奏楽器	個	9205	835.7	1,049
石油製品	トン	2710	4,695.1	7,541	鋳物用鋳型等の調製粘結剤	トン	3824	358.1	73

出所：Global Trade Atlas。

(6) タイ

2016年のタイの北朝鮮貿易額は4,977万ドルで、2015年(8,080万ドル)比で38.4%減少した。2015年、2016年のタイの対北朝鮮取引では、対北輸出のうち、すずの塊が最大の取引品目となっているが、取引規模は年々縮小し、2016年7月以降は計上されていない。2017年に入り、急速に貿易額が減少していたところ、タイ商業省は12月、対北貿易が全面的に停止される見通しであると発表した。

図表 36 タイの対北朝鮮輸出入

(単位：1,000 ドル)

2015年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			73,821.4		輸入総額			6,983.0	
すずの塊	トン	8001	28,476.8	1,696	ブルドーザー	トン	8429	672.5	338
調製・保存処理済みの肉	トン	1602	16,230.6	4,304	タイヤコードファブリック	トン	5902	533.0	145
天然ゴム	トン	4001	12,297.3	8,196	自動車部品・付属品	トン	8708	456.2	62
2016年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			46,797.5		輸入総額			2,970.0	
すずの塊	トン	8001	15,029.4	920	紡毛糸(羊毛)	トン	5106	433.4	15
天然ゴム	トン	4001	7,904.0	5,686	酸素官能のアミノ化合物	トン	2922	312.7	256
すず製品	トン	8007	7,155.6	420	プロピレン	トン	3902	243.0	224
2017年1-12月									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			1,711.6		輸入総額			551.9	
天然ゴム	トン	4001	419.9	200	合成ゴム	トン	4002	130.1	68
銅のくず	トン	7404	359.7	60	腰掛け	トン	9401	81.1	10
スパゲッティなどパスタ	トン	1902	185.3	38	ランプその他照明器具及び部品	トン	9405	43.7	3

出所：Global Trade Atlas。

(7) パキスタン

2016 年のパキスタンの対北朝鮮貿易額は 2,881 万ドルで、2015 年（4,575 万ドル）比で 37.0%減少した。パキスタンの対北貿易は圧倒的な輸入超過が続いている。2016 年に貿易額が急減したのは、2015 年まで対北輸入額の半分以上を占めていた鉄・非合金鋼フラットロール製品の輸入額が 2015 年（1,804 万ドル）比で 65.0%減少したことが大きい。

図表 37 パキスタンの対北朝鮮輸出入

（単位：1,000 ドル）

2015年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			16.2		輸入総額			45,730.1	
集積回路	トン	8542	7.9	1	鉄等のフラットロール製品(冷間圧延)	トン	7209	18,039.8	15,302
医療機器	台	9018	5.7	467	ポリカルボン酸	トン	2917	7,277.5	1,755
繊維用繊維のラベル・バッジ	トン	5807	2.7	1	鉄等のフラットロール製品(メッキ加工)	トン	7210	5,434.7	4,111
2016年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			2.1		輸入総額			28,803.3	
その他電気機器	トン	8543	1.2	0.01	鉄等のフラットロール製品(冷間圧延)	トン	7209	6,305.9	5,754
衣類及び衣類付属品	トン	4203	0.8	0	ポリカルボン酸	トン	2917	4,121.4	644
					鉄等のフラットロール製品(メッキ加工)	トン	7210	3,772.8	3,316

出所：Global Trade Atlas。

(8) ベネズエラ

2016 年のベネズエラの対北朝鮮貿易額は 1,934 万ドルで、2015 年（2,674 万ドル）比で 27.7%減少した。例年対北輸入では機械類（HS84）が取引の上位に入るが、毎年項目は変化している。対北輸出については、近年は取引がないか 1 品目の輸出のみが計上されている。

図表 38 ベネズエラの対北朝鮮輸出入

(単位：1,000 ドル)

2015年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			309.8		輸入総額			26,434.2	
アルミニウムの塊	キロ	7601	309.8	248	特殊分類品目	キロ	9803	7,850.3	1,129,714
					遠心分離機・ろ過機・清浄機	キロ	8421	3,358.8	691
					自動車の部分品	キロ	8708	2,539.4	5,960
2016年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			0.9		輸入総額			19,334.6	
機関車又は車両の部分品	キロ	8607	0.9	38	紡織用繊維のシート及びその製品	キロ	5601	5,834.5	20,160
					機械類部品	キロ	8487	3,262.4	527
					鉛の塊	キロ	7801	3,223.7	1,133,401

出所：Global Trade Atlas。

(9) スリランカ

2016 年のスリランカの対北朝鮮貿易額は 1,301 万ドルで、2015 年 (1,019 万ドル) 比で 27.7%増加した。スリランカの対北貿易額は 2014 年に 1,000 万ドルを突破して以降増加傾向にある。

図表 39 スリランカの対北朝鮮輸出入

(単位：1,000 ドル)

2015年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			1,353.6		輸入総額			8,833.7	
中古のゴム製タイヤ	個	4012	246.7	1,690	モニター及びテレビ受像機器	個	8528	2,904.5	126,000
乳児用衣類及び衣類付属品	トン	6111	210.3	6	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品	トン	7210	1,675.3	1,924
トラックスーツ、スキースーツ及び水着	個	6112	189.5	21,389	プラスチック加工紡織用繊維の織物類	トン	5903	1,369.3	31
2016年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			3,527.7		輸入総額			9,479.6	
調整食料品	トン	2106	1,569.6	76	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品	トン	7210	3,012.8	3,716
トラックスーツ、スキースーツ及び水着	個	6112	413.9	54,575	プラスチック加工紡織用繊維の織物類	トン	5903	996.6	25
乳児用衣類及び衣類付属品	トン	6111	233.0	19	合成ゴム	トン	4002	833.4	543

出所：Global Trade Atlas。

(10) シンガポール

2016 年のシンガポールの対北朝鮮貿易額は 1,300 万ドルで、2015 年 (2,977 万ドル) 比で 56.4%減少した。2016 年に貿易額が急減したのは、主要な対北輸出品目であったタバコに関連するとみられる品目の輸出が大幅に減少したためである。なお、2017 年

については、これら品目の輸出は計上されていない。なお、シンガポール税関は 11 月、シンガポールを経由地とする貿易も含め、北朝鮮とのすべての貿易を禁止すると通達した。

図表 40 シンガポールの対北朝鮮輸出入

(単位：1,000 ドル)

2015年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			28,437.3		輸入総額			1,336.0	
その他の製造たばこ及びその代用品	トン	2403	9,825.1	1,463	香料用等の用途に供する植物	トン	1211	1,224.3	3
紙製の商業用包装容器	トン	4819	6,882.9	1,628	軟体動物(食用)	トン	0307	111.7	13
繊維用繊維のシート及びその製品	no data	5601	3,322.6	no data					
2016年									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			12,865.8		輸入総額			126.4	
紙製の商業用包装容器	トン	4819	5,106.1	1,081	軟体動物(食用)	トン	0307	124.9	10
繊維用繊維のシート及びその製品	no data	5601	3,570.6	no data	その他陶磁製品	no data	6914	0.9	no data
たばこ及びくずたばこ	トン	2401	1,127.4	248	貨幣	no data	7118	0.5	no data
2017年1-11月									
	数量単位	HS番号	金額	数量		数量単位	HS番号	金額	数量
輸出総額			286.4		輸入総額			212.8	
水、その他アルコールを含まない飲料	リットル	2202	103.6	12,064	軟体動物(食用)	トン	0307	202.4	13
石油及び瀝青油	トン	2710	100.7	61	遠心分離器、液体・気体ろ過機	台	8421	10.4	12
男子用シャツ	セント(10枚1組)	6105	17.6	200					

出所：Global Trade Atlas。

(11) その他注目される国・地域(台湾、ドイツ)

台湾は、例年上位 10 カ国以内に入るが、2016 年は 11 位となった。2016 年の対北朝鮮貿易額は 1,276 万ドルで、前年の 3,000 万ドルから 57.7%減となった。例年貿易構造は圧倒的な輸入超過で、輸入額のほとんどは石炭であったが、2016 年には石炭が減少し(411 万ドル、8,100 トン)、鉄鋼の新たな取引が確認された(377 万ドル、1 万 9,939 トン)。なお、中国以外で北朝鮮産石炭を輸入している主要取引国・地域は台湾のみである。ただし、台湾は 2017 年 9 月、北朝鮮との貿易を全面禁止すると発表しており、2017 年 1～11 月期の貿易額(254 万ドル)は前年同期比で 79.8%減少した。

2015 年に EU 加盟国の中で最も多額の対北貿易実績(942 万ドル)を上げたドイツは、2016 年には 766 万ドルと取引規模を大幅に減少させた。2014 年までドイツの対北輸入の大部分を占めていた衣類の輸入は引き続き中断しており、輸入額(132 万ドル)のほとんどはフェロアロイ(122 万ドル、1,440 トン)の取引である。2017 年 1～10 月期の貿易額は 393 万ドルで、前年同期比で 40.8%減少した。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170101>

「2017 年度 最近の北朝鮮経済に関する調査」

2018 年 3 月発行

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

電話 (03)3582-5181

E-mail ORG@jetro.go.jp

禁無断転載